

第3期
豊川市子ども・子育て支援事業計画
(案)

令和7年 月
豊 川 市

はじめに

令和5年4月にこども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行され、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができるよう、こどもに関する施策を社会のまんなか位置付けた「こどもまんなか社会」を目指す方針が示されました。

こうした背景には、出生数の減少とともに、児童虐待の増加にみられるような、家庭環境における課題の深刻化があります。

子どもたちは私たちの希望であり、未来を創る大切な存在です。私はこうした社会情勢を受け、マニフェストに掲げた3つの基本理念の1つとして位置づけられている「子育て豊川応援団」として、各施策を力強く推進することで「日本一子育てしやすいまち」を目指すこととしました。

本計画では「はばたけ 未来へ 豊川っ子！」を基本理念に掲げ、子どもたちが夢を抱いて明るい将来に向けて歩んでいけるよう、引き続き家庭や地域、行政が一体となって取り組む、切れ目のない子育て応援施策を展開し、「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組を推進してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、豊川市子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントなどにより、貴重なご意見をお寄せいただいた皆様に心から感謝申し上げます。



令和7年3月

豊川市長 竹本 幸夫

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	8
1 計画策定の背景.....	8
2 計画策定の趣旨.....	9
3 計画の位置づけ.....	10
4 計画の期間.....	11
5 計画の策定体制と経過.....	11
 第2章 子どもと家庭を取り巻く環境の状況.....	 13
1 豊川市の状況.....	13
2 アンケートから見る豊川市の現状.....	32
3 子ども・子育てを取り巻く現状と課題.....	65
 第3章 計画の基本的な考え方.....	 67
1 基本理念.....	67
2 基本目標.....	68
3 施策の体系.....	69
4 子どもの成長に合わせた切れ目のない支援.....	73

第4章 子育て支援施策の推進..... 75

基本目標1 「こどもまんなか社会」の構築.....	75
基本目標2 安心してこどもを生み育てることができる環境づくり.....	77
基本目標3 児童・青少年の健全育成及び若者への支援.....	82
基本目標4 配慮等が必要な家庭や子どもへの支援.....	85
基本目標5 子育てしやすい環境の整備.....	93

第5章 量の見込みと確保方策（法定事業）..... 99

1 教育・保育提供区域の設定.....	99
2 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方.....	101
3 教育・保育の量の見込みと確保の内容.....	104
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容.....	108
5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	131

第6章 計画の進捗管理..... 132

1 施策の実施状況の点検.....	132
2 国・県等との連携.....	132

資料編 133

1 策定経過.....	134
2 豊川市子ども・子育て会議条例.....	135
3 豊川市子ども・子育て会議委員名簿.....	136
4 用語解説.....	137
5 相談体制イメージ図.....	142

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

我が国における子どもを取り巻く動向として、これまで、子どもに関する各般の施策の充実に取り組んできましたが、少子化の進行を伴う人口減少に歯止めがかかっていない状況となっています。また、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多となり、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化している状況にあり、子どもを取り巻く状況は深刻化しています。

そうした状況を受け、「こどもまんなか社会」の実現を目指し、子どもの視点で、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする子ども政策の総合的な推進を目的として、令和5年4月に「こども家庭庁」が発足するとともに、子どもに関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤となるものとして、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策の基本理念や基本となる事項を明らかにすることにより、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行されました。

また、令和5年12月には、「こども基本法」の理念に基づき、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定され、その実行計画として令和6年5月に「こどもまんなか実行計画」が策定されました。

加えて、令和6年6月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」として改正され、国はこどもの貧困を解消し、貧困による困難を、こどもたちが強いられることがないような社会を目指しています。

一方、本市においては、「第2期子ども・子育て支援事業計画」のほか、令和3年度より実施されている「新子育て安心プラン」、令和4年6月に改正された児童福祉法、令和5年12月に国から示された「こども未来戦略」など、新たに示される方針等に基づいて様々な施策を展開し、一定の成果を収めています。しかし、令和5年度に小中学生及び保護者を対象として実施した「豊川市子ども調査」及び「豊川市子ども・子育てに関するアンケート調査」の結果を見るとまだ、多くの課題やニーズがあることがうかがえます。

このような子どもたちを取り巻く社会の変化や国の動向、あるいは本市の現状や課題に対応するため、これまで以上に子ども・子育て支援施策を充実させていく必要があります。

2 計画策定の趣旨

本市では、令和2年3月に「第2期豊川市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもの最善の利益の実現のため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識のもと、第1期計画において掲げた『はばたけ 未来へ 豊川っ子！』の基本理念を継承し、個人・家族・地域・社会・行政が一体となって、相互に連携・役割分担しながら、「子ども・子育て支援社会の構築」を目指して子ども・子育て支援の施策を推進してきました。

こうした中、「第2期豊川市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で最終年度を迎えることから、引き続き、計画的に子ども・子育て支援施策を推進するとともに、「こども大綱」の理念・方針も踏まえ、「第3期豊川市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進し、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指します。

●SDGsとの関連

できれば千年先の人類にも感謝されるような文化的、社会的資産を後世に残していく、そのきっかけがSDGs

（持続可能な開発目標）です。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されたもので、2030年に向けて世界が合意

した国際的なアジェンダ（議題）として、17のゴールと169のターゲットからなるものとなります。

SDGsは「世界中の誰一人も取り残さない」という考えのもと、世界の課題を網羅的に取り上げています。全ての人が幸せになれるようにという目標となりますが、これは本計画の目的と同じであるといえ、本計画を推進していくことでSDGsの達成に貢献することが期待できます。

○本計画と関連する代表的なSDGsのゴール

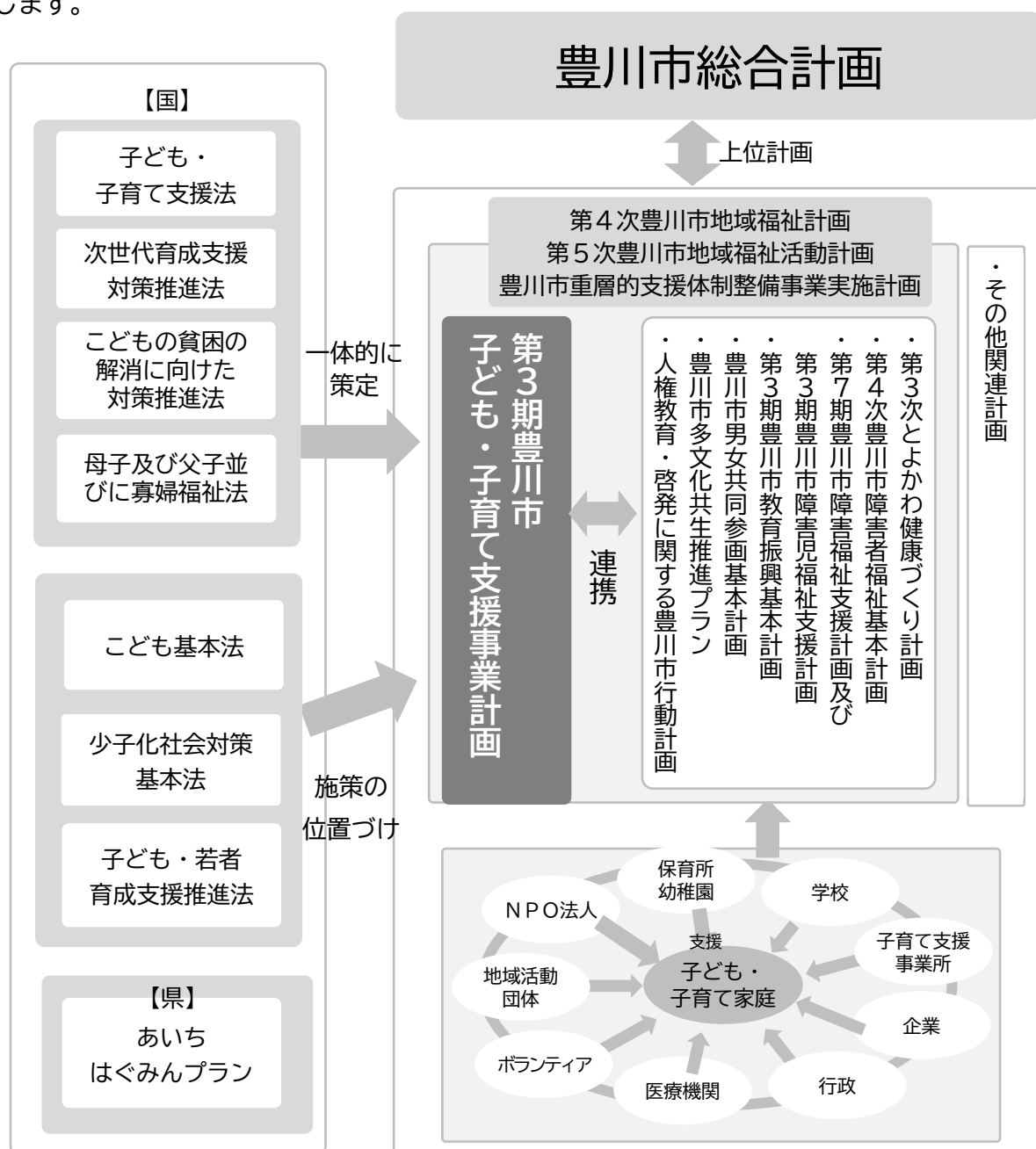


3 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策推進法第10条に基づくこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（市町村計画）、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「豊川市ひとり親家庭等自立促進計画」と位置付け、一体的に定めるものとします。

また、子どもと子育てを取り巻く施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、まちづくり等、あらゆる分野にわたるため、これらの施策の総合的・一体的な推進が必要です。そのため、豊川市総合計画をはじめ、関連する各種計画との連携を図ります。

なお、こども基本法、少子化社会対策基本法及び子ども・若者育成支援推進法に基づく施策に関し、体系的に位置付け、こども基本法に基づく「こども計画」を意識した計画とします。

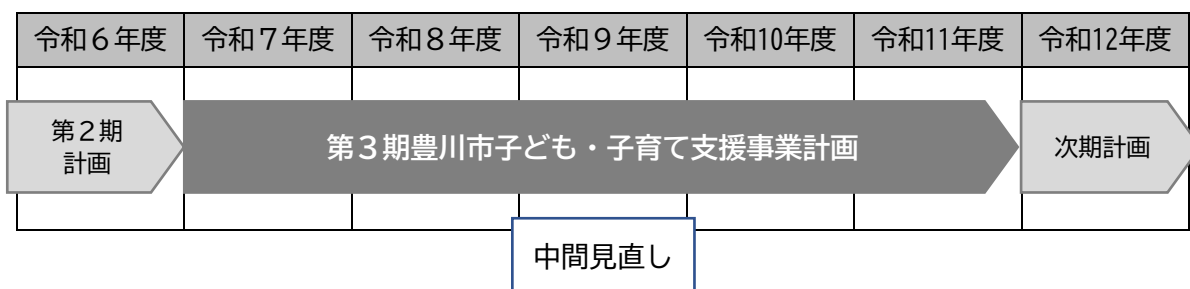


4 計画の期間

この計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

なお、国の制度改革、社会経済状況の変化、市民ニーズ、子育て支援事業者の意向の変化などが生じた場合、必要に応じて柔軟に見直しを行います。

計画期間



5 計画の策定体制と経過

(1) 豊川市子ども・子育てに関するアンケート調査の実施

本計画の策定に際して、子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、0～5歳の就学前児童の保護者、小学1～6年生の保護者を対象として、令和5年12月に「子ども・子育てに関するアンケート調査」を実施しました。

調査対象	調査方法	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童の保護者	郵送による配布・回収 及びwebでの回答	2,000通	903通	45.2%
小学生児童の保護者		2,000通	945通	47.3%

(2) 豊川市子ども調査の実施

本計画の策定に際して、子どもの学習状況や生活習慣、子どもを取り巻く社会環境、子育て世帯の経済状況等を把握し、子どもの健全育成や、保護者の子育てを支援する施策を分析するために実施しました。

市立の小学校5年生、市立の中学校2年生、また、豊川市在住の小学1年生及び小学5年生、中学2年生の子どもがいる保護者を対象として、令和5年12月から令和6年1月にかけて調査を実施しました。

	配布数（通）	有効回答数（通）	有効回答率（％）
小学5年生	750	351	46.8
中学2年生	750	340	45.3
小学1年生 保護者	750	516	68.8
小学5年生 保護者	750	286	38.1
中学2年生 保護者	750	270	36.0

(3) 「子ども・子育て会議」の開催

この計画に子育て当事者等の意見を反映するとともに、本市における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、公募による市民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「豊川市子ども・子育て会議」を開催し、計画の内容について審議しました。

(4) パブリックコメント手続の実施

令和7年1月～2月に、パブリックコメントの手続を実施し、計画素案に対する幅広い意見を聴取しました。

第2章

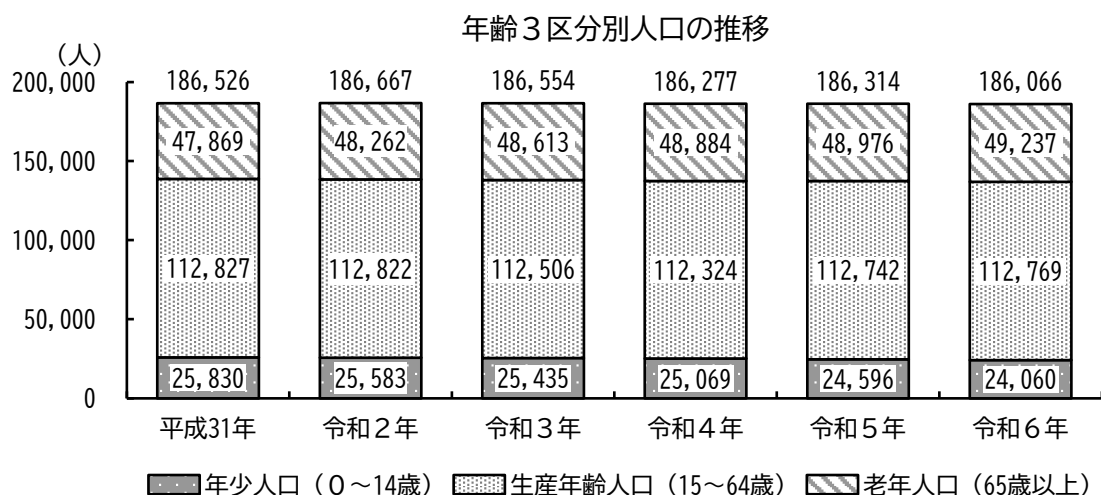
子どもと家庭を取り巻く環境の状況

1 豊川市の状況

(1) 人口の状況

① 年齢3区分別人口の推移

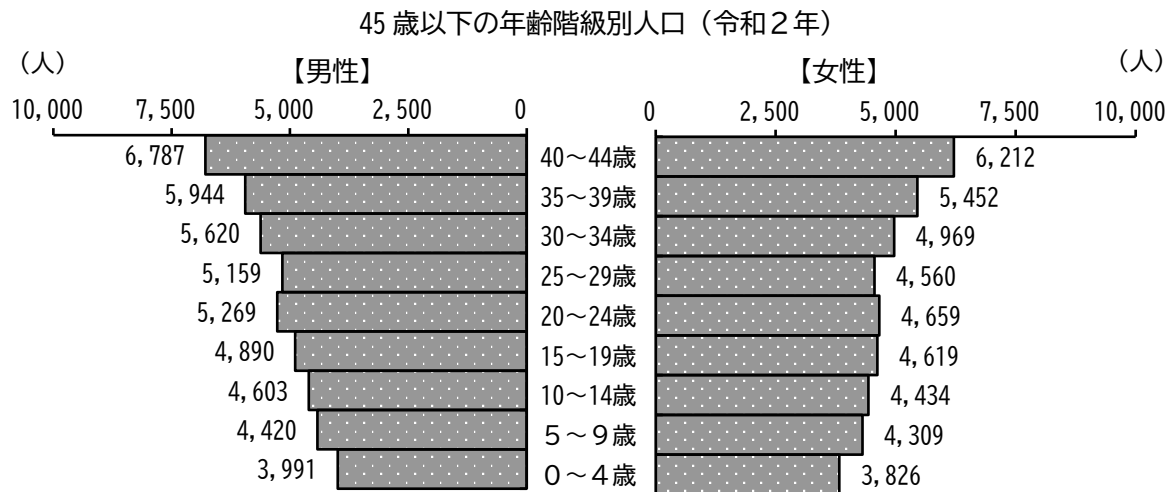
人口推移をみると、総人口は、増減はあるものの減少傾向にあり、令和6年3月末日現在で186,066人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進んでいます。



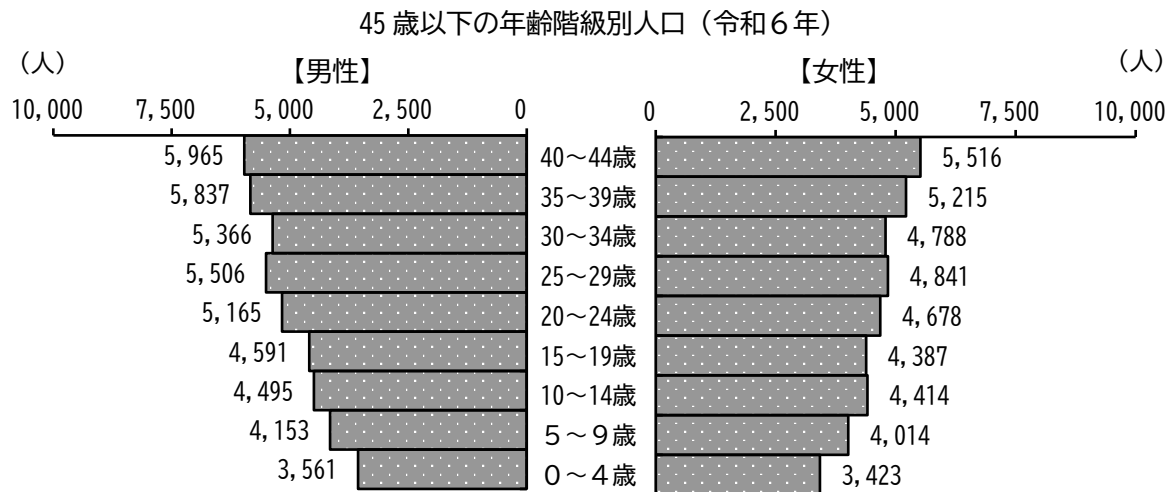
資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

② 45歳以下の人口の推移

45歳以下の人口は、年齢階級が低くなるにつれ減少しています。また、令和2年に比べ令和6年では、一部の年齢階級を除き人数が減少しています。



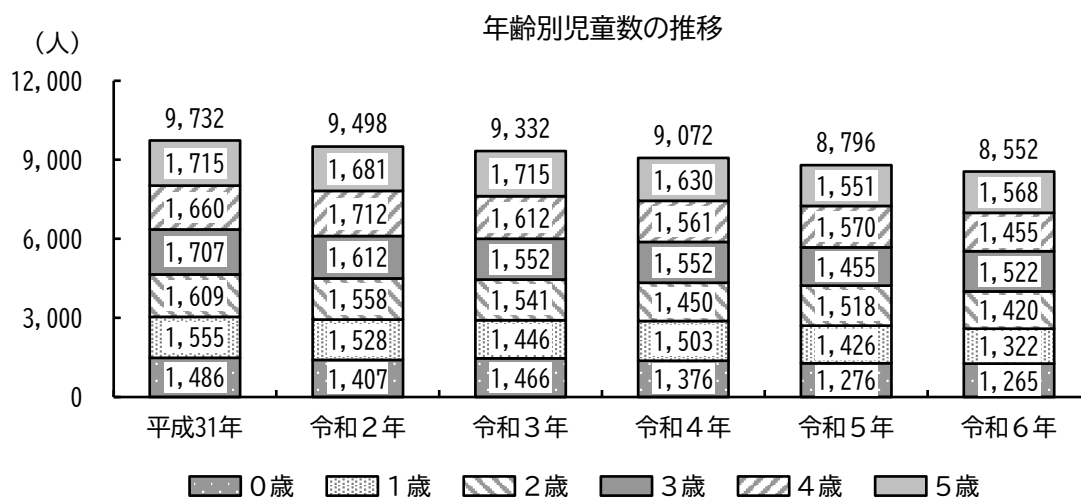
資料：住民基本台帳（令和2年3月末日現在）



資料：住民基本台帳（令和6年3月末日現在）

③ 年齢別就学前児童数の推移（0～5歳児）

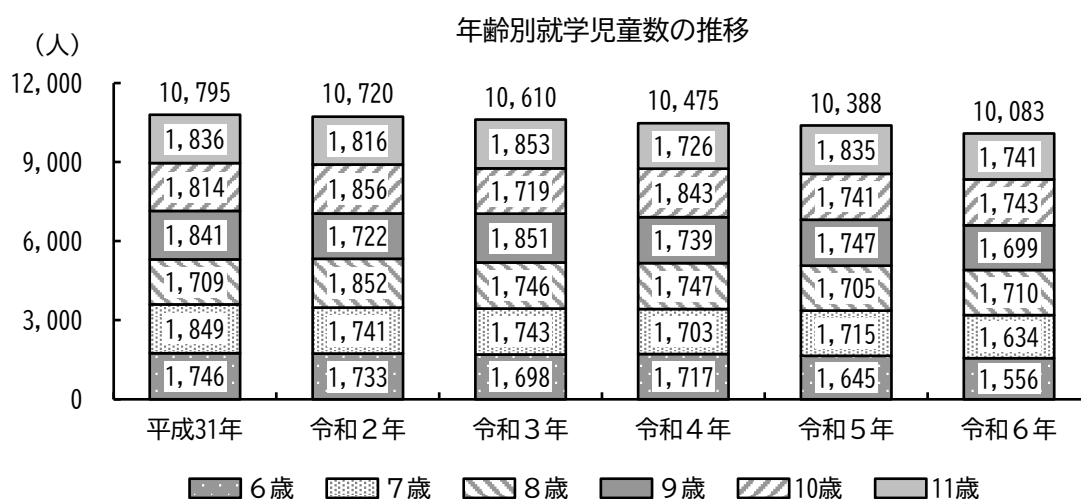
0歳から5歳の子ども人口は年々減少しており、令和6年3月末日現在で8,552人となっています。



住民基本台帳（各年3月末日現在）

④ 年齢別就学児童数の推移（6～11歳児）

6歳から11歳の子ども人口は年々減少しており、令和6年3月末日現在で10,083人となっています。

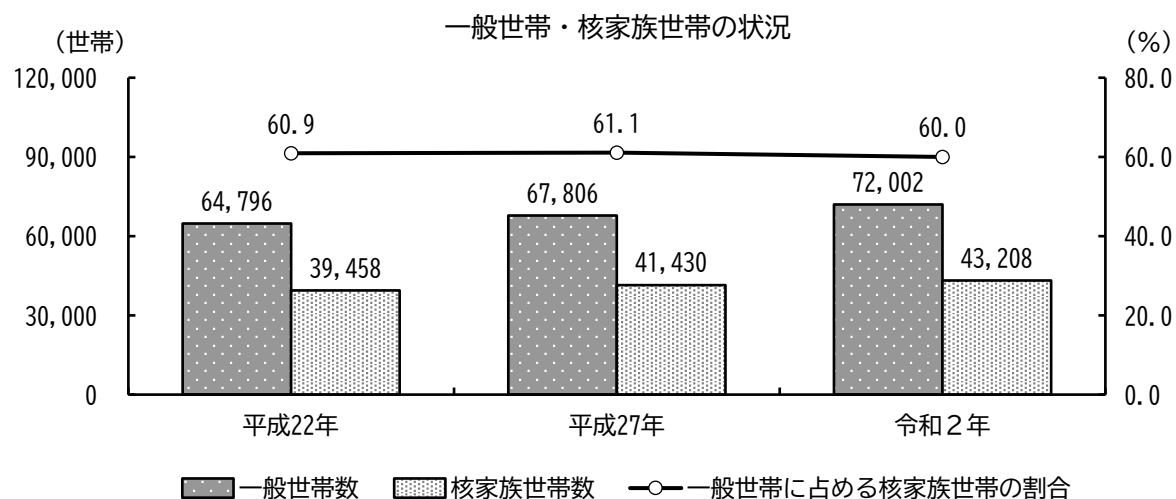


住民基本台帳（各年3月末日現在）

(2) 世帯の状況

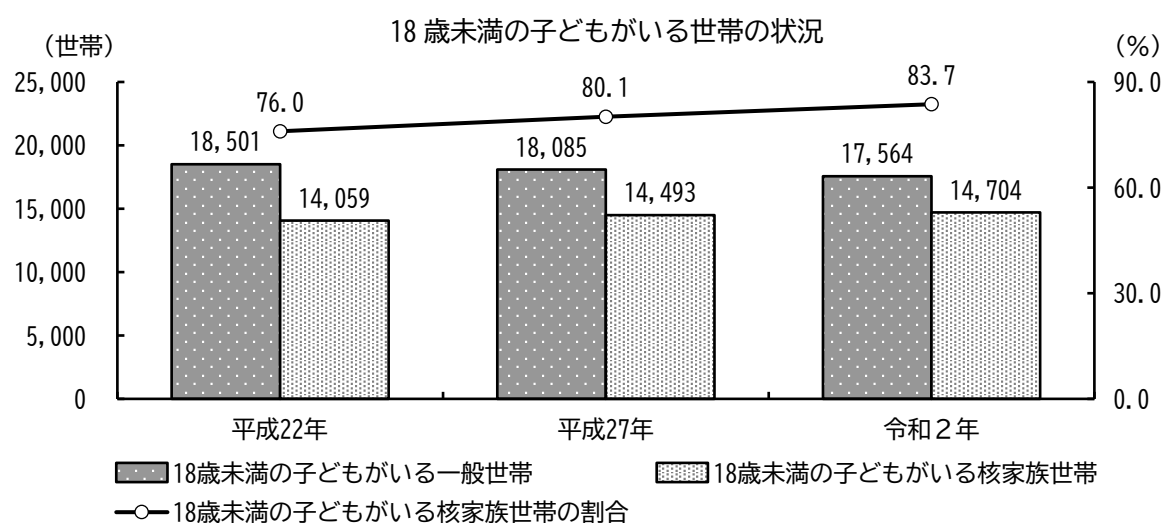
① 一般世帯・核家族世帯の状況

核家族世帯数は年々増加しており、令和2年で43,208世帯となっていますが、一般世帯に占める核家族世帯の割合は、一般世帯数の増加に伴い横ばいとなっています。



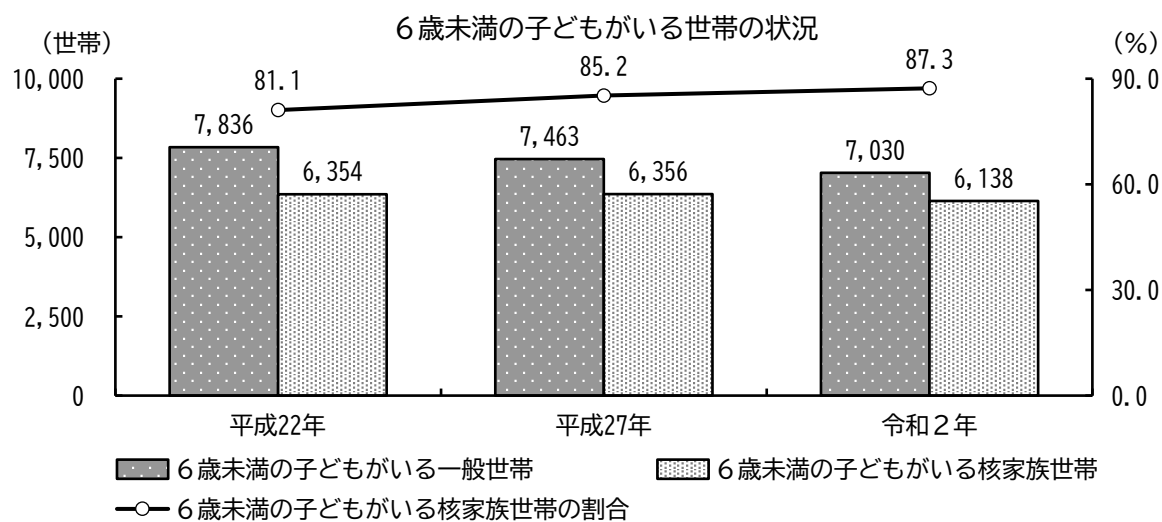
② 18歳未満の子どもがいる世帯の状況

18歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々減少しており、令和2年で17,564世帯となっていますが、18歳未満の子どもがいる核家族世帯の割合は増加しています。



③ 6歳未満の子どもがいる世帯の状況

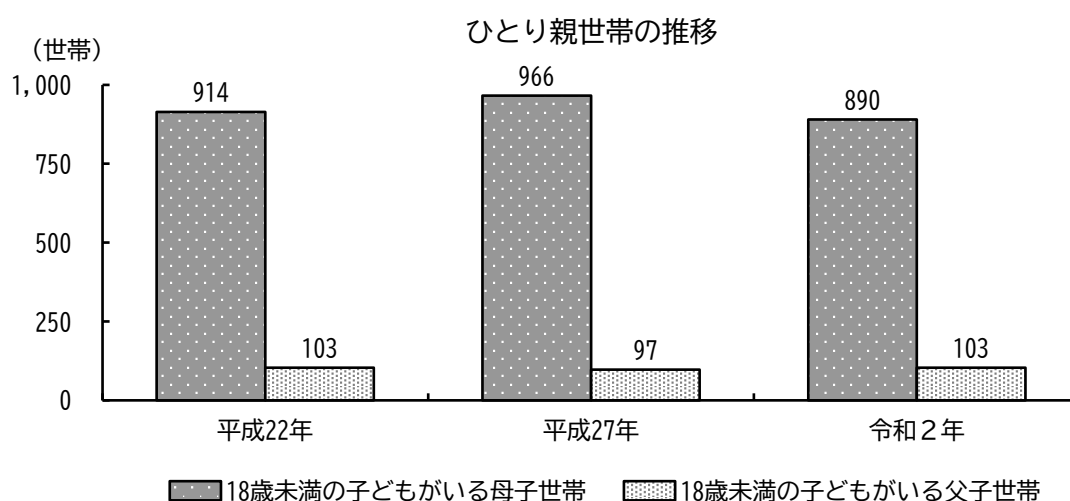
6歳未満の子どもがいる一般世帯数、6歳未満の子どもがいる核家族世帯数は減少傾向にある一方、6歳未満の子どもがいる核家族世帯の割合は増加しています。



資料：国勢調査

④ ひとり親世帯の推移

18歳未満の子どもがいるひとり親世帯は母子世帯、父子世帯ともに増減しています。令和2年では母子世帯は890世帯、父子世帯は103世帯となっています。

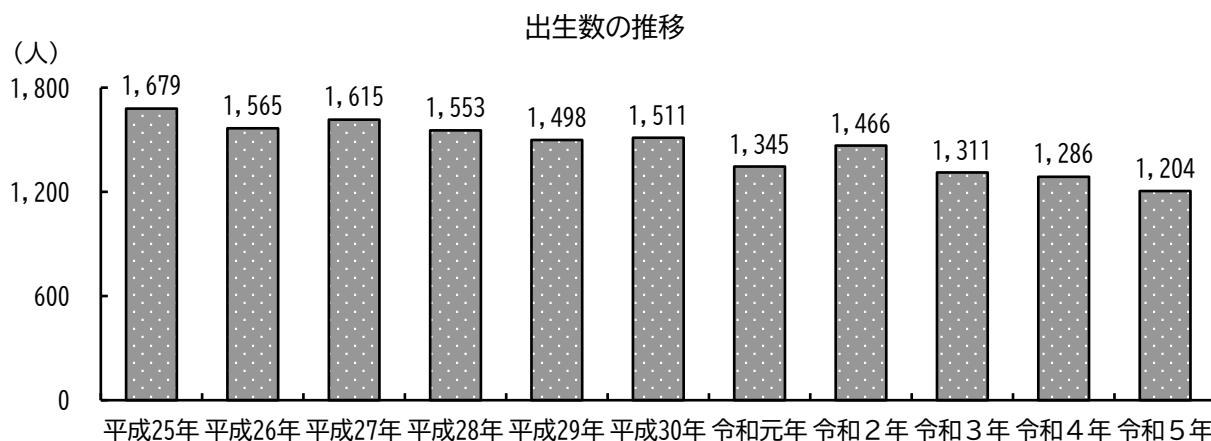


資料：国勢調査

(3) 出生の状況

① 出生数の推移

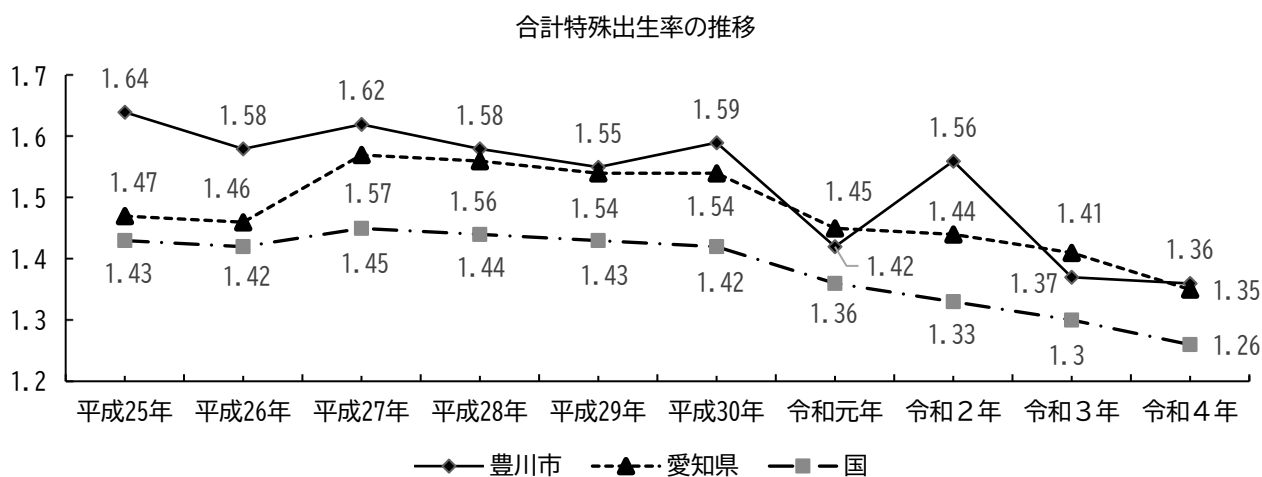
出生数は増減を繰り返しており、令和5年では1,204人と過去11年間で最も少なくなっています。



資料：愛知県衛生年報（令和5年は「愛知県の人口動態統計」）

② 合計特殊出生率の推移

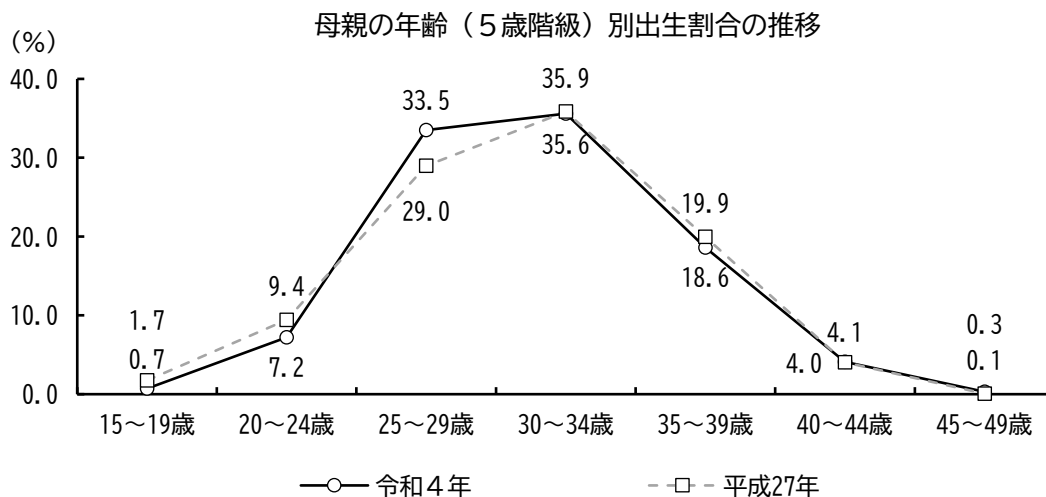
合計特殊出生率は減少傾向にあり、令和4年では1.36と最も低くなっています。



資料：愛知県の人口動態統計（令和5年）、庁内資料

③ 母親の年齢（5歳階級）別出生割合の推移

母の年齢（5歳階級）別出生割合の推移をみると、平成27年と比べ25～29歳の割合が令和4年で高くなっています。

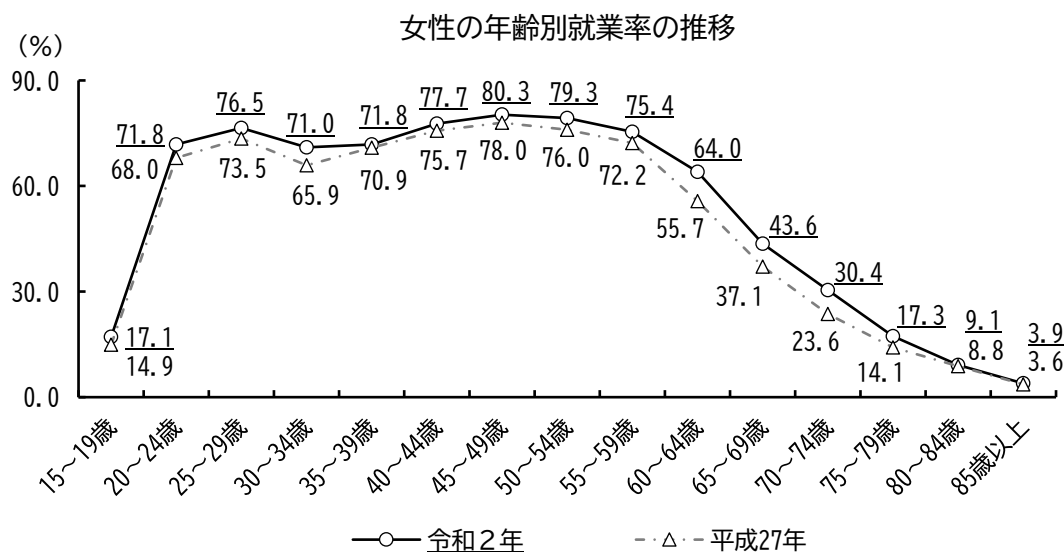


資料：愛知県衛生年報

(4) 就業の状況

① 女性の年齢別就業率の推移

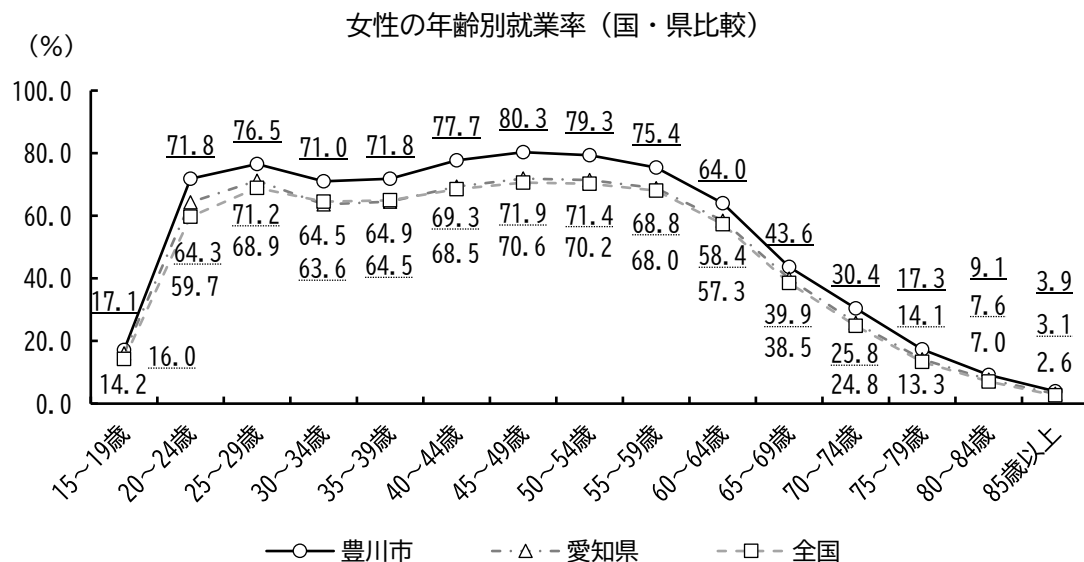
本市の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いていますが、平成27年と比べ各年代で就業率は高まっています。落ち込みの大きい30～39歳の就業率は平成27年に比べ令和2年で上昇し、近年ではM字カーブは緩やかになっています。



資料：国勢調査

② 女性の年齢別就業率（国・県比較）

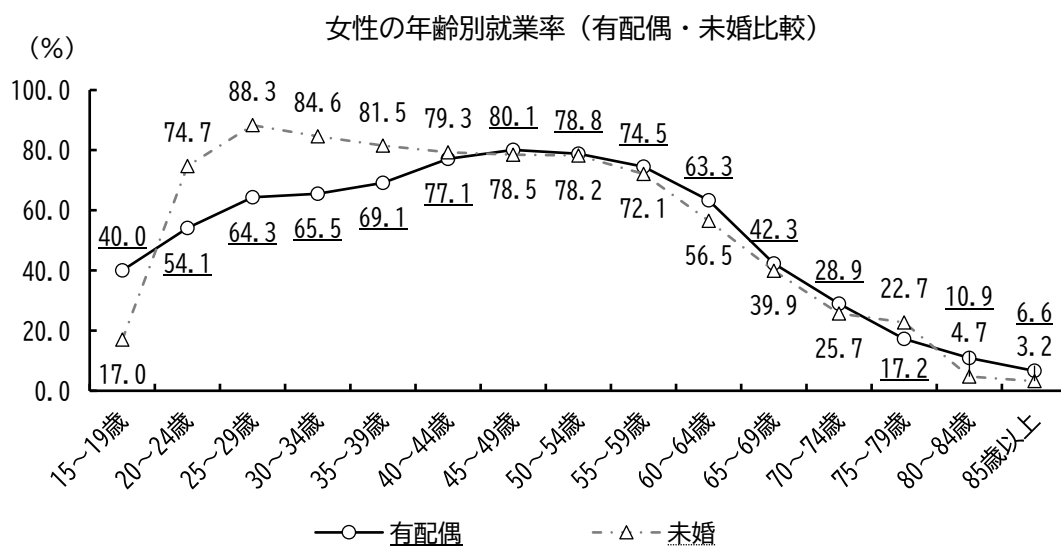
本市の令和2年の女性の年齢別就業率を全国、県と比較すると、各年代で全国・県より高い傾向にあります。



資料：国勢調査（令和2年）

③ 女性の年齢別就業率（有配偶・未婚比較）

本市の令和2年の女性の既婚・未婚別就業率をみると、特に20歳代から30歳代において既婚者に比べ未婚者の就業率が高くなっています。



資料：国勢調査（令和2年）

(5) 教育・保育サービス等の状況

① 幼稚園・保育所等の状況

1号認定（2号認定を除く満3歳以上の就学前の子どもで、幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の利用が可能）の推移をみると、減少傾向にあり、令和6年度で1,072人となっています。

2号認定（満3歳以上の就学前の子どもで、保護者の就労や疾病等により、保育を必要とする子どもで、保育所・認定こども園（保育所部分）の利用が可能）の推移をみると、減少傾向にある一方で、3号認定（満3歳未満の就学前の子どもで、保護者の就労や疾病等により、保育を必要とする子どもで、保育所・認定こども園（保育所部分）・小規模保育事業所等が利用可能）は増減を繰り返してはいるものの増加傾向となっています。

保育所（公立）の年齢別在籍状況をみると、1歳児は増加傾向、3～5歳児は減少傾向にあります。また、保育所（私立）の年齢別在籍状況は年度によってばらつきがあります。

1号認定（認定こども園及び幼稚園）

単位：人

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3歳児	444	394	388	396	345	378
4歳児	452	424	389	374	378	326
5歳児	458	441	426	398	365	368
計	1,354	1,259	1,203	1,168	1,088	1,072

資料：庁内資料（各年度5月1日）

2・3号認定（保育所、認定こども園及び小規模保育事業所）

単位：人

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
2号認定	3,537	3,524	3,460	3,367	3,281	3,282
3号認定	1,343	1,405	1,425	1,444	1,491	1,459
計	4,880	4,929	4,885	4,811	4,772	4,741

資料：庁内資料（各年度4月1日）

2号認定の年齢別在籍状況

単位：人

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3歳児	1,172	1,117	1,077	1,080	1,041	1,069
4歳児	1,152	1,222	1,147	1,121	1,117	1,070
5歳児	1,213	1,185	1,236	1,166	1,123	1,143
計	3,537	3,524	3,460	3,367	3,281	3,282

資料：庁内資料（各年度4月1日）

3号認定の年齢別在籍状況

単位：人

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	113	140	134	117	119	120
1歳児	501	540	559	591	595	575
2歳児	729	725	732	736	777	764
計	1,343	1,405	1,425	1,444	1,491	1,459

資料：庁内資料（各年度4月1日）

公立保育所の年齢別在籍状況

単位：人

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	47	60	50	44	57	47
1歳児	218	235	240	257	256	273
2歳児	334	333	311	317	325	338
3歳児	551	522	513	501	484	493
4歳児	571	575	542	539	516	501
5歳児	581	598	593	550	541	531
計	2,302	2,323	2,249	2,208	2,179	2,183

資料：庁内資料（各年度4月1日）

私立保育所等の年齢別在籍状況

単位：人

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	66	76	82	68	57	73
1歳児	283	292	314	329	331	302
2歳児	395	390	409	410	446	426
3歳児	621	595	564	579	557	576
4歳児	581	647	605	583	601	569
5歳児	632	587	643	616	582	612
計	2,578	2,587	2,617	2,585	2,574	2,558

資料：庁内資料（各年度4月1日）

② 待機児童の推移

第1期の本計画が策定された平成26年度以降、待機児童は発生していません。

待機児童の推移

単位：人

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
4月1日時点	0	0	0	0	0	0
10月1日時点	0	0	0	0	0	0

資料：庁内資料

③ 時間外保育の利用状況

時間外保育の利用状況をみると、年間利用延べ日数は9,000日程度で推移していますが、令和2年度以降、月平均登録者数は減少傾向となっており、令和5年度では月平均登録者数が727人、年間利用延べ日数が8,347日となっています。

時間外保育の利用状況

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設数（箇所）	16	17	17	17	17
月平均登録者数（人）	626	908	821	802	727
年間利用延べ日数（日）	8,999	10,483	9,913	8,589	8,347

資料：庁内資料（各年度3月末日）

④ 保育所における一時預かり事業の利用状況

保育所における一時預かり事業の利用状況をみると、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度は急減しましたが、令和3年度以降は6,000人前後で推移しています。

保育所における一時預かり事業の利用状況

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設数（箇所）	12	12	12	12	12
年間利用延べ人数（人）	7,410	4,899	5,872	6,146	5,954

資料：庁内資料（各年度3月末日）

⑤ 病児・病後児保育の利用状況

病児・病後児保育の利用状況をみると、1日あたり定員は令和5年度には1か所増設したことにより8人となりました。また、年間利用延べ人数は、新型コロナウイルス感染症の影響により増減を繰り返しています。

病児・病後児保育の利用状況

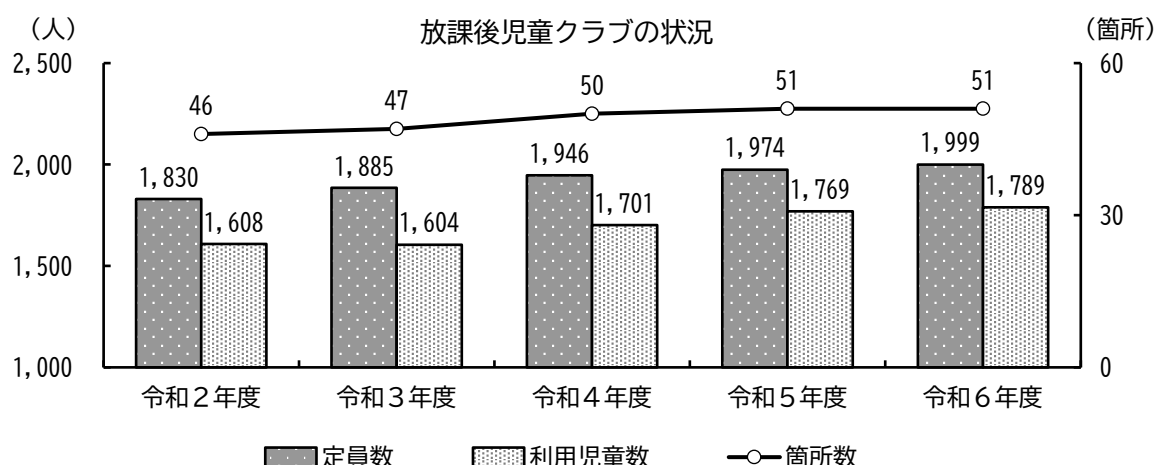
項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設数(箇所)	1	1	1	1	2
1日あたり定員(人)	4	4	4	4	8
年間利用延べ人数(人)	373	9	130	118	228

資料：庁内資料（各年度3月末日）

(6) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の状況

① 放課後児童クラブの状況

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）における定員数・箇所数はともに増加しています。利用児童数についても令和3年度を除き年々増加しており、令和6年度で1,789人となっています。



② 待機児童の推移

放課後児童クラブの待機児童数は、増減を繰り返していますが、令和6年度は近年で最も多くなりました。

待機児童の推移

単位：人

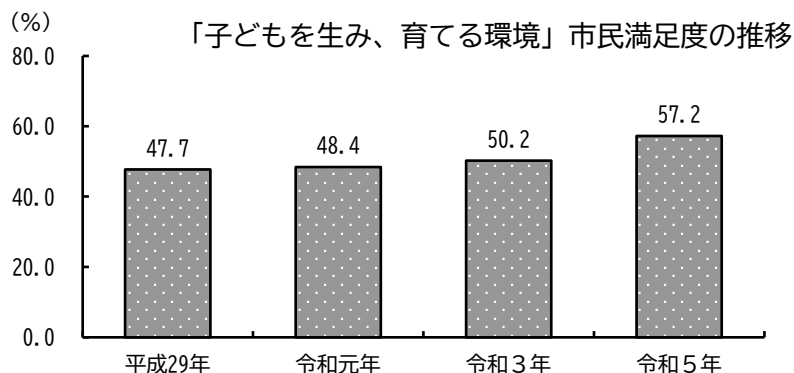
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
5月1日時点	74	40	72	59	97

資料：庁内資料

(7) その他の状況

① 「子どもを生み、育てる環境」市民満足度の推移

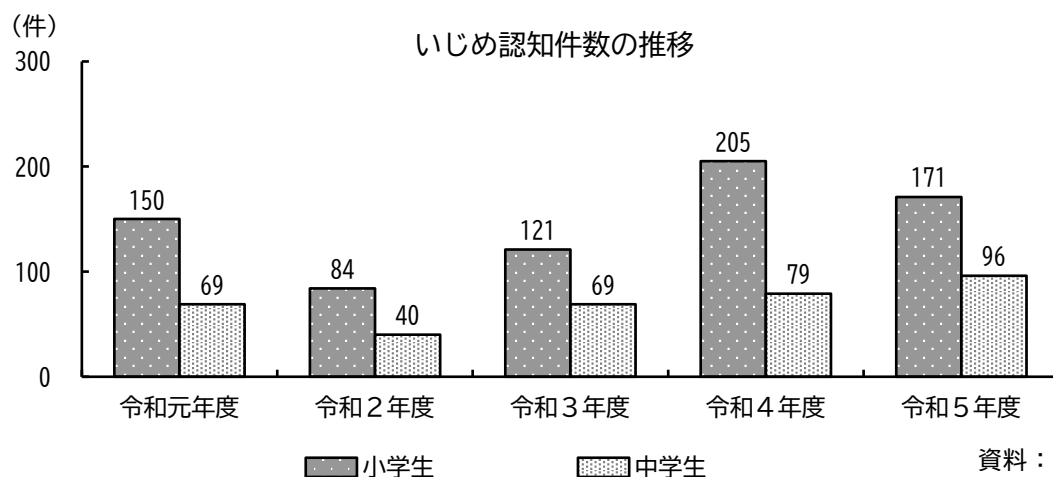
「子どもを生み、育てる環境」の市民満足度は上昇傾向にあり、令和5年度で57.2%の市民が満足であると回答しています。



資料：市民意識調査報告書

② いじめ認知件数の推移

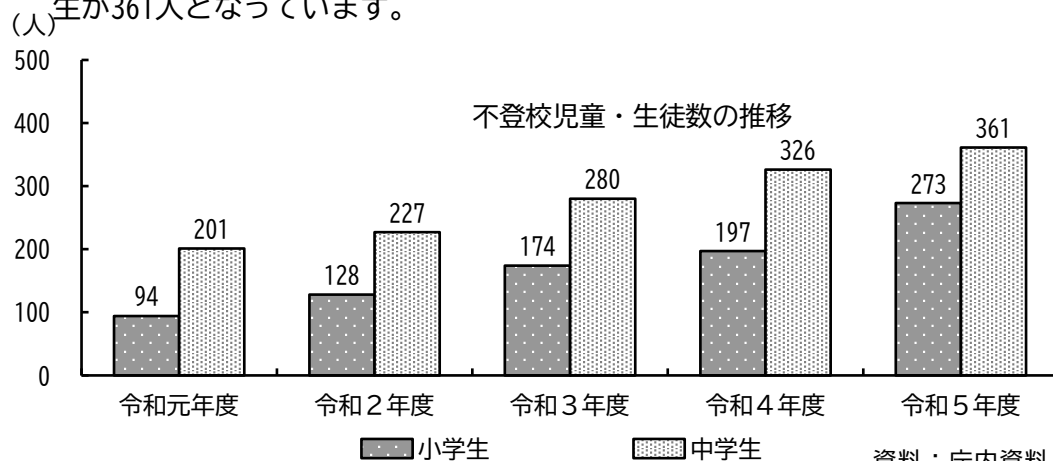
いじめ認知件数は、小学生は増減を繰り返しており、また、中学生は増加傾向にあり、令和5年度で小学生が171件、中学生が96件となっています。



資料：庁内資料

③ 不登校児童・生徒数の推移

不登校児童・生徒数は小中学生とも増加しており、令和5年度で小学生が273人、中学生が361人となっています。



資料：庁内資料

④ 豊川市少年愛護センター相談実績（カウンセリング含む）

相談の状況を見ると、令和5年度では300件程の相談を受け付けています。このうち、「不登校」及び「ひきこもり」に関する相談が50%以上となっています。

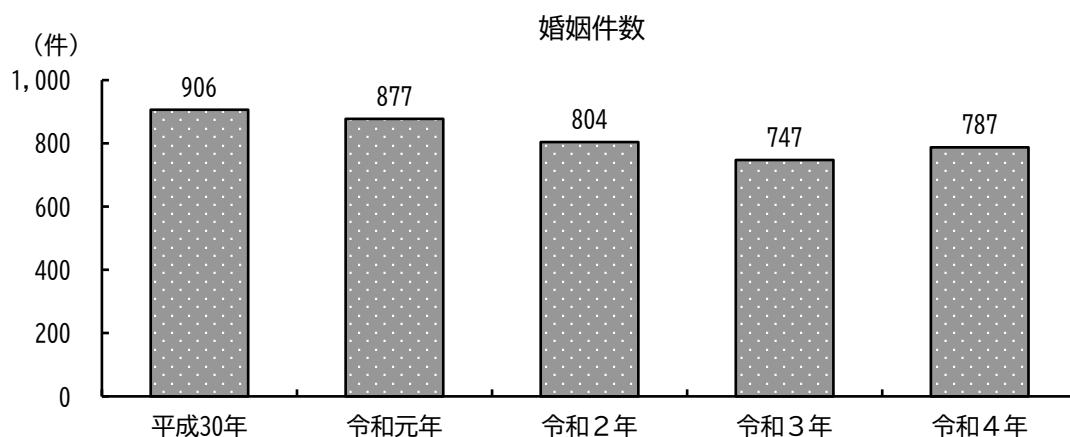
単位：件

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
不登校	108	48	77	111	99
いじめ	4	8	0	0	0
進路	1	0	2	19	1
学校生活	16	22	18	14	11
家庭生活	11	26	21	24	11
子育て・しつけ	12	4	8	24	22
養育その他	3	0	0	6	1
虞犯・不良行為	0	3	3	4	2
犯罪	2	0	0	0	0
薬物依存	0	0	0	0	0
矯正更生その他	3	0	0	0	2
ひきこもり	79	66	66	55	68
障害	9	0	0	3	7
虐待暴力	2	1	1	2	9
医療福祉その他	8	0	8	7	10
ニート	0	0	0	0	0
就労不安	4	0	8	11	7
就職活動	0	1	2	0	2
自立雇用その他	12	12	1	19	20
その他の問題	18	13	23	11	13
計	292	204	238	310	285

資料：庁内資料

⑤ 婚姻数

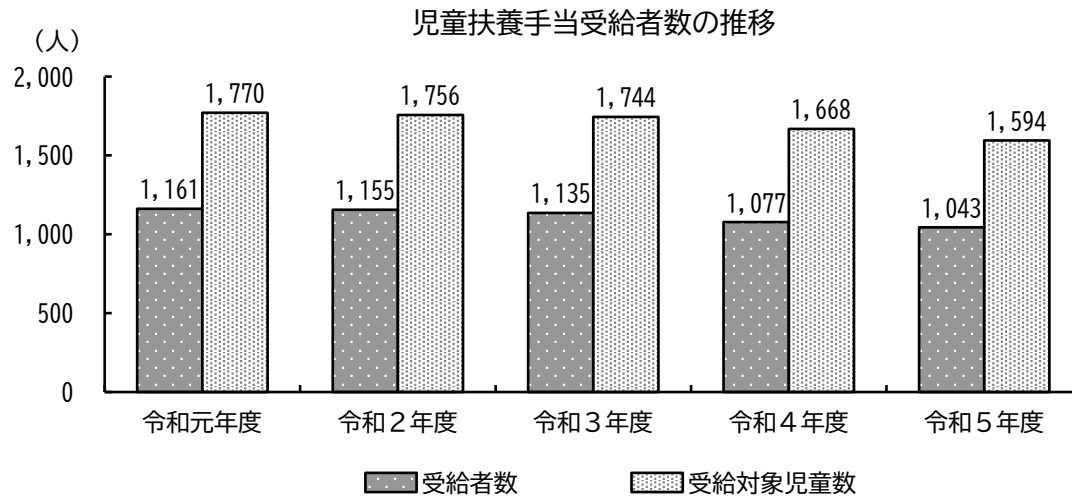
婚姻件数は、減少傾向にありましたが、令和4年において787件に増加しています。



資料：愛知県衛生年報

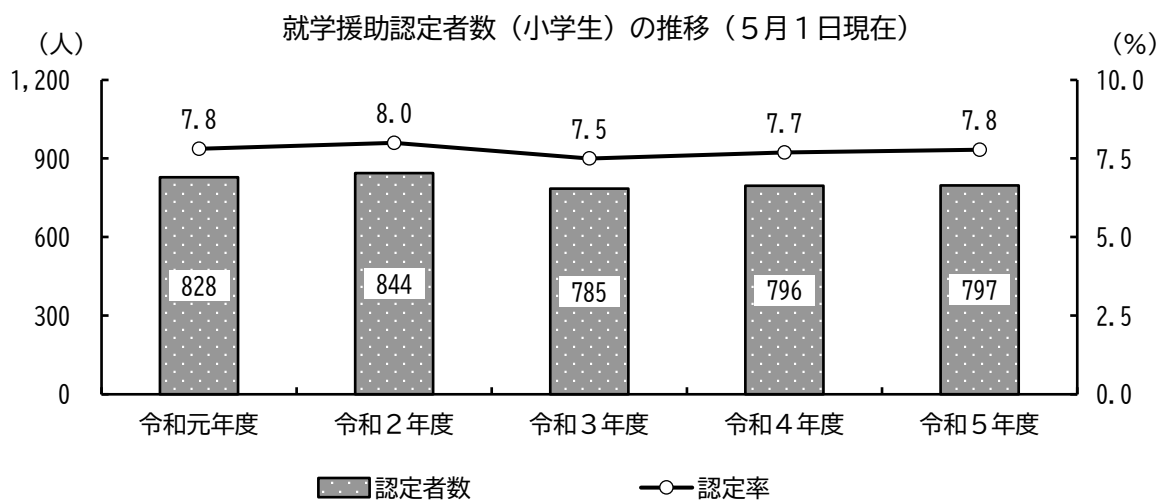
⑥ 児童扶養手当受給者数の推移

児童扶養手当受給者数・受給対象児童数は年々減少傾向にあり、令和5年度で受給者数が1,043人、受給対象児童数が1,594人となっています。



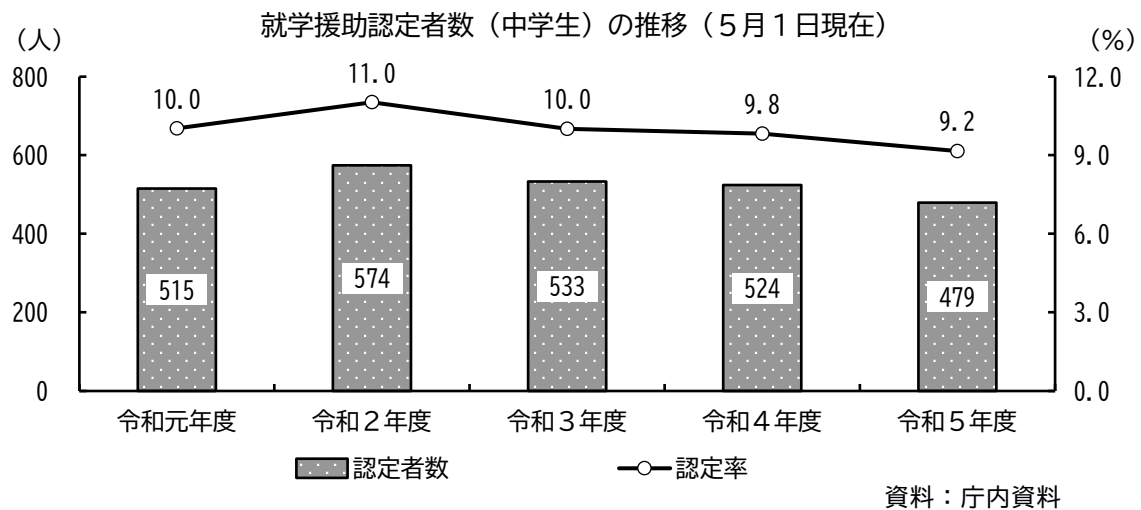
⑦ 就学援助認定者数（小学生）の推移

小学生における就学援助認定者数・認定率は増減を繰り返しており、令和5年度で認定者数が797人、認定率が7.8%となっています。



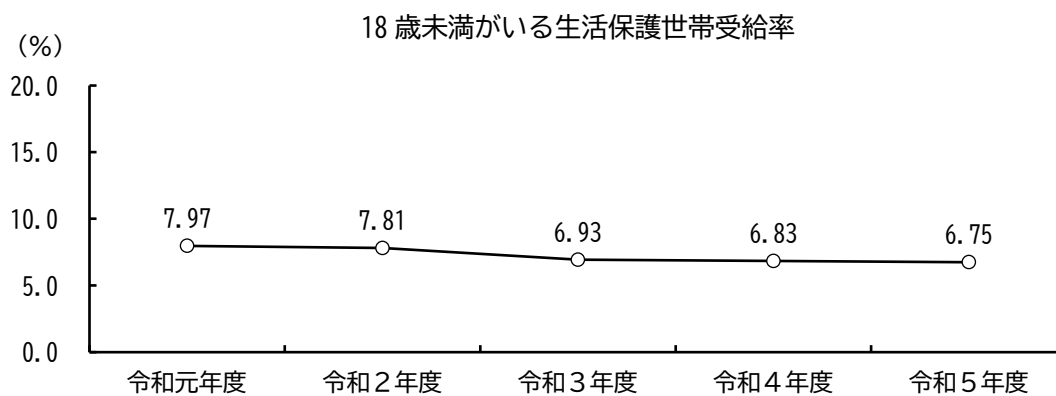
⑧ 就学援助認定者数（中学生）の推移

中学生における就学援助認定者数・認定率は令和2年度以降減少傾向にあり、令和5年度で認定者数が479人、認定率が9.2%となっています。



⑨ 18歳未満の子どもがいる生活保護世帯受給率

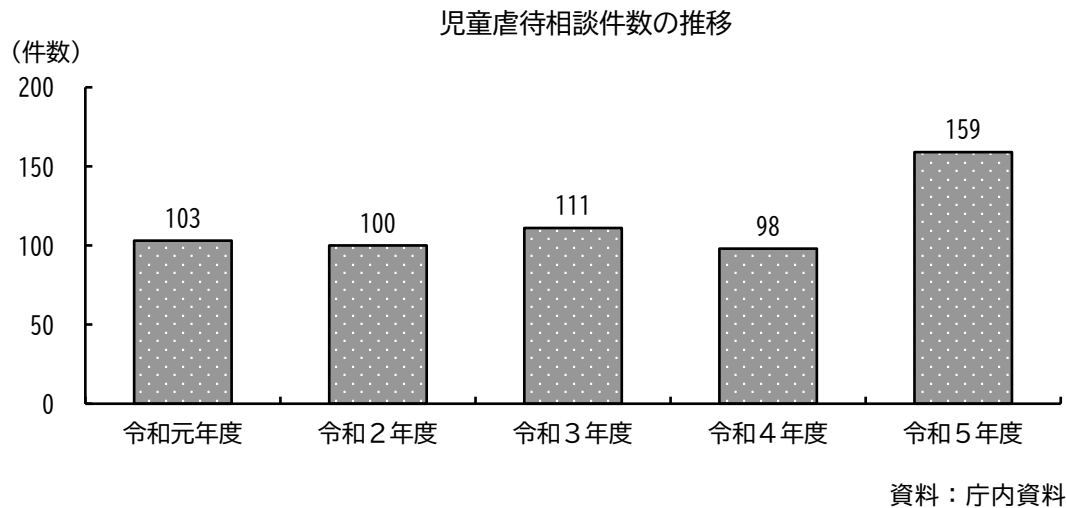
18歳未満の子どもがいる生活保護世帯受給率は減少傾向にあり、令和5年度で受給率は、6.75%となっています。



資料：庁内資料

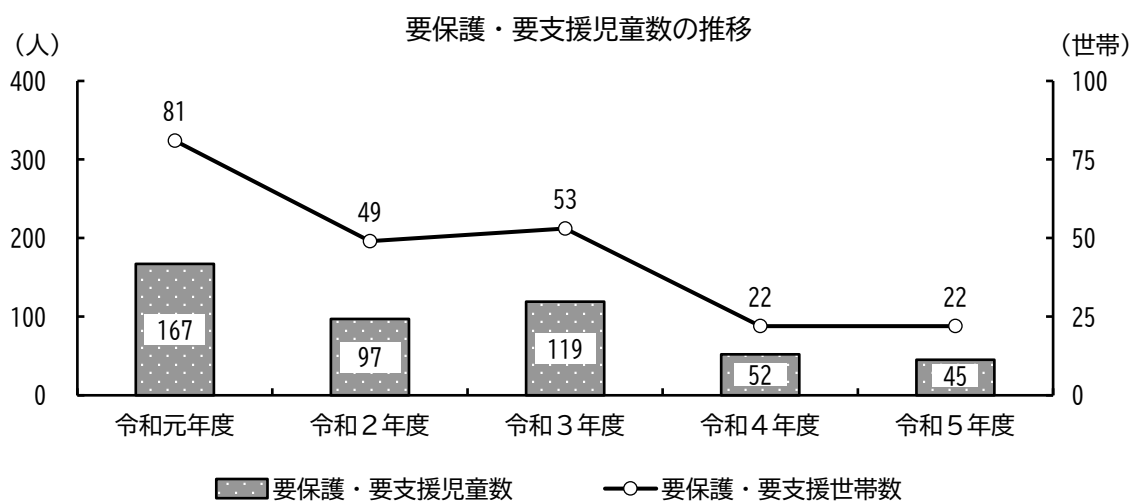
⑩ 児童虐待相談件数の推移

本市の児童虐待相談件数は増減を繰り返していますが、令和5年度は、過去5年では最も多い159件となっています。



⑪ 要保護・要支援児童数の推移

虐待等の事案が発生し、要保護児童対策地域協議会で登録した要保護・要支援児童数は、増減しながらも減少傾向となっています。これは、登録後、状況の改善や支援者の連携が図られ、6か月以上安定した家庭環境が維持されたと判断でき、支援関係機関で見守っていくこととしたケースを終結としたためです。



資料：庁内資料（各年度3月末日）

⑫ 子育て関連相談の状況

子育て関連相談の状況をみると、相談件数は増加傾向にあります。保育所、つどいの広場、保健センター、利用者支援事業（特定型）において件数の割合が多くなっています。

子育て関連相談の状況

単位：件、人

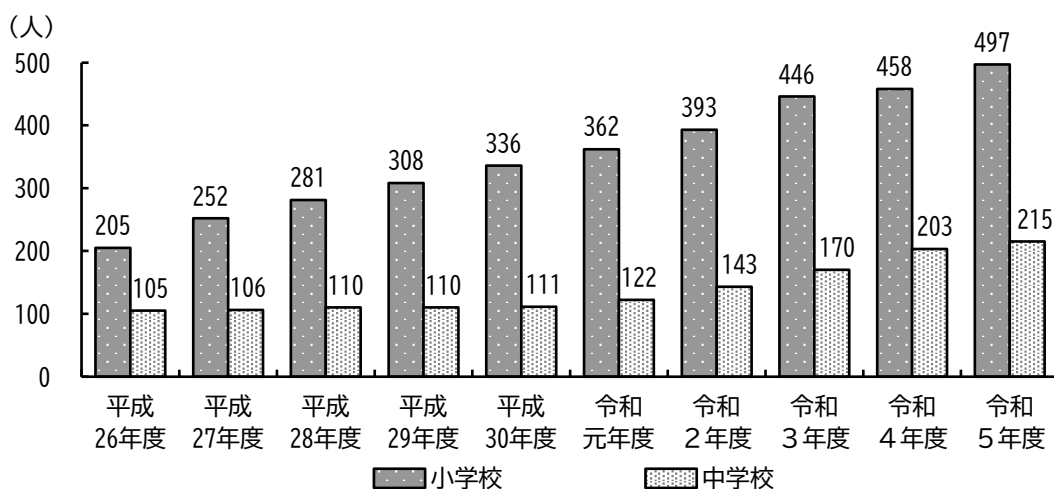
施設等	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所	3,397	3,116	3,010	3,396	3,190
子育て支援センター	372	400	323	384	307
つどいの広場	289	276	388	1,138	1,087
保健センター 育児相談	3,384	1,809	2,294	2,319	2,185
利用者支援事業 (基本型)	531	456	414	415	525
利用者支援事業 (特定型)	-	3,409	3,342	2,797	2,901
利用者支援事業 (母子保健型)	428	392	605	569	631
計	8,401	9,858	10,376	11,018	10,826

資料：庁内資料

⑬ 障害のある子どもの状況

特別支援学級に在籍する児童生徒数は、小学校では平成27年度以降、年々増加しており、令和5年度では497人となっています。中学校では、平成26年度以降増加傾向にあり、令和5年度では215人と、平成26年度から100人以上増加しています。障害の種類別にみると、小学校・中学校ともに自閉症・情緒と知的障害の割合が高くなっています。

特別支援学級に在籍する児童生徒数の推移



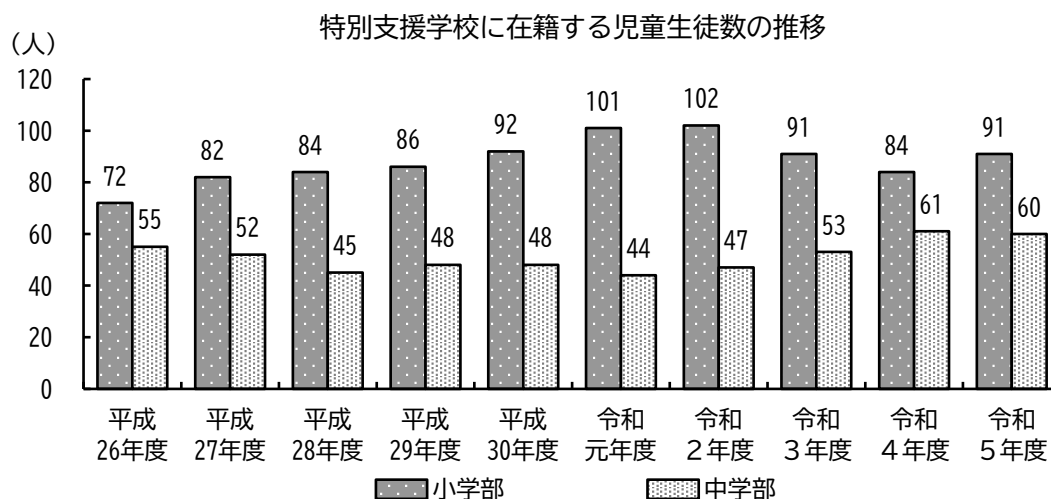
資料：庁内資料（各年度5月1日現在）

障害の種類別特別支援学級に在籍する児童生徒数の推移

障害の種類別	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校 合計	362 人	393 人	446 人	458 人	497 人
知的障害	160 人	177 人	218 人	218 人	237 人
肢体不自由	11 人	8 人	8 人	8 人	8 人
病弱・身体虚弱	2 人	5 人	6 人	8 人	7 人
難聴	4 人	5 人	5 人	3 人	4 人
自閉症・情緒	185 人	198 人	209 人	221 人	241 人
中学校 合計	122 人	143 人	170 人	203 人	215 人
知的障害	66 人	82 人	93 人	102 人	95 人
肢体不自由	0 人	0 人	4 人	6 人	3 人
病弱・身体虚弱	0 人	1 人	1 人	2 人	4 人
難聴	1 人	0 人	0 人	2 人	2 人
自閉症・情緒	55 人	60 人	72 人	91 人	111 人

資料：庁内資料（各年度5月1日現在）

特別支援学校に在籍する児童生徒数は、小学部では平成26年度以降、令和2年度までは増加傾向でしたが、令和3年以降は年度によって増減しています。中学部では、年度によって数値が増減していますが、令和2年度以降はおおむね増加傾向にあります。



資料：庁内資料（各年度5月1日現在）

2 アンケートから見る豊川市の現状

(1) 豊川市子ども・子育てに関するアンケート調査概要

① 調査の目的

2015年度から実施されている子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援制度のもと、教育・保育・子育て支援の充実を図るため、2025年度から始まる「第3期豊川市子ども・子育て支援事業計画」の策定の基礎資料として、調査を実施するものです。

② 調査対象

豊川市在住の就学前の子どもがいる家庭の中から2,000人を無作為抽出

豊川市在住の小学生の子どもがいる家庭の中から2,000人を無作為抽出

③ 調査期間

令和5年12月23日から令和6年1月19日

④ 調査方法

郵送による配布・回収及びWebでの回答

⑤ 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童	2,000 通	903 通	45.2%
小学生児童	2,000 通	945 通	47.3%

⑥ 調査結果の表示方法

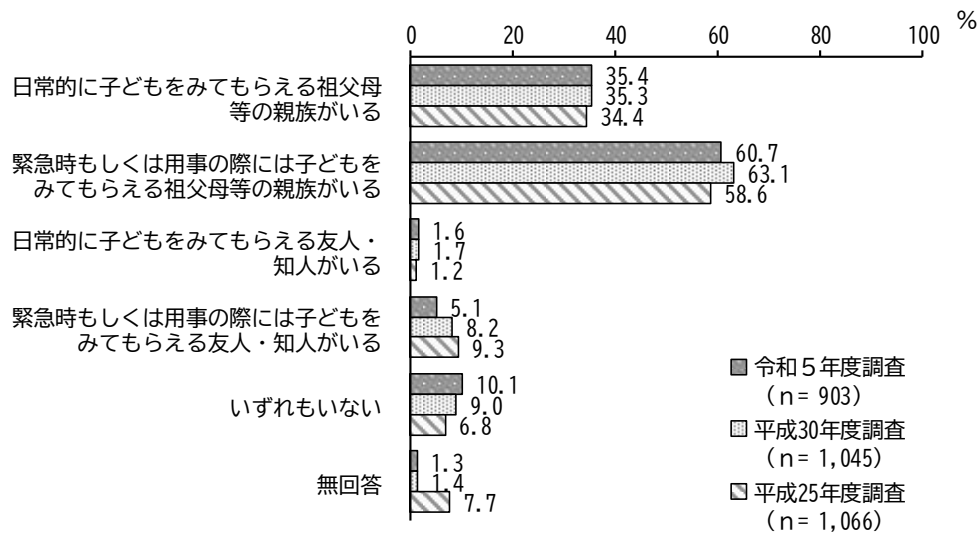
- ・ 回答は各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（％）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・ 複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。

(2) 豊川市子ども・子育てに関するアンケート調査結果 (就学前児童)

① 日常的・緊急的にみてもらえる親族・知人の有無（複数回答）

「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる祖父母等の親族がいる」の割合が60.7%と最も高く、次いで「日常的に子どもをみてもらえる祖父母等の親族がいる」の割合が35.4%となっています。

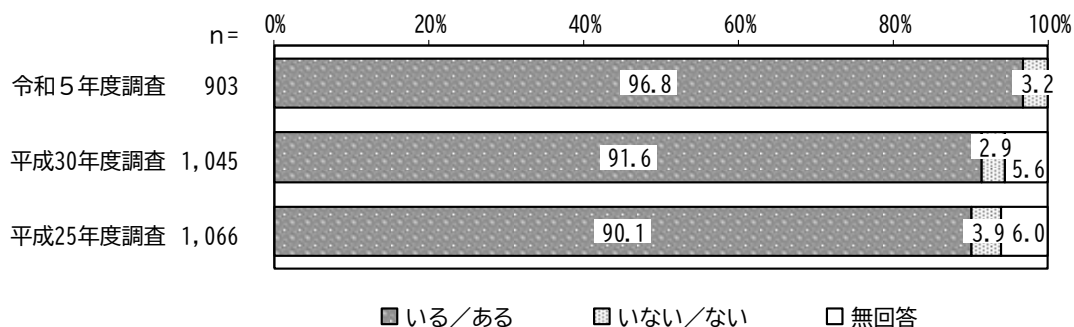
平成25年度調査・平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



② 気軽に相談できる人や場所の有無（単数回答）

「はい」の割合が96.8%、「いいえ」の割合が3.2%となっています。

平成25年度調査・平成30年度調査と比較すると、「はい」の割合が増加しています。

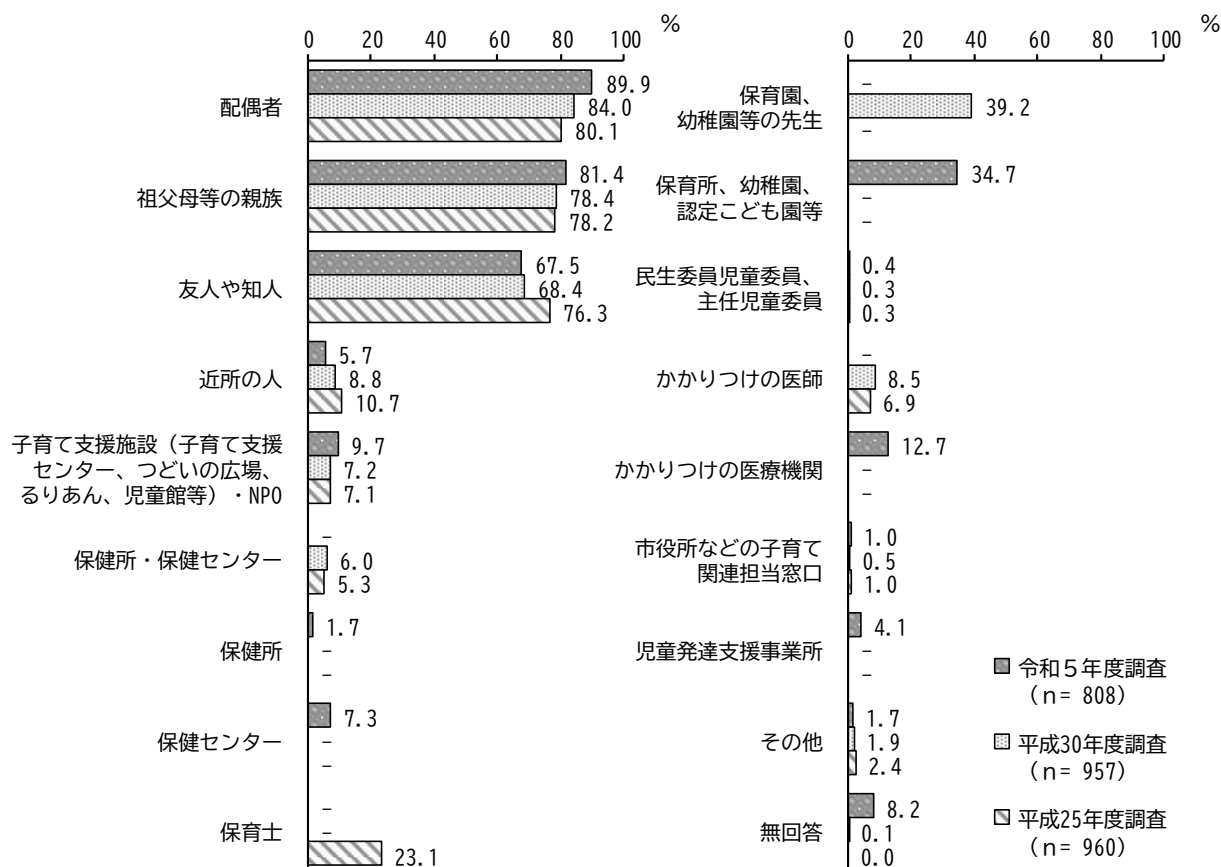


③ 気軽に相談できる先（複数回答）

「配偶者」の割合が89.9%と最も高く、次いで「祖父母等の親族」の割合が81.4%、「友人や知人」の割合が67.5%となっています。

平成25年度調査・平成30年度調査と比較すると、「配偶者」「祖父母等の親族」の割合が増加しています。一方、「友人や知人」「近所の人」の割合が減少しています。

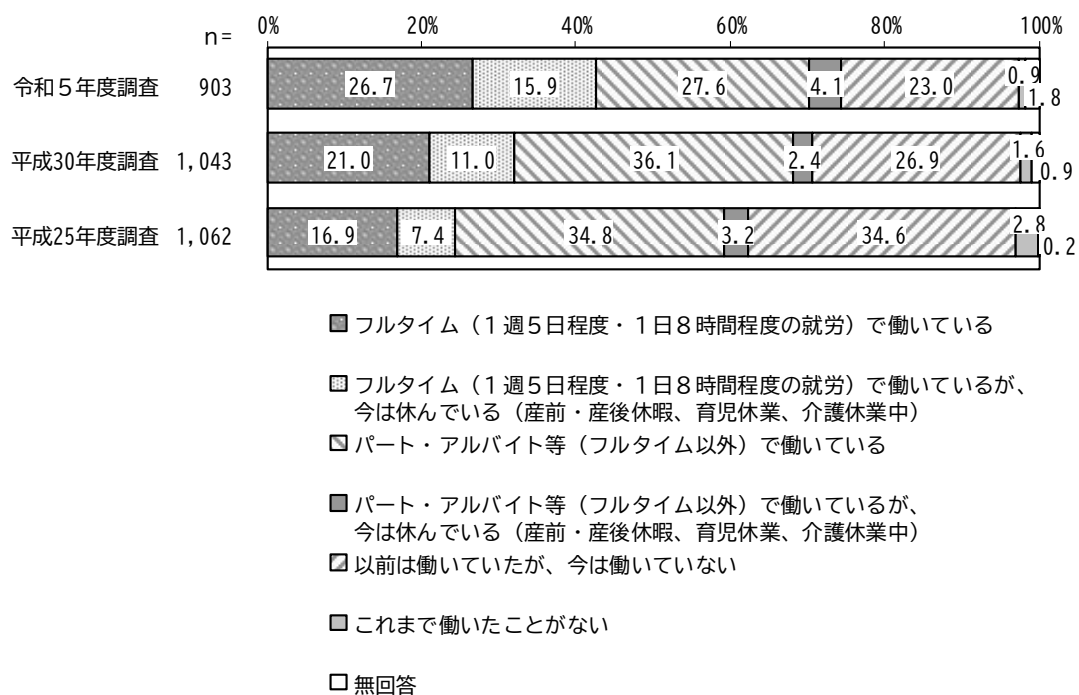
その他としては、「利用している施設」「職場の同僚、先輩」「妹」などが挙げられています。



④ 母親の就労状況（単数回答）

「パート・アルバイト等（フルタイム以外）で働いている」の割合が27.6%と最も高く、次いで「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で働いている」の割合が26.7%、「以前は働いていたが、今は働いていない」の割合が23.0%、となっています。

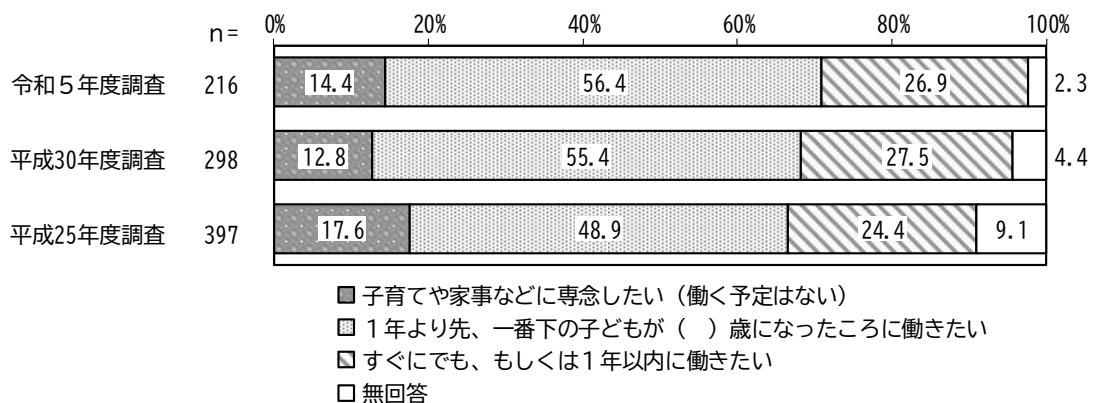
平成25年度調査・平成30年度調査と比較すると、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で働いている」の割合が増加し、「以前は働いていたが、今は働いていない」の割合が減少しています。母親の社会参加が促進されていることが伺えます。



⑤ 母親の就労意向（未就労者の就労意向）（単数回答）

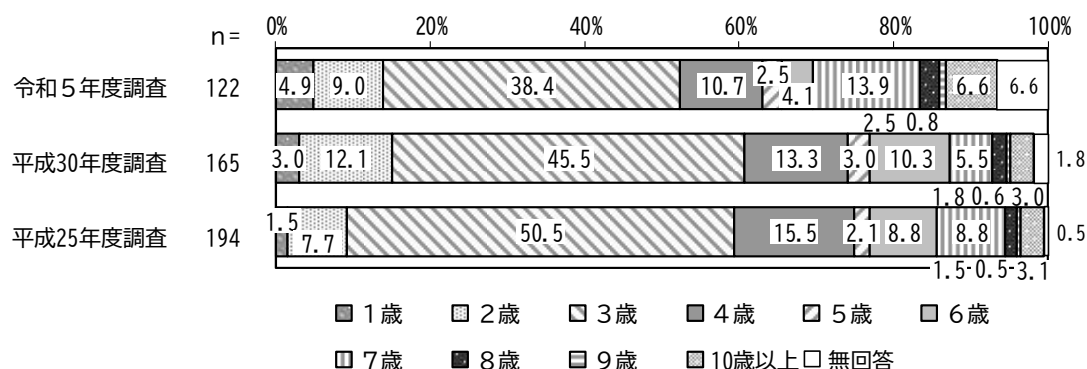
「1年より先、一番下の子どもが（ ）歳になったころに働きたい」の割合が56.4%と最も高く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に働きたい」の割合が26.9%となっています。

平成25年度調査・平成30年度調査と比較すると、「1年より先、一番下の子どもが（ ）歳になったころに働きたい」の割合が増加しています。



⑥ 一番下の子が何歳になった頃に働きたいか（母親）（単数回答）

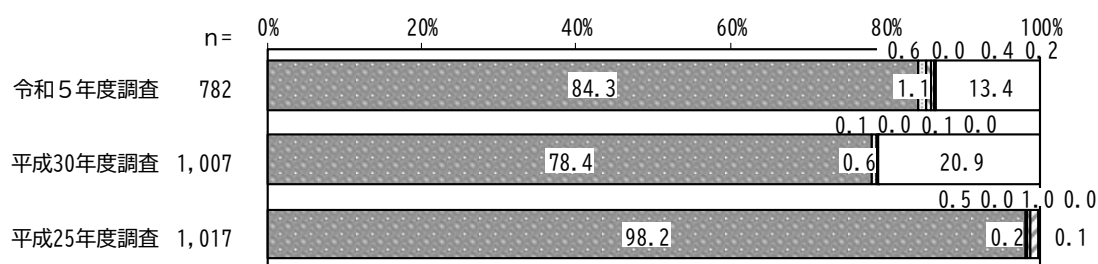
「3歳」の割合が38.4%と最も高く、次いで「7歳」の割合が13.9%となっています。
平成25年度調査・平成30年度調査と比較すると、「3歳」の割合は減少し、「7歳」の割合が増加しています。



⑦ 父親の就労状況（単数回答）

「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で働いている」の割合が84.3%と最も高くなっています。

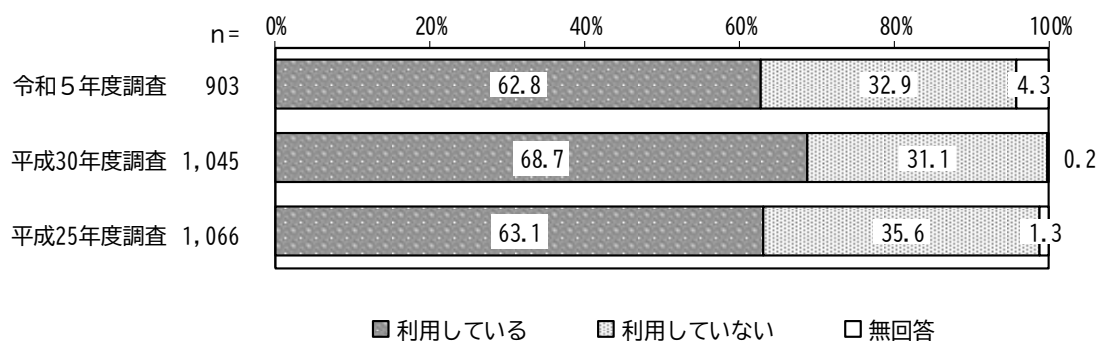
平成25年度調査・平成30年度調査と比較すると、平成30年度調査において「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で働いている」の割合が減少していましたが、今回は増加しています。



- フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で働いている
- ▨ フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で働いているが、今は休んでいる（産前・産後休暇、育児休業、介護休業中）
- ▤ パート・アルバイト等（フルタイム以外）で働いている
- ▧ パート・アルバイト等（フルタイム以外）で働いているが、今は休んでいる（産前・産後休暇、育児休業、介護休業中）
- ▩ 以前は働いていたが、今は働いていない
- これまで働いたことがない
- 無回答

⑧ 定期的に利用している幼稚園や保育所の有無（単数回答）

「利用している」の割合が62.8%、「利用していない」の割合が32.9%となっています。
平成25年度調査・平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

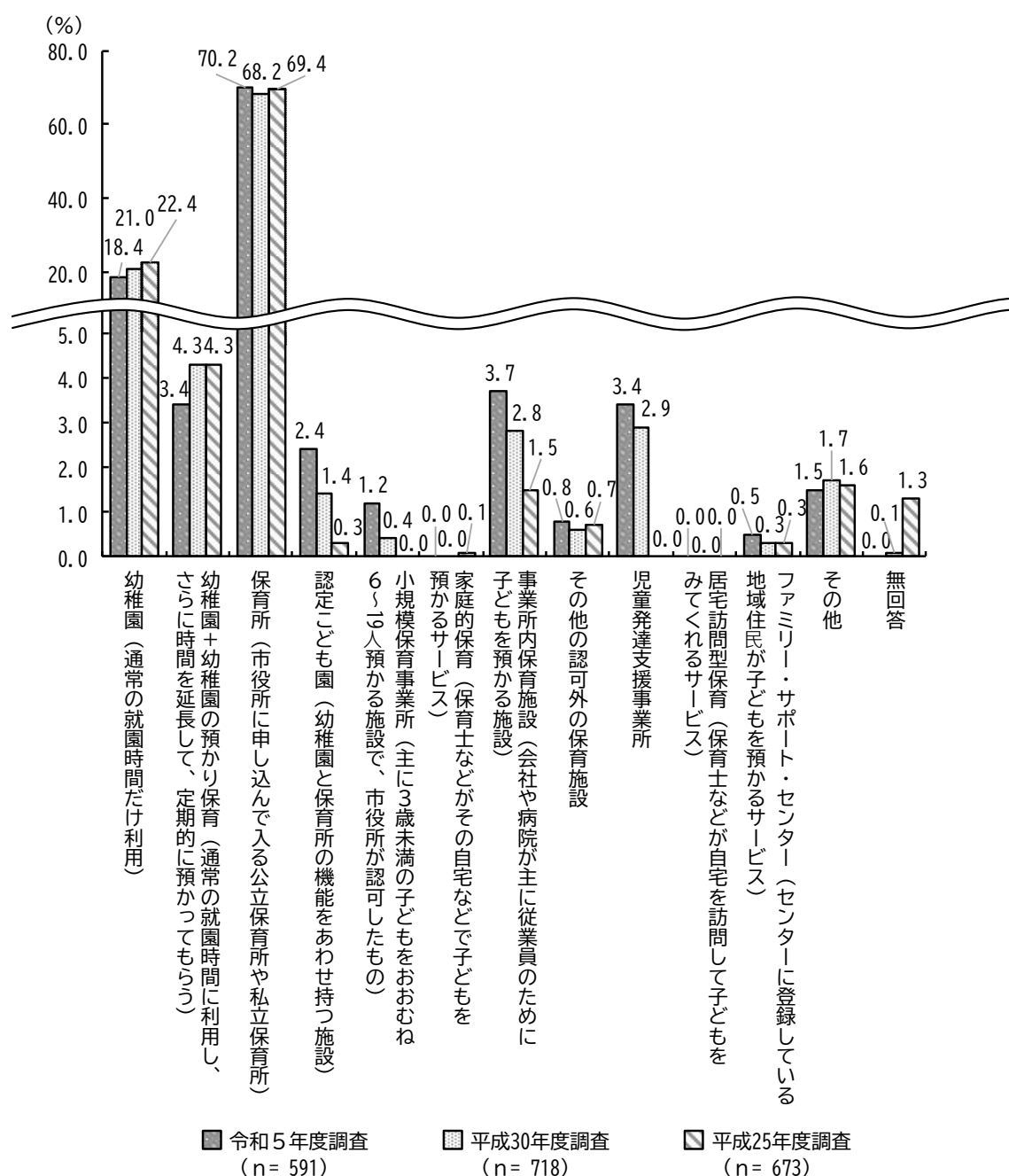


⑨ 定期的に利用している事業（複数回答）

「保育所（市役所に申し込んで入る公立保育所や私立保育所）」の割合が70.2%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間だけ利用している）」の割合が18.4%となっています。

平成25年度調査・平成30年度調査と比較すると、「幼稚園（通常の就園時間だけ利用している）」の割合が減少しています。一方「認定こども園（幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ施設）」「小規模保育事業所（主に3歳未満の子どもをおおむね6～19人預かる施設で、市役所が認可したもの）」の割合が増加しています。

その他として、「保育所の一時預り」「児童クラブ（民間）」「重症心身障害者施設」「職場の託児所」などが挙げられています。

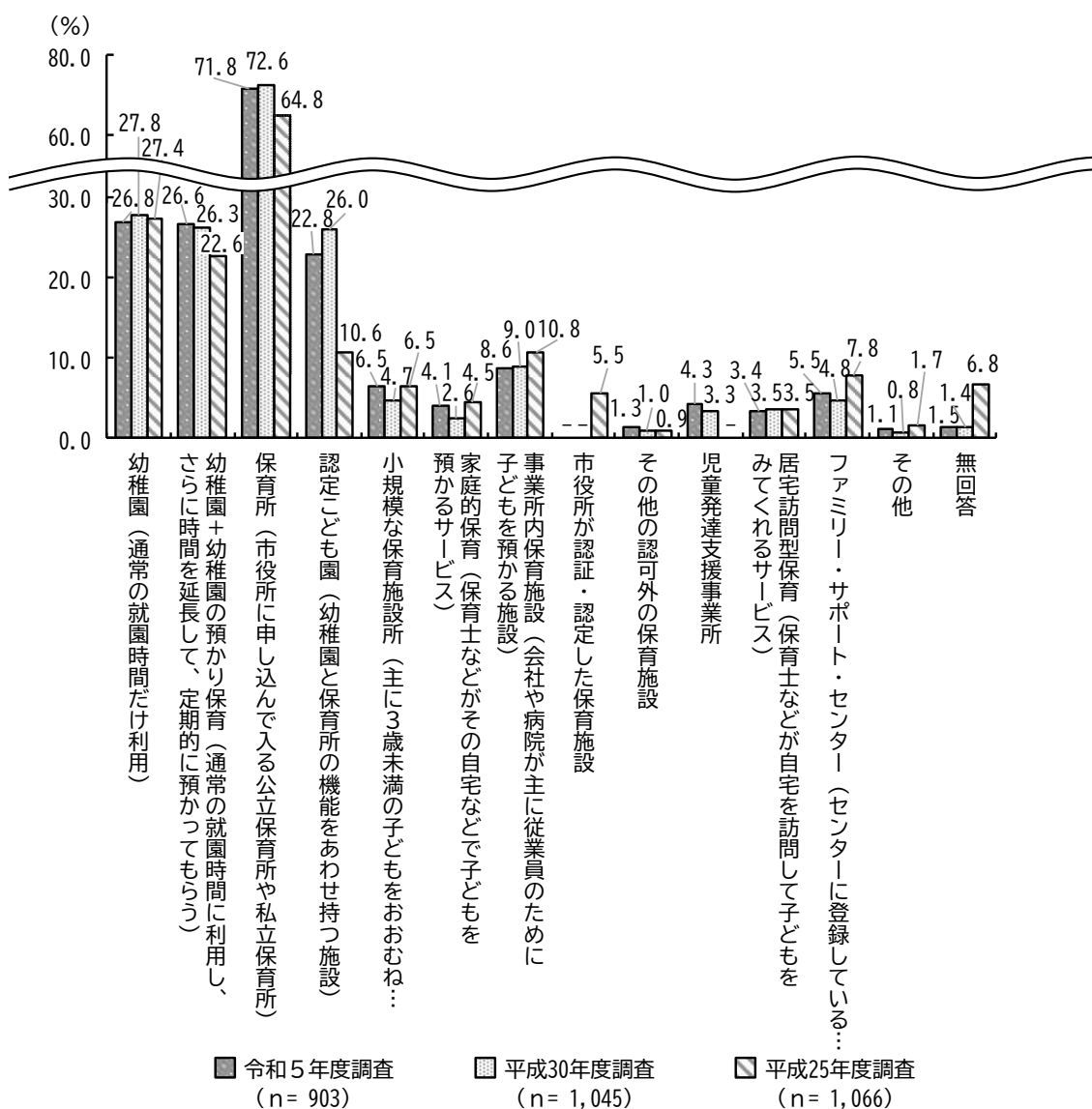


⑩ 今後、定期的に利用したい事業（複数回答）

「保育所（市役所に申し込んで入る公立保育所や私立保育所）」の割合が71.8%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間だけ利用）」の割合が26.8%、「幼稚園+幼稚園の預かり保育（通常の就園時間に利用し、さらに時間を延長して、定期的に預かってもらう）」の割合が26.6%となっています。

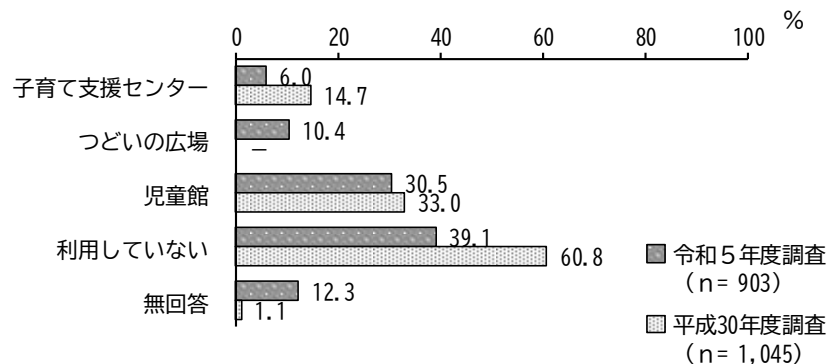
平成25年度調査・平成30年度調査と比較すると、大きな変化は見られません。

その他として、「民間の習い事+保育」「病児保育施設が自宅方面にないのでいろんな場所に欲しい」「職場の託児所」「休日保育・病児病後児保育」などが挙げられています。



⑪ 利用している地域子育て支援拠点事業（複数回答）

「利用していない」の割合が39.1%と最も高く、次いで「児童館」の割合が30.5%、「つどいの広場」の割合が10.4%となっています。

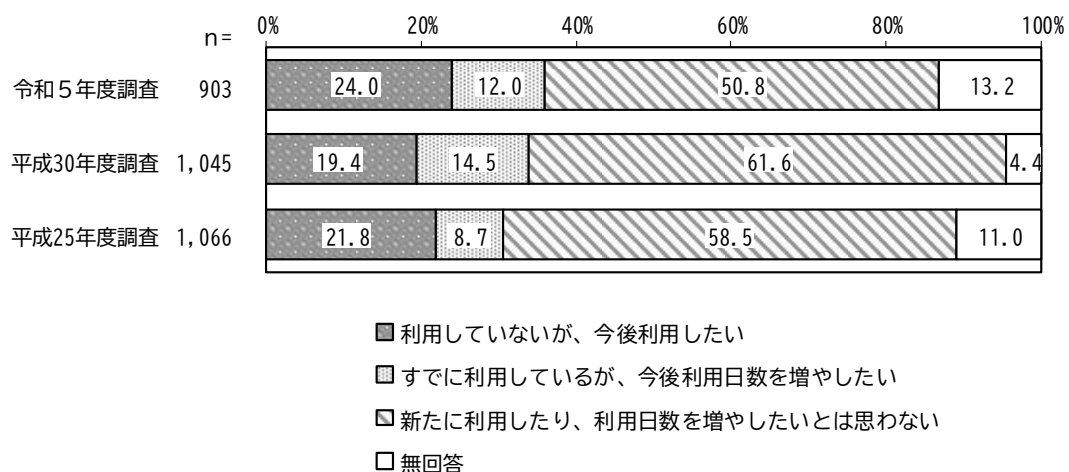


※平成30年度調査では「子育て支援センター」に「つどいの広場」の回答数が含まれています。

⑫ 地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向（単数回答）

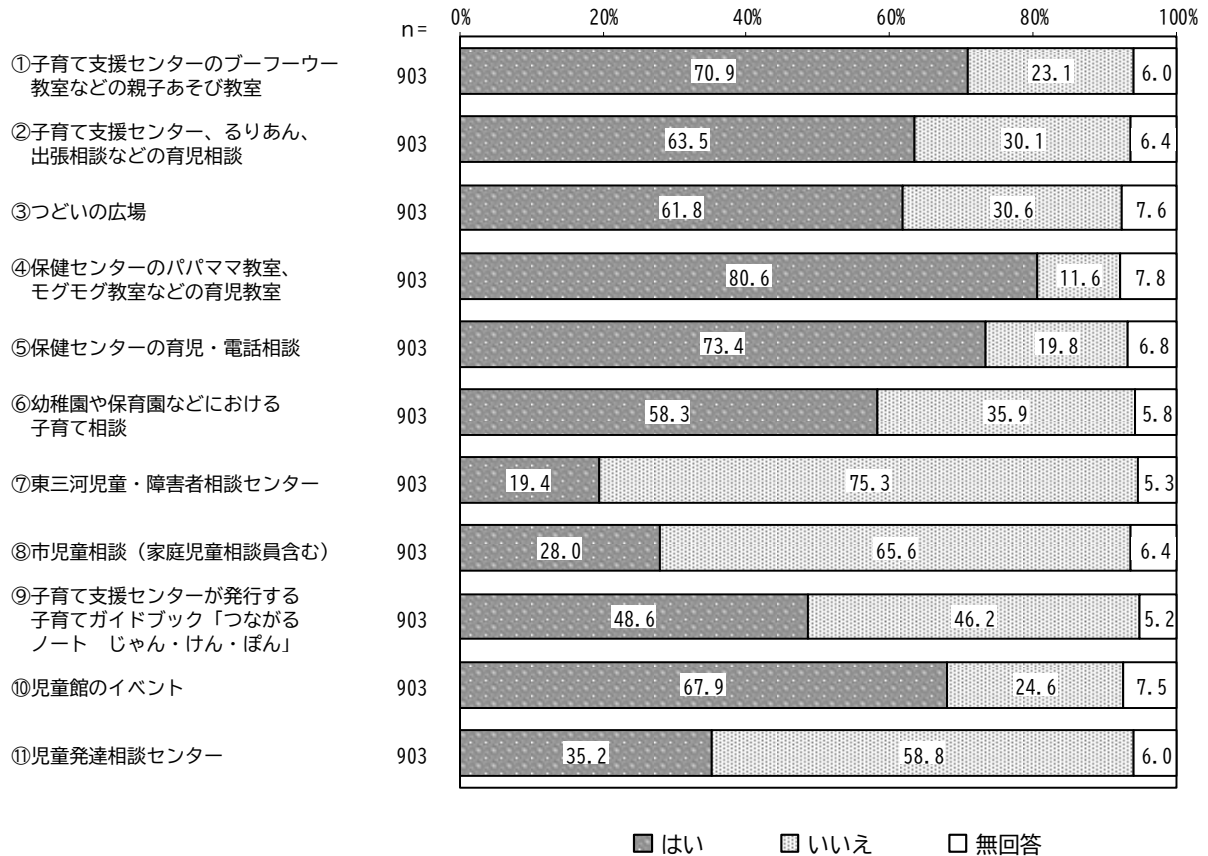
「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が50.8%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」の割合が24.0%となっています。

平成25年度調査・平成30年度調査と比較すると、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が減少しています。

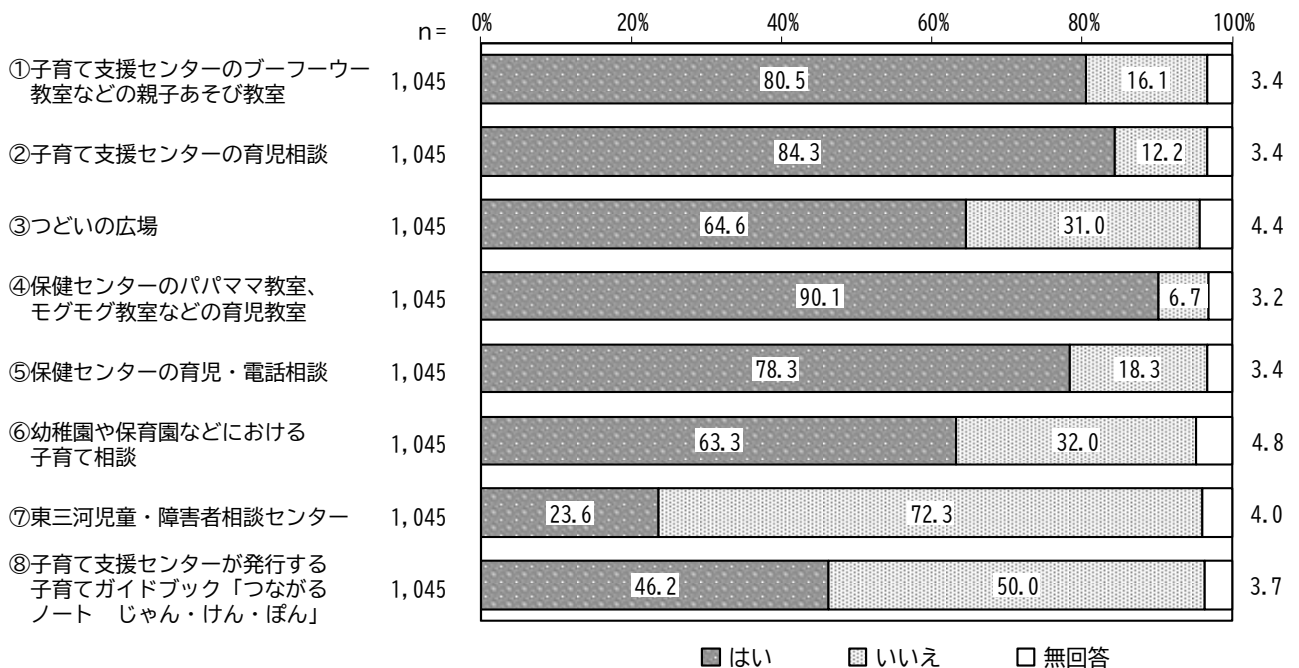


⑬ 知っている事業（単数回答）

『④ 保健センターのパパママ教室、モグモグ教室などの育児教室』で「はい」の割合が高くなっています。また、『⑦ 東三河児童・障害者相談センター』で「いいえ」の割合が高くなっています。

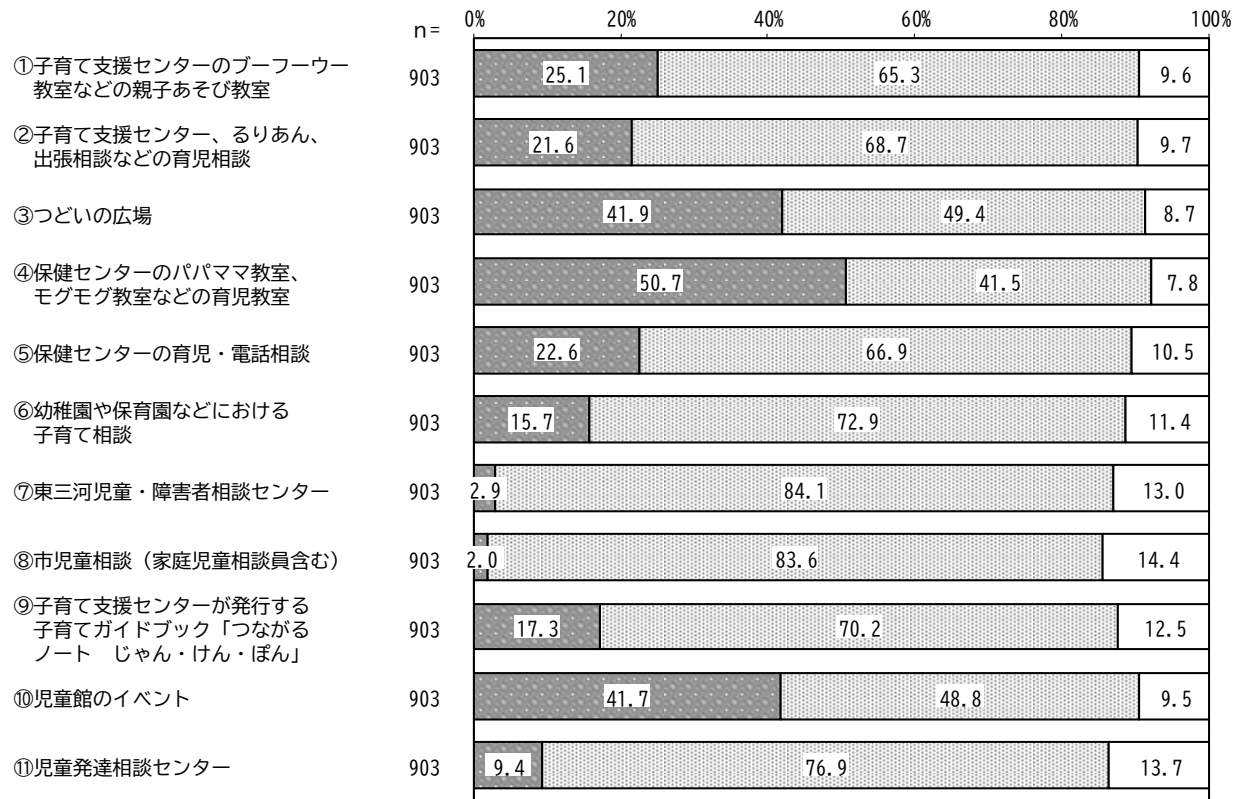


【参考 平成30年度調査】

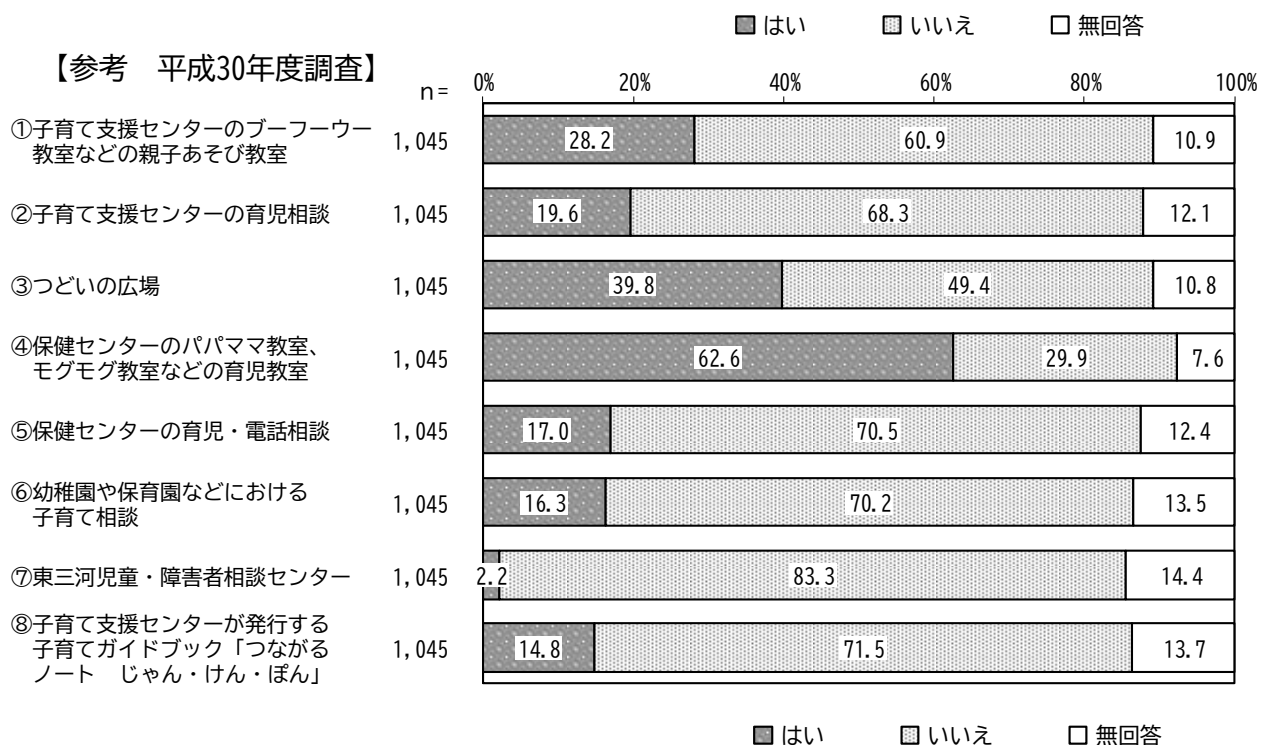


⑭ これまでに利用したことがある事業（単数回答）

『④ 保健センターのパパママ教室、モグモグ教室などの育児教室』で「はい」の割合が高くなっています。また、『⑦ 東三河児童・障害者相談センター』『⑧ 市児童相談（家庭児童相談員含む）』で「いいえ」の割合が高くなっています。

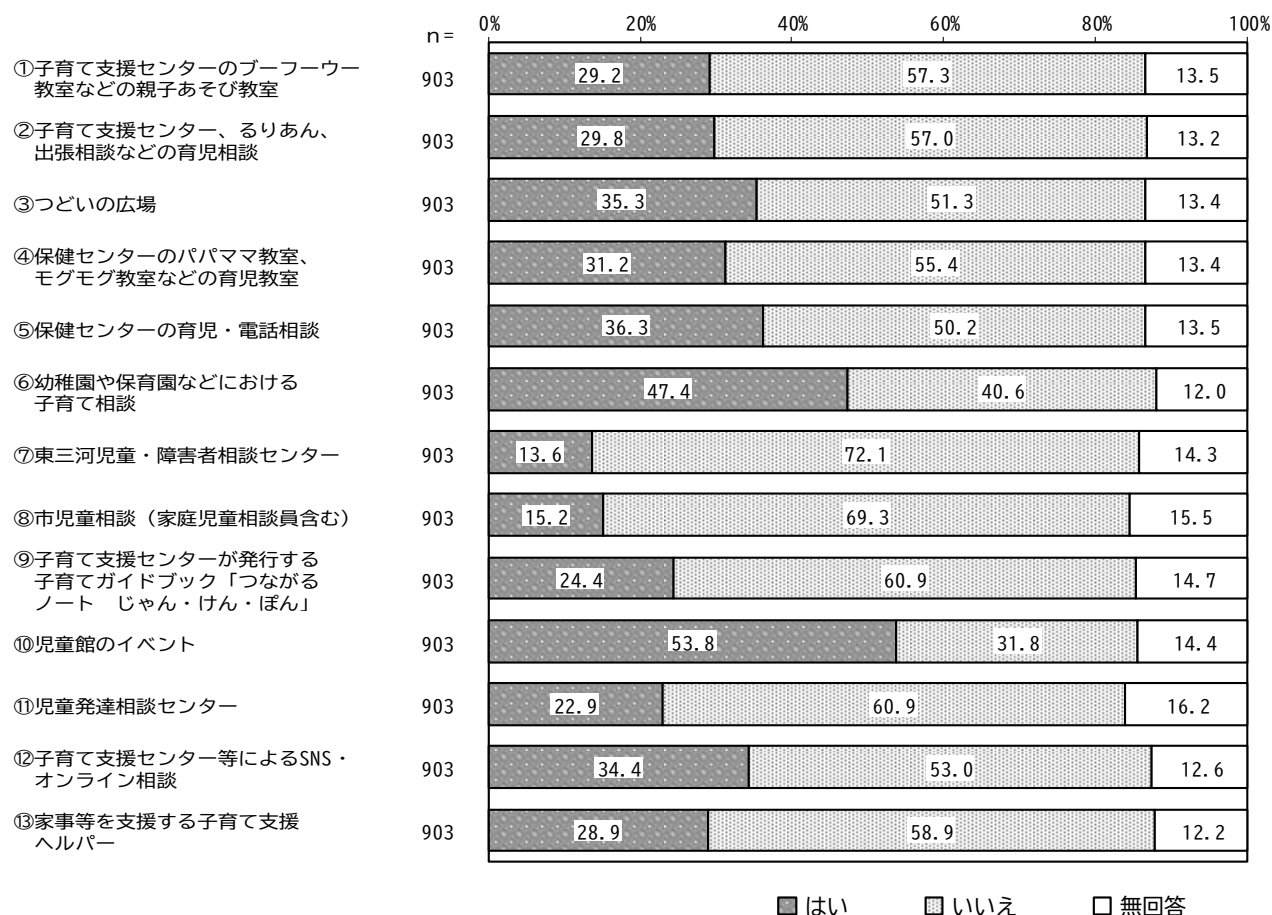


【参考 平成30年度調査】

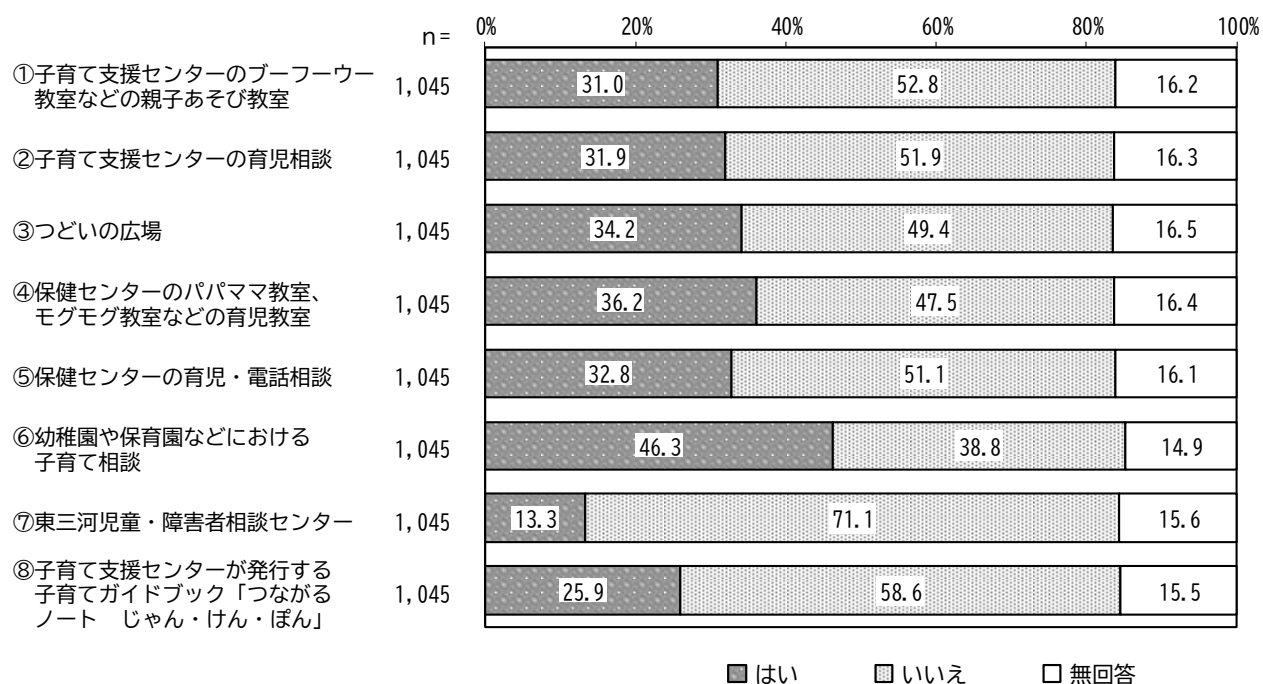


⑮ 今後利用したい事業（単数回答）

『⑩ 児童館のイベント』で「はい」の割合が高くなっています。また、『⑦ 東三河児童・障害者相談センター』『⑧ 市児童相談（家庭児童相談員含む）』で「いいえ」の割合が高くなっています。

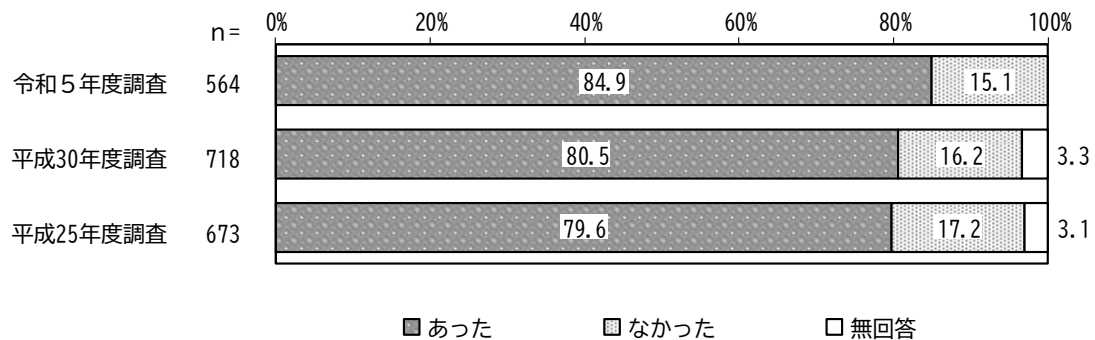


【参考 平成30年度調査】



⑩ 子どもが病期やケガで幼稚園・保育所等の利用ができなかった経験の有無
(単数回答)

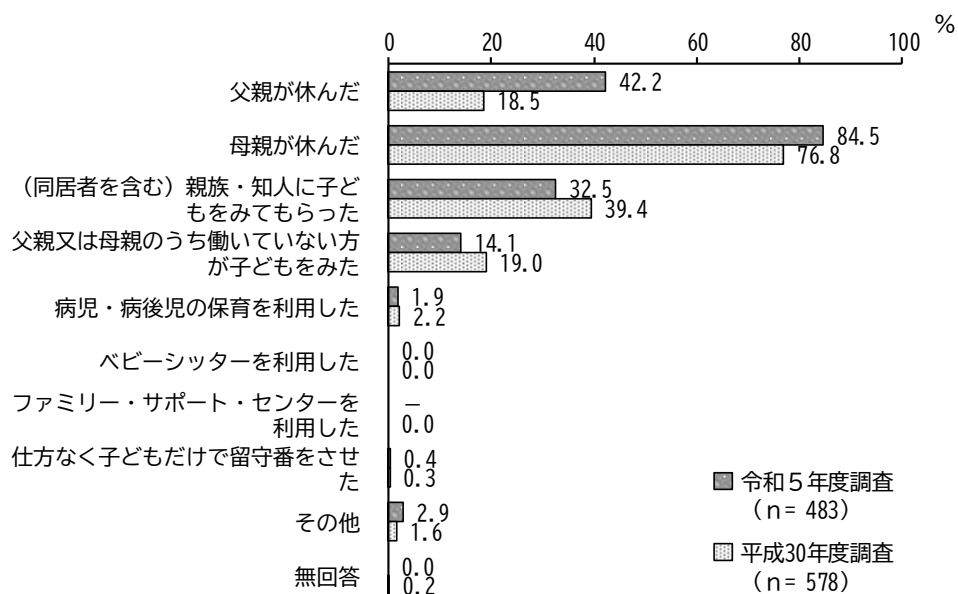
「あった」の割合が84.9%、「なかった」の割合が15.1%となっています。
平成25年度調査・平成30年度調査と比較すると、「あった」の割合が増加しています。



⑪ 子どもが病気やケガで幼稚園・保育所等の利用ができなかった場合の対応
(複数回答)

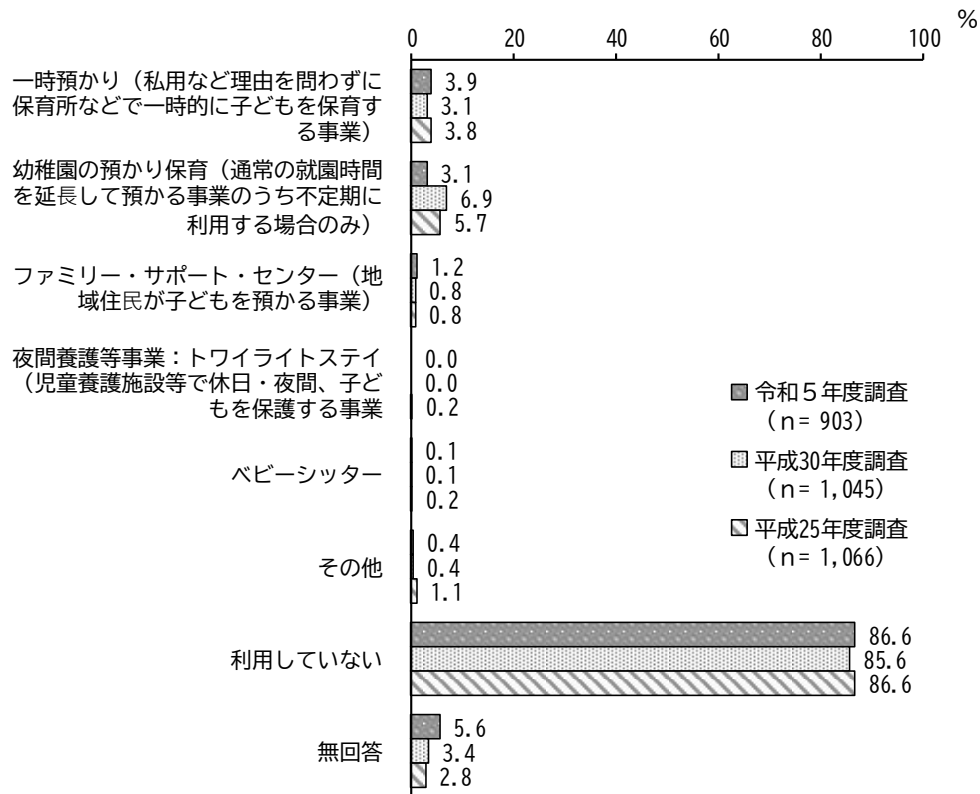
「母親が休んだ」の割合が84.5%と最も高く、次いで「父親が休んだ」の割合が42.2%、
「(同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった」の割合が32.5%となっています。
平成30年度調査と比較すると、「父親が休んだ」の割合が増加しており、父親の育児参加
度合いが増大するという社会情勢の変化が伺えます。

その他としては、「育休中のため母親が子どもを見た」「父親の職場に、休ませるよう電
話し、上司にたのみこんで休ませた」「子どもと一緒に仕事した」などが挙げられます。



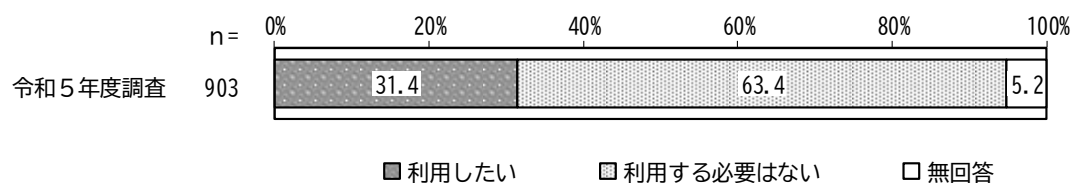
⑱ 不特定の教育・保育の利用状況（複数回答）

「利用していない」の割合が86.6%と最も高くなっています。
 平成25年度調査・平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。
 その他としては、「民間の児童クラブ」「るりあん」などが挙げられています。



⑲ 宿泊を伴う一時預かり等の利用希望の有無（単数回答）

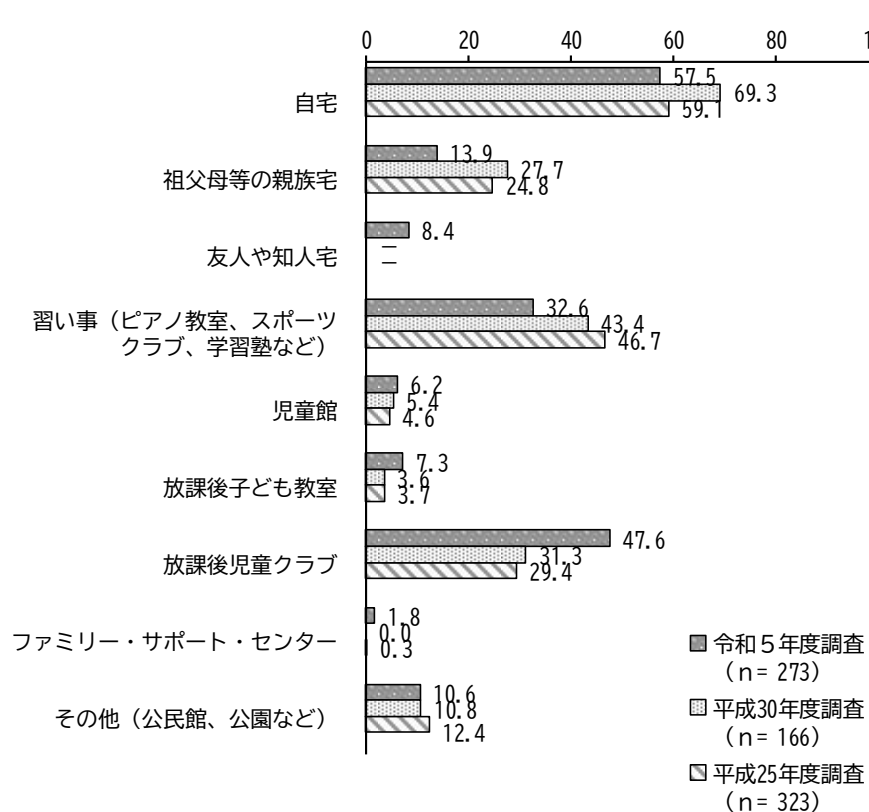
「利用したい」の割合が31.4%、「利用する必要はない」の割合が63.4%となっています。



⑳ 小学校低学年（１～３年）児童の放課後を過ごさせたい場所（複数回答）…◆

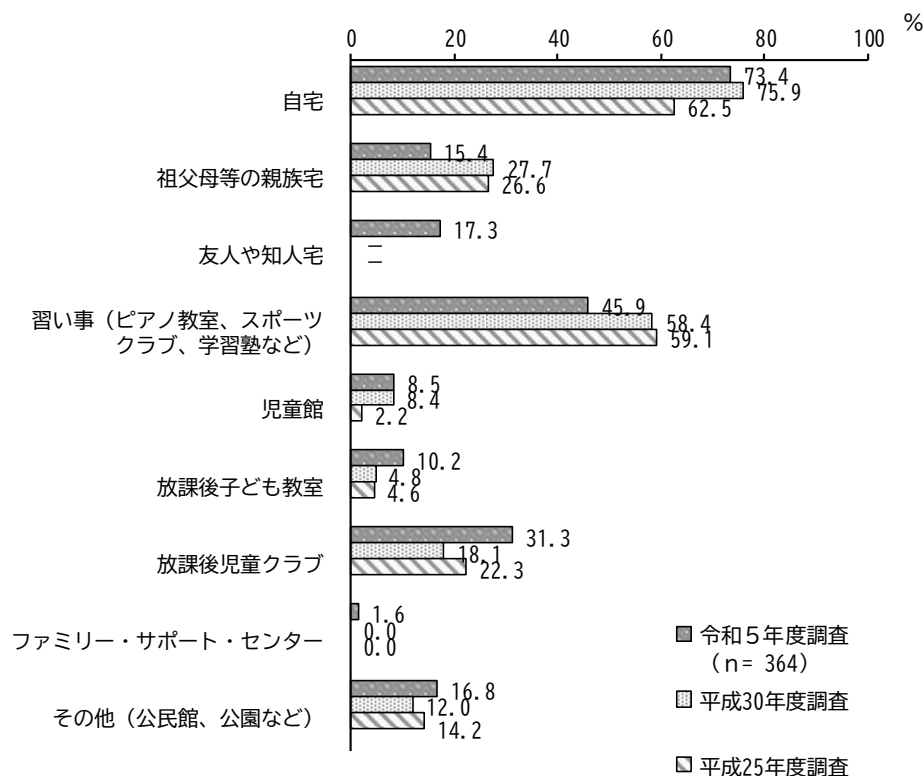
「自宅」の割合が57.5%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ」の割合が47.6%となっています。

平成25年度調査・平成30年度調査と比較すると、「放課後児童クラブ」の割合が増加し、「自宅」「祖父母等の親族宅」「習い事」の割合が減少しています。



⑪ 小学校高学年（４～６年）児童の放課後を過ごさせたい場所（複数回答）……◆

「自宅」の割合が73.4%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾など）」の割合が45.9%となっています。

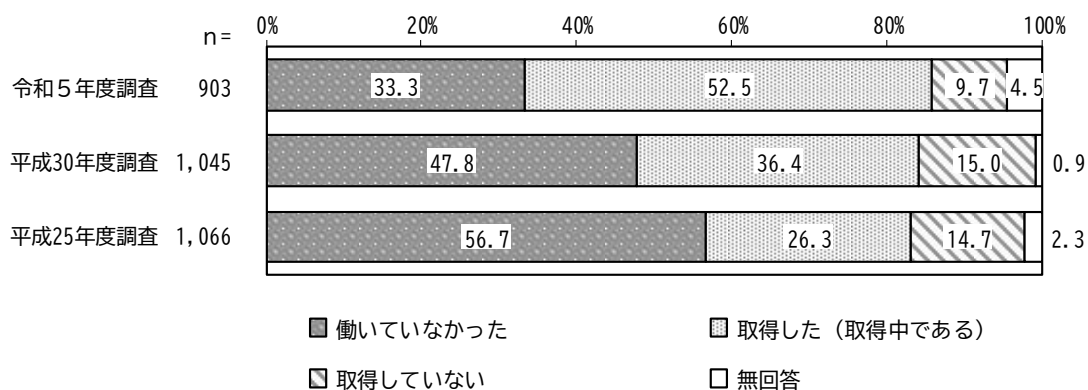


※平成 25 年度調査・平成 30 年度調査では「祖父母等の親族宅」に「友人や知人宅」の回答数が含まれています。

⑫ 母親の育児休業取得状況（単数回答） ……………◆

「取得した（取得中である）」の割合が52.5%と最も高く、次いで「働いていなかった」の割合が33.3%となっています。

平成25年度調査・平成30年度調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が増加し、「働いていなかった」の割合を逆転しています。

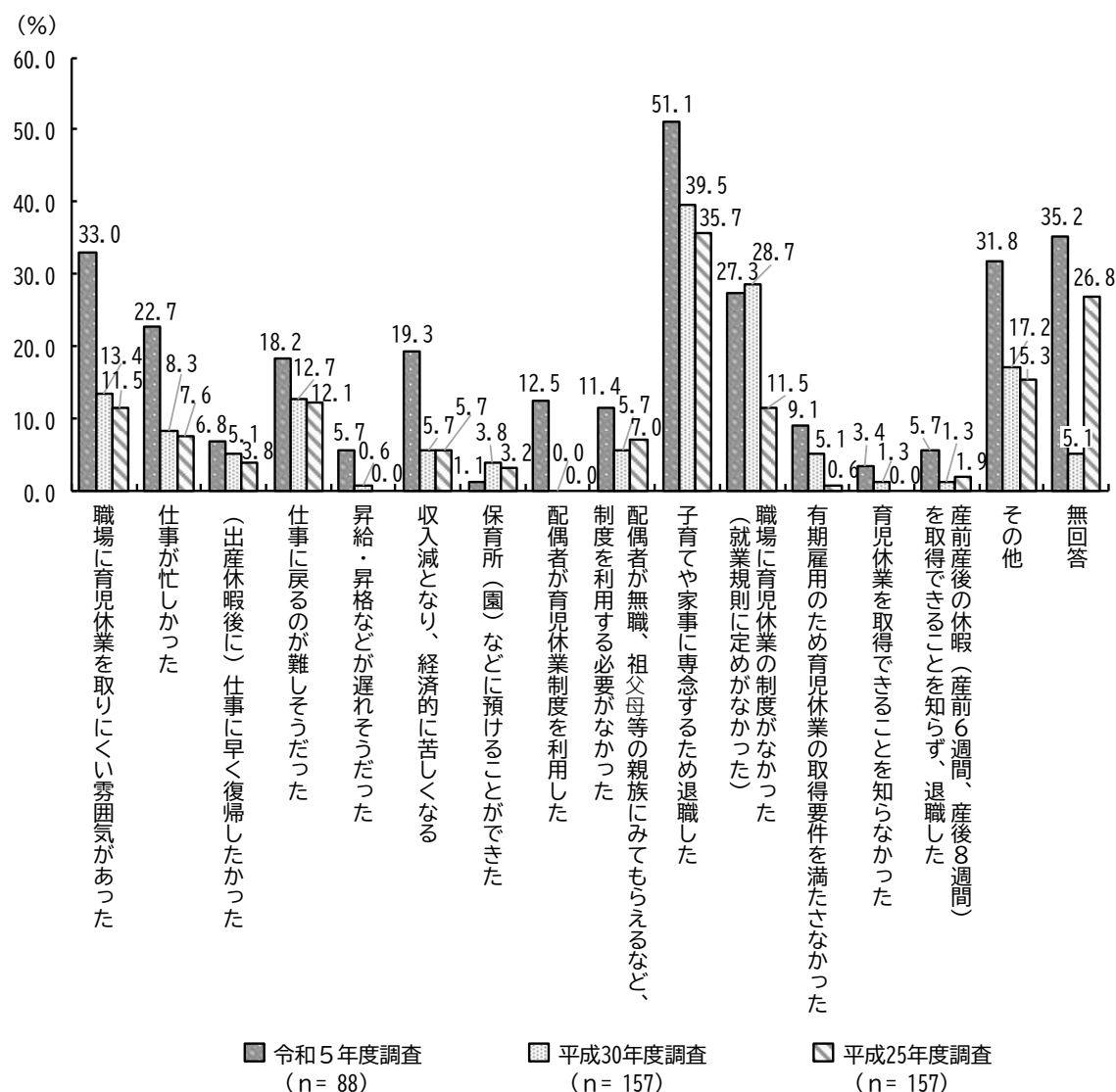


②③ 母親が育児休暇を取得していない理由（複数回答）

「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が51.1%と最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」の割合が33.0%、「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」の割合が27.3%となっています。

平成25年度調査・平成30年度調査と比較すると、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「仕事が忙しかった」「仕事に戻るのが難しそうだった」「昇給・昇格などが遅れそうだった」「収入減となり、経済的に苦しくなる」「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が増加しています。職場の雰囲気や育児と仕事の両立の負担及び収入面等、様々な要因から育児休暇の取得に向けてハードルがあることがうかがえます。

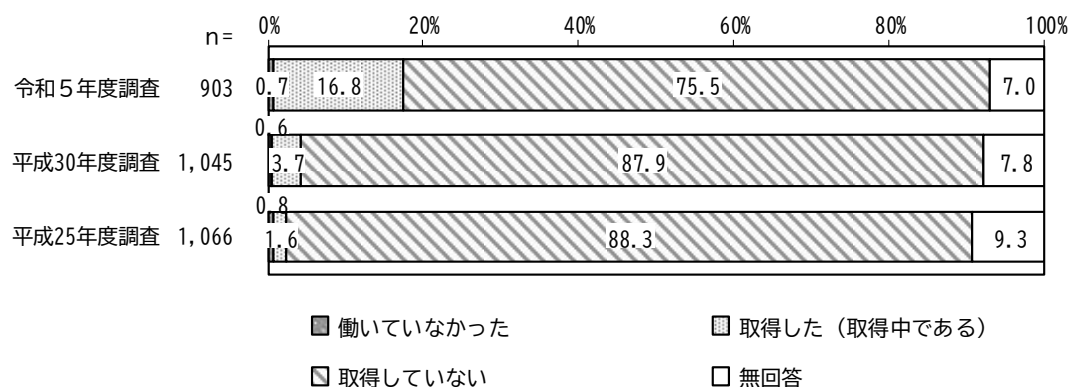
自由記述としては、「自営業のため、自分が抜けると従業員等困ってしまう」、「パートだったため」「海外赴任中だった」などが挙げられます。



②④ 父親の育児休業取得状況（単数回答）

「取得していない」の割合が75.5%と最も高くなっています。

平成25年度調査・平成30年度調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が急激に増加し、「取得していない」の割合が減少しています。父親が育児に参加する傾向が進んでいることが伺えます。

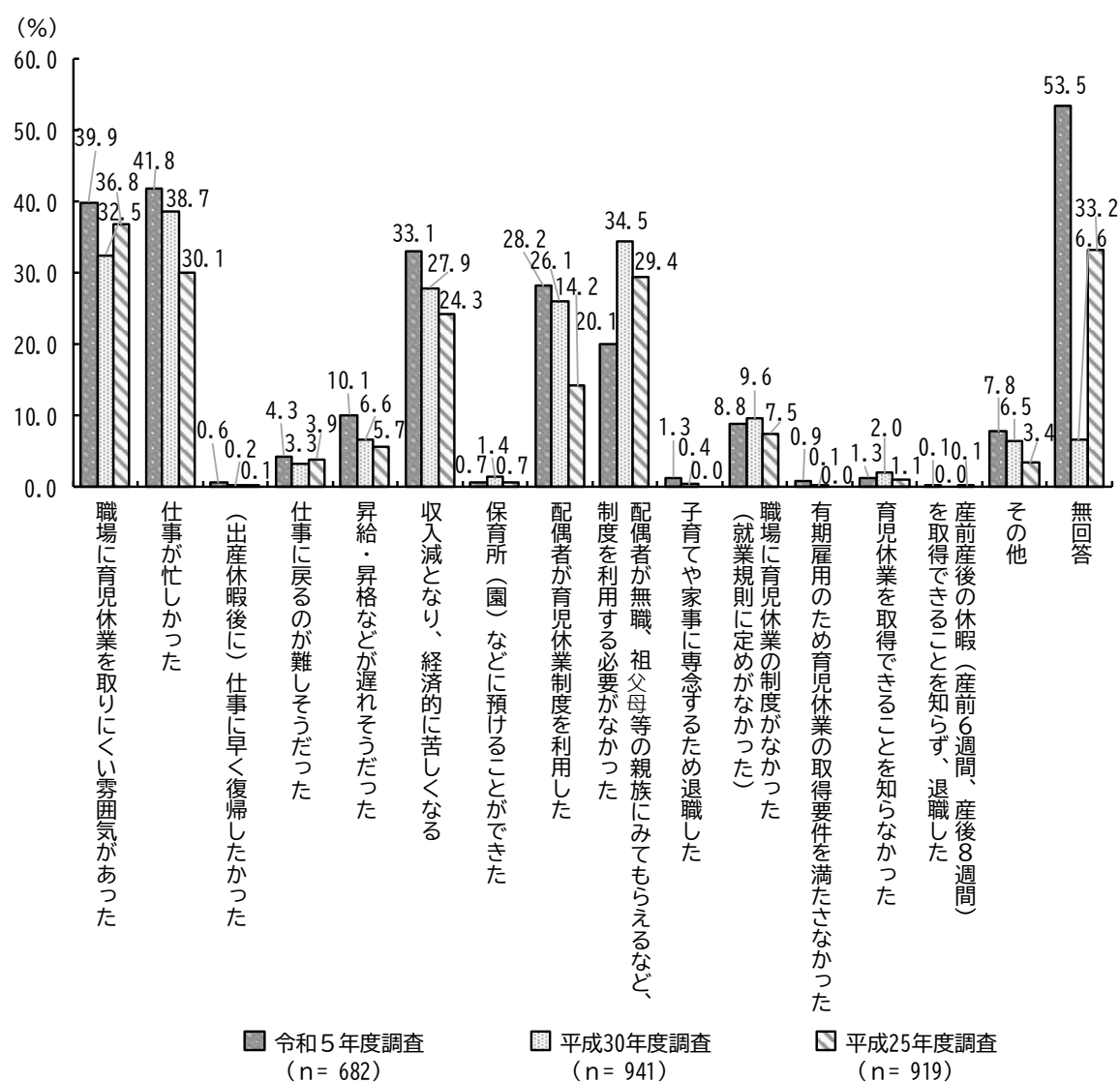


②⑤ 父親が育児休暇を取得していない理由（複数回答）

「仕事が忙しかった」の割合が41.8%と最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」の割合が39.9%となっています。

平成25年度調査・平成30年度調査と比較すると、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「仕事が忙しかった」「収入減となり、経済的に苦しくなる」「配偶者が育児休業制度を利用した」などの割合が増加しています。

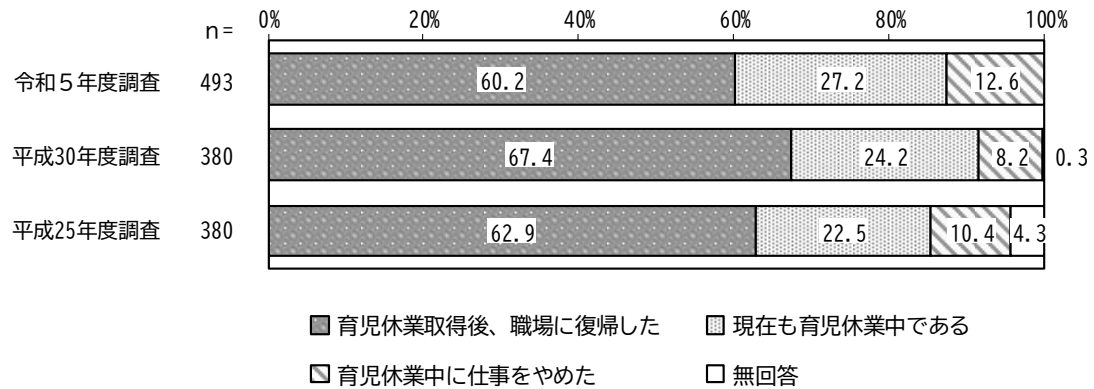
自由記述として「収入がなくなる為」「自営業の為」「在宅勤務のため」「取る気もなかった」「取得させてもらえなかった。反対された」などが挙げられています。



②⑥ 母親の育児休業取得後の職場復帰状況（単数回答）

「育児休業取得後、職場に復帰した」の割合が60.2%と最も高く、次いで「現在も育児休業中である」の割合が27.2%となっています。

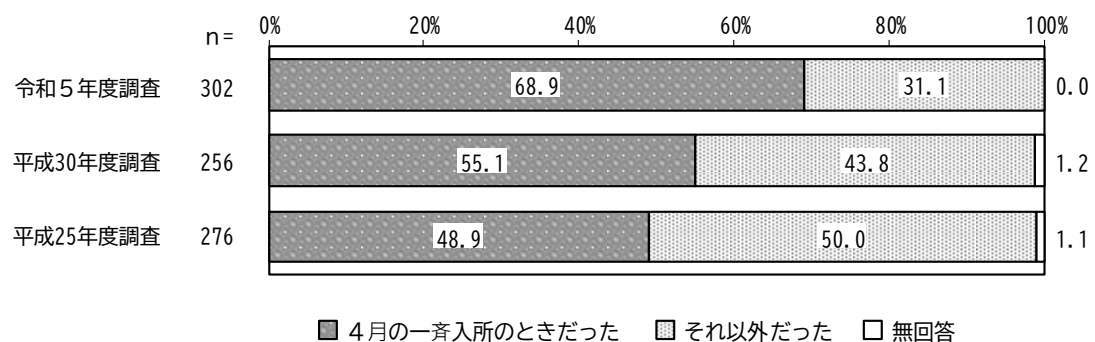
平成25年度調査・平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



②⑦ 母親の育児休業取得後の職場復帰のタイミング（単数回答）

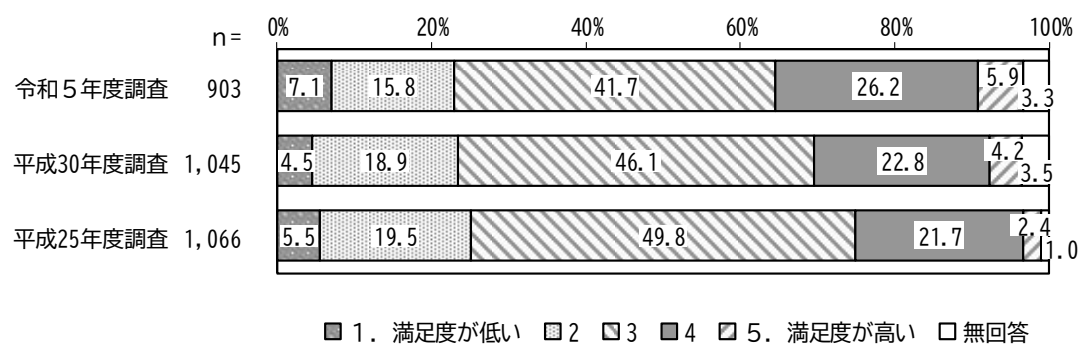
「4月の一斉入所のときだった」の割合が68.9%、「それ以外だった」の割合が31.1%となっています。

平成25年度調査・平成30年度調査と比較すると、「4月の一斉入所のときだった」の割合が増加しています。一方、「それ以外だった」の割合が減少しています。



⑳ 就学前児童保護者の地域における子育ての環境や支援の満足度（単数回答）…◆

「3」の割合が41.7%と最も高く、次いで「4」の割合が26.2%、「2」の割合が15.8%となっています。

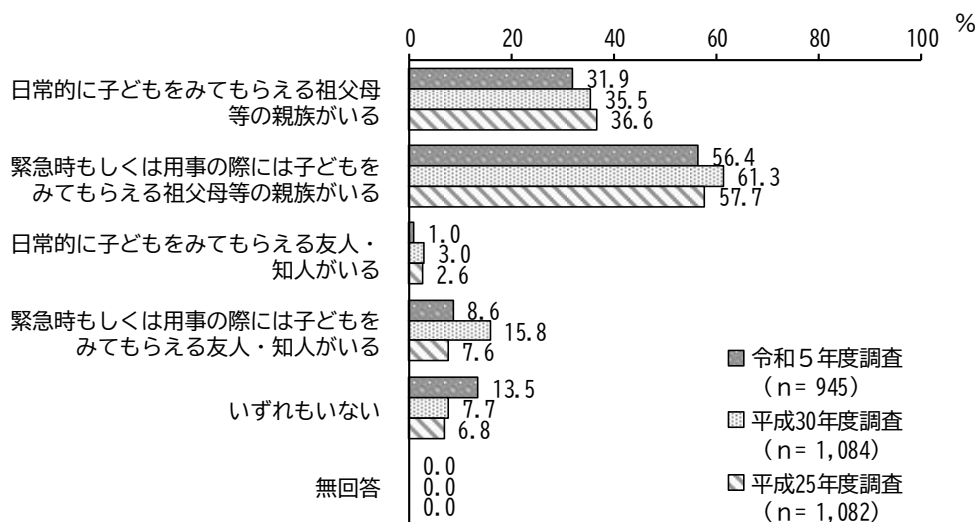


(3) 豊川市子ども・子育てに関するアンケート調査結果 (就学児童)

① 日頃、お子さんを見てもらえる親族・知人はいますか（複数回答）

「緊急時もしくは用事の際には子どもを見てもらえる祖父母等の親族がいる」の割合が56.4%と最も高く、次いで「日常的に子どもを見てもらえる祖父母等の親族がいる」の割合が31.9%となっています。

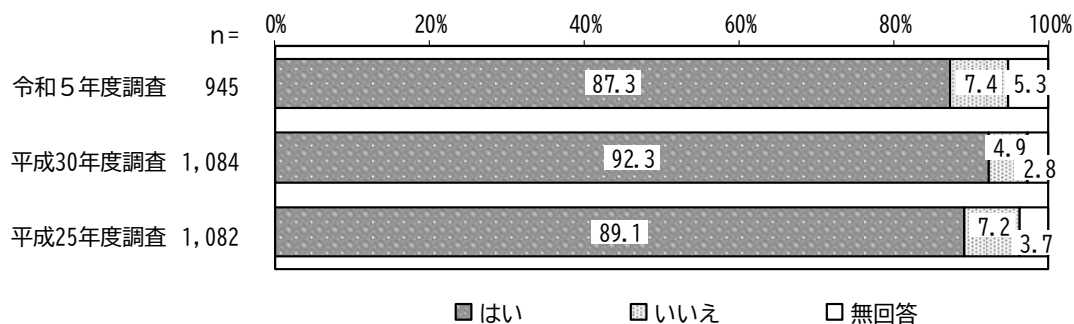
平成25年度調査・平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



② 気軽に相談できる人や場所の有無（単数回答）

「はい」の割合が87.3%、「いいえ」の割合が7.4%となっています。

平成25年度調査・平成30年度調査と比較すると、「はい」の割合が減少しています。

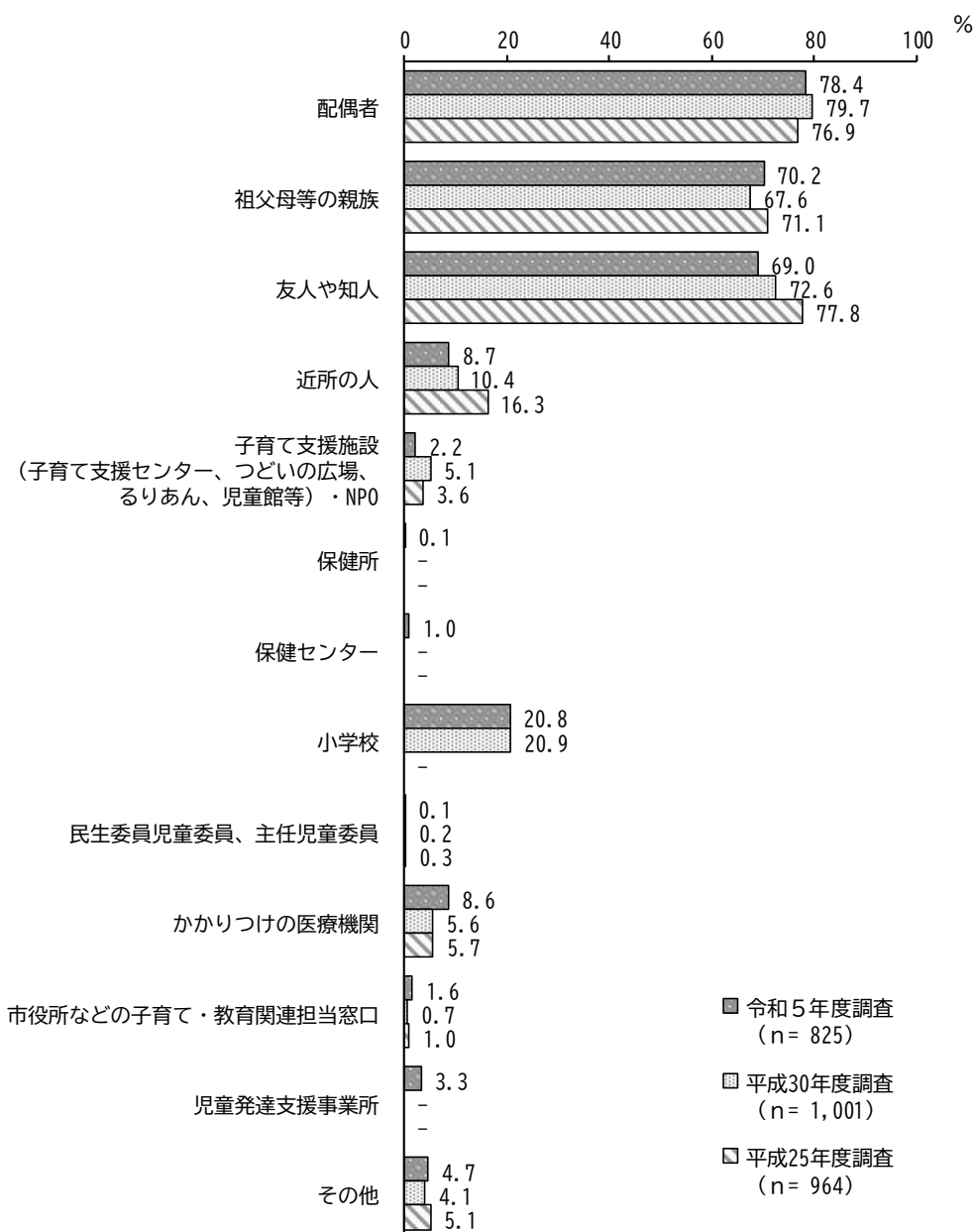


③ 気軽に相談できる先（複数回答）

「配偶者」の割合が78.4%と最も高く、次いで「祖父母等の親族」の割合が70.2%、「友人や知人」の割合が69.0%となっています。

平成25年度調査・平成30年度調査と比較すると、「祖父母等の親族」の割合が増加しています。一方、「配偶者」「友人や知人」「近所の人」の割合が減少しています。

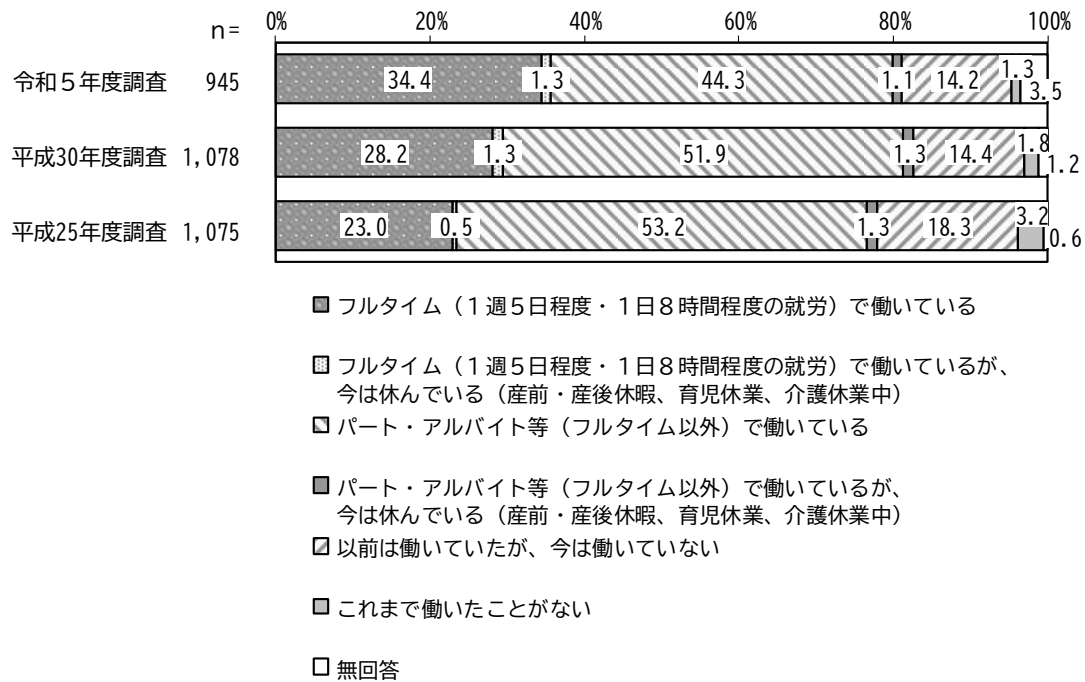
その他としては、「利用している施設」「職場の同僚、先輩」「妹」などが挙げられています。



④ 母親の就労状況（単数回答）

「パート・アルバイト等（フルタイム以外）で働いている」の割合が 44.3%と最も高く、次いで「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で働いている」の割合34.4%となっています。

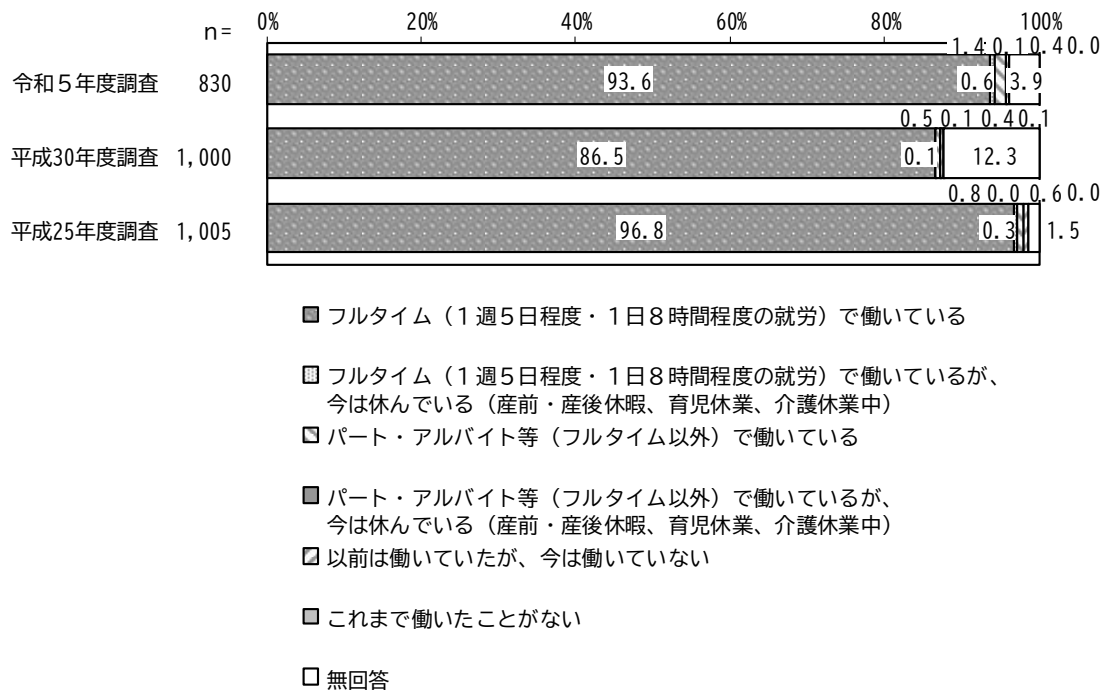
平成25年度調査・平成30年度調査と比較すると、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で働いている」の割合が増加しています。



⑤ 父親の就労状況（単数回答）

「フルタイム（１週５日程度・１日８時間程度の就労）で働いている」の割合が93.6%と最も高くなっています。

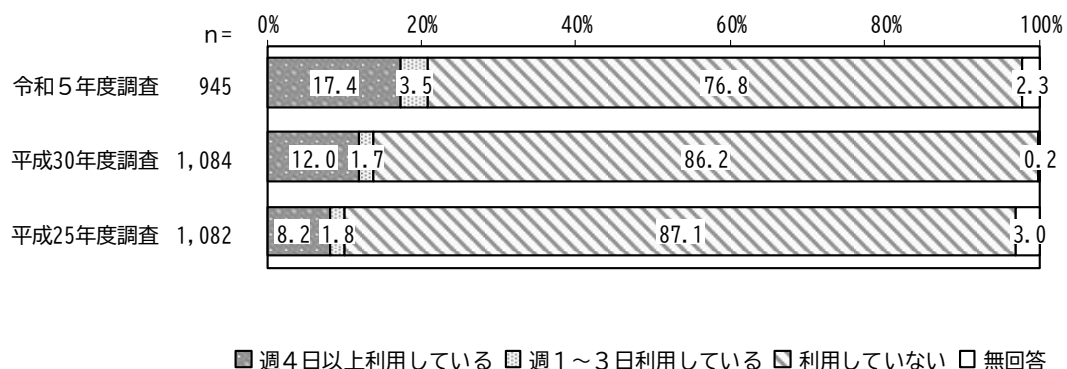
平成25年度調査・平成30年度調査と比較すると、平成30年度調査において「フルタイム（１週５日程度・１日８時間程度の就労）で働いている」の割合が減少していましたが、今回は増加しています。



⑥ 放課後児童クラブの利用状況（単数回答）

「利用していない（待機中の方を含む）」の割合が76.8%となっています。

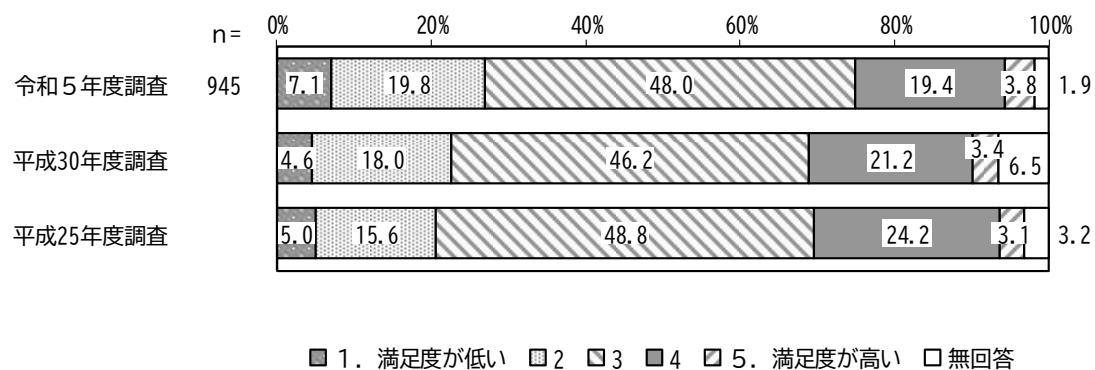
平成25年度調査、平成30年度調査と比較すると「週４日以上利用している」の割合が増加しています。



⑦ 就学児童の保護者の地域における子育ての環境や支援の満足度（単数回答）…◆

「3」の割合が48.0%と最も高く、次いで「2」の割合が19.8%、「4」の割合が19.4%となっています。

満足度が低いを1点、満足度が高いを5点として平均点を算出したところ、2.9でした。



(4) 豊川市子ども調査概要

① 調査の目的

2015年度に実施された小学5年生と中学2年生を対象とした子ども調査では、小学生、中学生の家庭環境・生活環境の支援の充実を図る資料を作成しました。今回は、子どもの学習状況や生活習慣などを中心に調査し、子どもたちの健康とより良い学習環境の策定の基礎資料とするものです。

② 調査対象

子ども調査では、豊川市立の小学校5年生を対象に750人を無作為抽出し、351名の有効回答が得られました。また、豊川市立の中学校2年生を対象に750人を無作為抽出し、340名の有効回答が得られました。

③ 調査期間

令和5年12月23日から令和6年1月19日

④ 調査方法

郵送による配布・回収及びWEB（インターネット）での回答

⑤ 回収状況

	配布数（通）	有効回答数（通）	有効回答率（％）
小学5年生	750	351	46.8
中学2年生	750	340	45.3
小学1年生 保護者	750	516	68.8
小学5年生 保護者	750	286	38.1
中学2年生 保護者	750	270	36.0

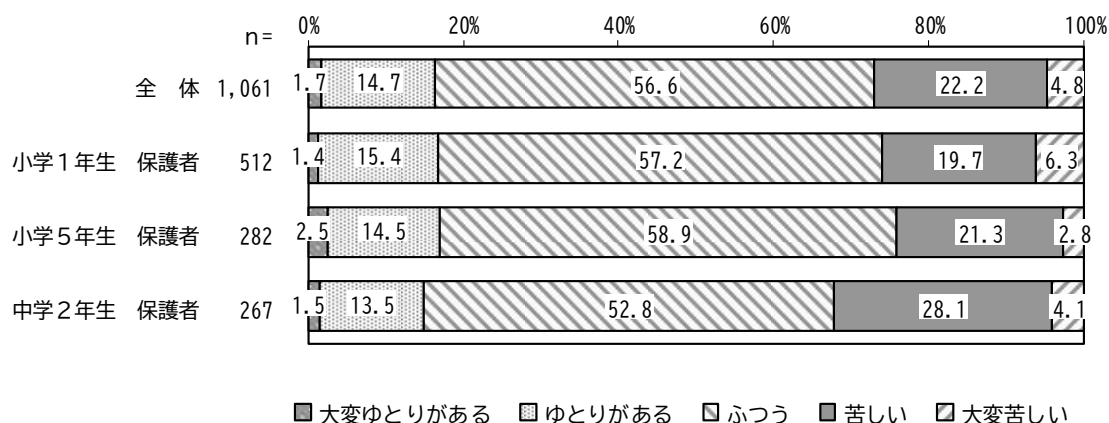
⑥ 調査結果の表示方法

- ・ 回答は各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（％）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・ 複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。
- ・ また、前問の回答結果から、条件付きで次の質問を行う場合の回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を下回る場合もあります。

(5) 豊川市子ども調査結果

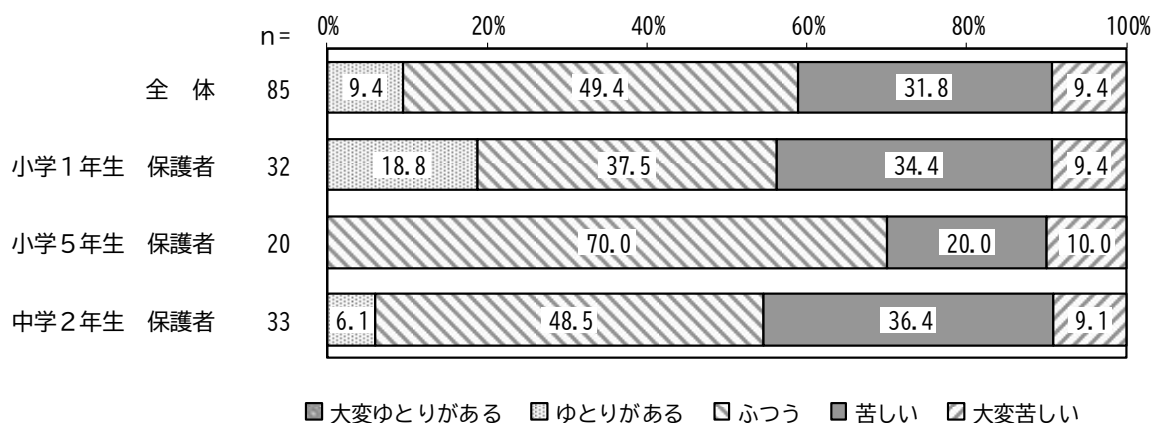
① 現在の暮らしの状況（単数回答）

現在の暮らしの状況について、「大変ゆとりがある」と「ゆとりがある」を合わせて16.4%（全体）、「ふつう」が56.6%（全体）、「苦しい」と「大変苦しい」を合わせて27.0%（全体）でした。



② ひとり親世帯の現在の暮らしの状況（単数回答）

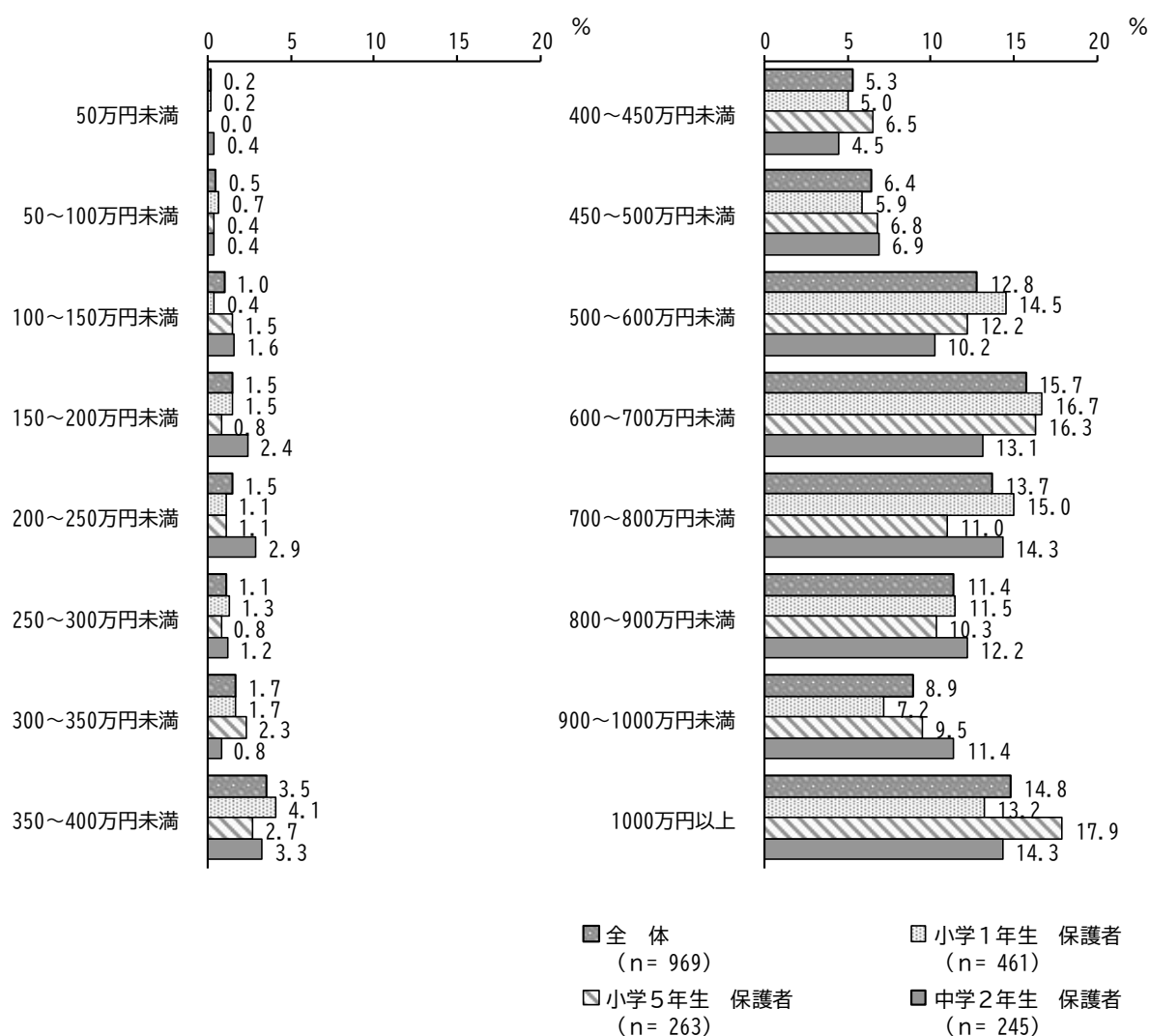
ひとり親世帯の現在の暮らしの状況について、「大変ゆとりがある」と「ゆとりがある」を合わせて9.4%（全体）、「ふつう」が49.4%（全体）、「苦しい」と「大変苦しい」を合わせて41.2%（全体）でした。



③ 世帯全体の年間収入（単数回答）

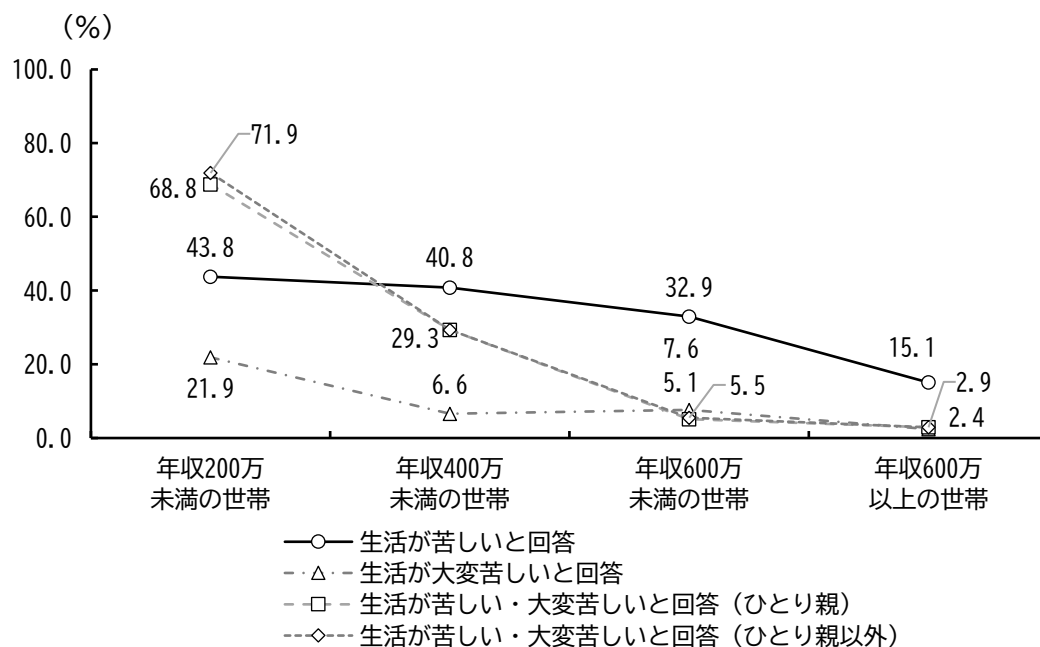
世帯全体のおおよその年間収入について、600～700万円が15.7%（全体）と最も多く、次いで1000万円以上（全体：14.8%）、700～800万円（全体：13.7%）、500～600万円（全体：12.8%）でした。

各年代で最も多かったのが、小学1年生保護者が600～700万円（16.7%）、小学5年生保護者が1000万円以上（17.9%）、中学2年生保護者が1000万円以上（14.3%）と700～800万円（14.3%）でした。



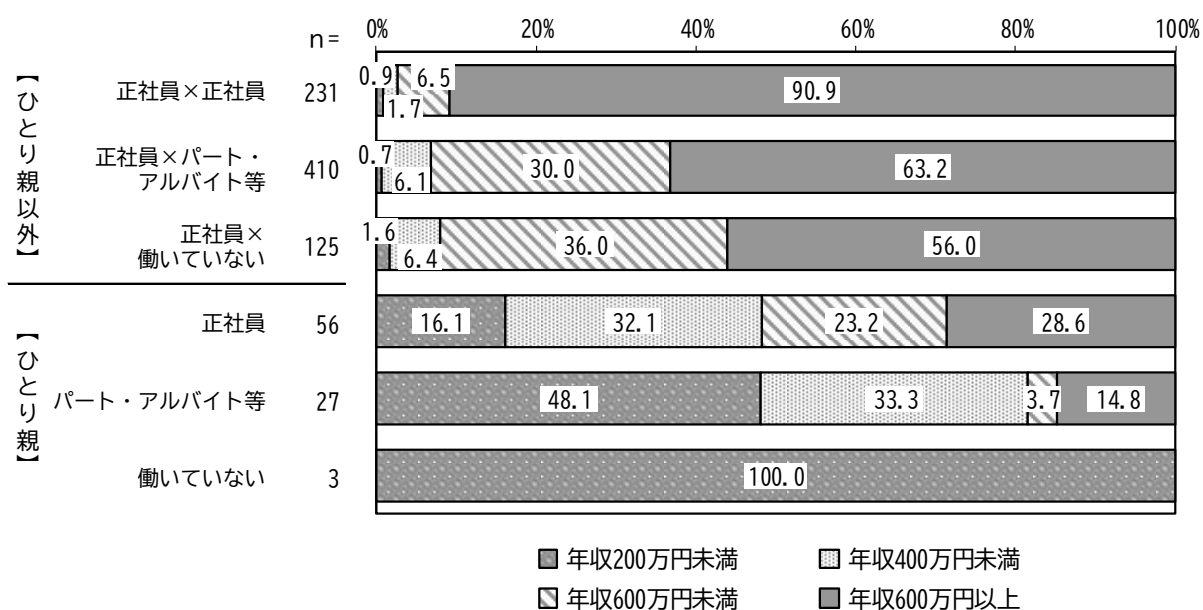
④ 世帯における生活状況（世帯全体の年間収入別及びひとり親）.....◆

世帯における生活状況（世帯年収別及びひとり親）でみると、「年収200万未満の世帯」で、6割以上の世帯において「苦しい」、「大変苦しい」と回答しており、「年収200万未満の世帯」の割合が高くなっています。



⑤ 世帯全体の年間収入（保護者の就労状況別）.....◆

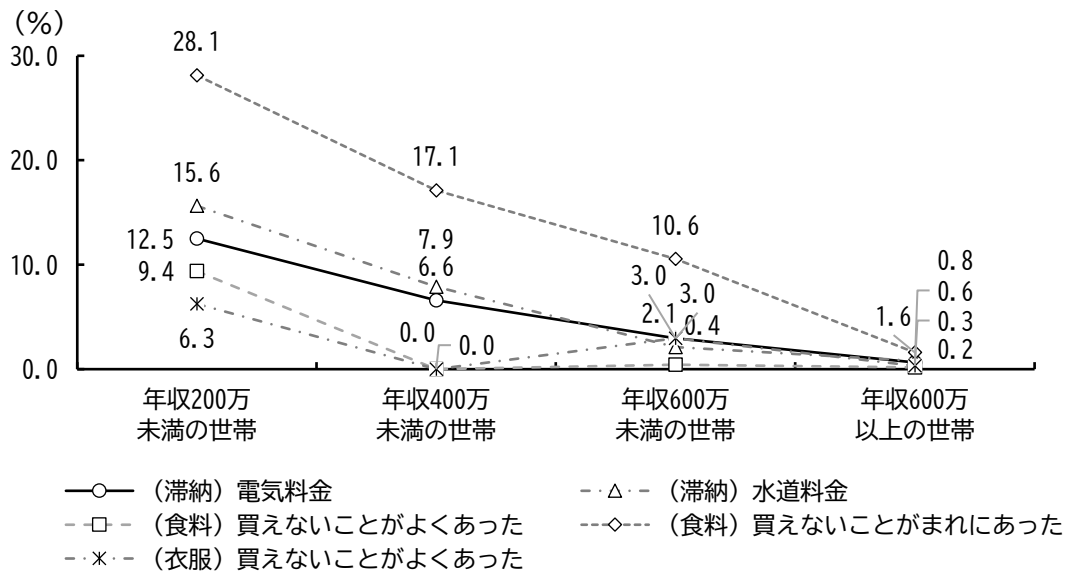
世帯全体の年間収入（保護者の就労状況別）でみると、【ひとり親以外】の正社員×正社員で「年収600万円以上」、【ひとり親】のパート・アルバイト等で「年収200万円未満」の割合が高くなっています。



⑥ 公共料金の滞納など（世帯全体の年間収入別）

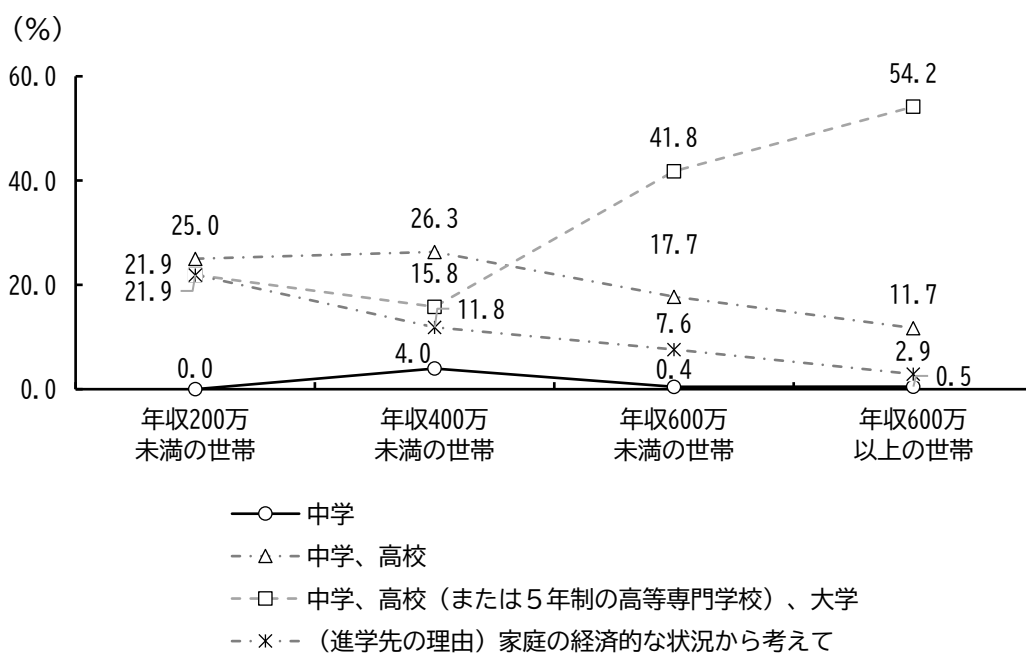
公共料金の滞納など（世帯全体の年間収入別）をみると、年収が低い世帯ほど電気料金や水道料金の滞納と食料・衣服が買えないことがある割合が高くなっています。

また、年収200万未満の世帯で「(食料) 買えないことがまれにあった」の割合が最も高く、約3割となっています。



⑦ 子の進学見込み（世帯全体の年間収入別）

子の進学見込み（世帯全体の年間収入別）をみると、年収400万未満の世帯で、「中学、高校」の割合が高くなっています。また、年収600万未満の世帯及び年収600万以上の世帯で「中学、高校（または5年制の高等専門学校）、大学」の割合が高くなっています。



＊ 子どもの貧困率※¹

豊川市	全国平均	愛知県	東三河南部
3.2%	11.5%※ ²	5.9%※ ³	7.5%※ ⁴

※¹ 子どもの貧困率…子ども全体に占める、等価可処分所得※⁵が貧困線※⁶に満たない子どもの割合

※² 国民生活基礎調査（厚生労働省）より。貧困線 127 万円で算出。「国民生活基礎調査（令和 4 年）」

※³ 愛知子ども調査より。貧困線 122 万円で算出。「愛知子ども調査（平成 28 年）」

※⁴ 愛知子ども調査より。貧困線 122 万円で算出。「愛知子ども調査（平成 28 年）」

※⁵ 等価可処分所得…世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得

※⁶ 貧困線…等価可処分所得の中央値の半分の額 国民生活基礎調査の結果、令和 3 年は 127 万円

＊ 市民一人当たりの手取り額から独自に算出した貧困線（162.5万円）による
子どもの貧困率

豊川市
6.0%

参考 1 第 2 期計画策定時における子どもの貧困率（平成 29 年 2 月調査実施）

豊川市	全国平均	愛知県	東三河南部
5.2%	13.9%※ ⁷	5.9%※ ⁸	7.5%※ ⁹

※⁷ 国民生活基礎調査（厚生労働省）より。貧困線※¹⁰122 万円で算出。「国民生活基礎調査（平成 27 年）」

※⁸ 愛知子ども調査より。貧困線 122 万円で算出。「愛知子ども調査（平成 28 年）」

※⁹ 愛知子ども調査より。貧困線 122 万円で算出。「愛知子ども調査（平成 28 年）」

※¹⁰ 貧困線…等価可処分所得の中央値の半分の額 国民生活基礎調査の結果、平成 27 年は 122 万円

参考 2 平成 29 年 2 月調査時における市民一人当たりの手取り額から独自に算出した
貧困線（137.5 万円）による子どもの貧困率

豊川市
7.2%

愛知県	東三河南部
9.0%	10.5%

※県独自の貧困線 137.5 万円による割合

● 子どもたちの声

計画策定にあたって、子ども調査において、子ども本人が考える子どものための取組について、自由に意見をうかがったところ、次の意見が寄せられました。

① 相談できる場所について

- ・気軽に悩みを相談するところを作ってほしい。
- ・皆と交流して悩みや不安を解決できる場所がほしい。
- ・インターネット上で話し合える、面とむかって話したくない事でも話せる場がほしい。
- ・同じ思いをしている人と話しあえる場所がほしい。

② 公園について

- ・公園を増やしてほしい。
- ・屋外だけではなく、屋内でも体を動かせるような場所がほしい。
- ・高学年でも遊べる遊具を作ってほしい。
- ・もっと娯楽を増やしてほしい。

③ 児童館について

- ・児童館などで、ただ話したいという人が集まって話ができたらと思う。
- ・児童館に本を増やしてほしい。
- ・児童館に友達と話しながら勉強できるスペース、飲食できる場所がほしい。
- ・児童館が小さい子を優先しすぎて中学生は楽しむことができない。

④ 居場所について

- ・気が楽で居られるような場所がほしい。
- ・老若男女問わず、交流できる会があればよい。
- ・塾とかの有料の施設以外で、他校の生徒と気軽に話せる場所・環境をつくってほしい。

⑤ その他

- ・通学路の歩道の幅の見直しや、ガードレールの設置をしてほしい。
- ・災害への対策を強化してほしい。
- ・もっと、子どもたちだけで考えて子どもたちだけで行動を起こす場がほしい
- ・町をきれいにしてほしい。
- ・子ども「110番の家」を増やしてほしい。(家のまわりにないから心配)

3 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

第2期計画における各事業の進捗状況等について、一部の事業や地域において、ニーズ量が実際の確保の方策の量を超えたり、目標値に届いていないものもありますが、概ね計画通りに実施し、市民の子育て支援に係るニーズを満たすことができていると考えています。第3期計画策定にあたっては、第2期計画の実績（進捗状況）やアンケート調査結果を踏まえ、以下のとおり課題を整理しました。

（１）「こどもまんなか社会」づくりへの意識醸成

「こどもまんなか社会」をつくるために、乳幼児等とのふれあい体験等による子どもの心の育ちの支援や、子ども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革を推進するとともに、子どもの意見を反映するなどの取り組みを通じて子どもが権利の主体であることについて、社会全体で意識を醸成する必要があります。

（２）幼児教育・保育サービスの充実

現在、幼稚園や保育所などを定期的に「利用している」が約6割、「利用していない」が約3割となり、前回調査と比較しても、大きな変化はみられません。また、その内訳は「保育所」が約7割、「幼稚園」が約2割となり、前回調査と比較すると、「幼稚園（通常の就園時間だけ利用している）」が減少し、「認定こども園（幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ施設）」や「小規模保育事業所（主に3歳未満の子どもをおおむね6～19人預かる施設で、市が認可したもの）」が増加し、子どもを長時間預けることが可能な保育サービスのニーズが高まってきているものと考えられます。

母親の就労や社会参加の増加、また、父親の育児休暇の取得が急激に増加していることにより、父母が共に仕事をしながら、子育てを行っていく傾向が強まっていくことが見込まれ、保育所等の利用に係るニーズの増加が想定されるため、保育士の人材確保や民間も含め保育所の施設整備による3歳未満児の受け入れ体制を進めるなど、保育サービスの充実が必要と考えられます。

（３）児童等の健全育成及び若者支援

放課後の居場所として、放課後児童クラブの利用希望割合が前回調査に比べて高く、その利用者数も増加しています。母親の就労や社会参加が増加傾向にあることから、保育サービスの充実と同様に、さらなる放課後児童クラブのニーズの増加が想定されるため、受け皿の確保に向けたニーズを正確に把握し、受入れ体制を整えていくことが必要です。

また、人間関係のトラブルによるいじめや、家庭での問題等により不登校となる児童生徒が増えています。家庭や地域、学校においては、自分の悩みや不安などを誰かに相談できる人間関係や雰囲気づくり、それを支える相談支援の継続的な取り組みが必要です。

さらに、就職、自立及び結婚等、青年期特有の悩みを抱えている若者に対し、個別のケースに応じた相談の対応や伴走型による支援が求められています。

(4) 経済的支援の充実及びひとり親家庭の支援



世帯構成や就労状況によって世帯年収額が異なることから、世帯年収が低い世帯において、生活を苦しいと感じていたり、進学をあきらめる割合が大きくなっているなど、貧困が子どもの生活や将来に大きな影響を及ぼしていると考えられます。全世帯の約3割が現在の暮らしの状況について「苦しい」、「大変苦しい」と感じていることから、経済的負担の軽減を図る取組の充実が必要です。

また、ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援のほか、生活支援、就労支援等が適切に行われることが必要です。

(5) 相談事業や子育て支援サービスの充実



約9割の方が「気軽に相談できる場所がある」と答え、その相談先としては、親族や友人といった身近な方々が中心となっている一方で、児童虐待やヤングケアラー等の配慮が必要となる相談が増加しているため、安心して気軽に専門性の高い相談ができる環境を整えることが求められています。

子育てに関する情報提供や相談の場である保健センターや子育て支援センター等既存の相談機関の充実化に加え、妊産婦や子育て世帯、子どもの健康の保持・増進に関する包括的な支援を行う「こども家庭センター」の本格実施や、保育所や児童館等の地域に身近な施設において、相談等を実施する「地域子育て相談機関」の新たな設置等の相談事業の充実が必要です。

また、妊娠期から出産を経て、乳幼児期をはじめ、子どもの発育・発達に対する保護者や子ども自身に対する支援の充実に加え、子育て支援センター等、各機関において実施している子育て支援に係る事業について、より利用を促すための周知の実施や事業内容の充実が求められています。

(6) 柔軟な就労体制や育児休業取得に係る啓発



就学前児童の母親の約4分の1、就学児童の母親の3割以上がフルタイムで働いています。また、母親の育児休業の取得率は5割を超え、父親の取得率は2割未満となっていますが、ここ数年において特に父親の取得率が急激に増加しています。

引き続き、仕事をしながらも子育てをしやすい環境整備を促進できるよう周知・啓発を実施していくことが必要です。

第 3 章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、社会の発展に欠かすことができません。そのためにも、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもとともに、親も親として成長していくことが大切です。

また、人が家庭を、家庭が地域を、地域がまちを築いていくことから、親や家庭が子育てを主体的に行っていくことを前提としながらも、社会全体が積極的に子育てに関わりを持ち、時代を担う子どもの健全育成を図ることが、まちの成長につながります。

本計画では、子どもの最善の利益の実現のため、父母その他の保護者が子育てについて第一義的な責任を有するという基本的認識のもと、「第2期豊川市子ども・子育て支援事業計画」の基本理念を引き継ぐとともに、「こどもまんなか社会」の実現を踏まえ、『はばたけ 未来へ 豊川っ子！』を基本理念とします。

【 基 本 理 念 】

はばたけ 未来へ 豊川っ子！

2 基本目標

基本理念の実現に向け、5つの基本目標を掲げます。

基本目標1 「こどもまんなか社会」の構築

「すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会（こどもまんなか社会）」をつくるために、子ども・子育てにやさしい社会づくりの意識を高めていく取組を推進します。

基本目標2 安心して子どもを生み育てることができる環境づくり

安心して子どもを生み育てることができる環境を作るため、妊娠期から乳幼児期において、ライフステージに応じた子どもやその家庭への切れ目のない支援を実施し、教育や保育の充実とともに、安心して出産や子育てができるよう、妊娠期からの子どもの発育・発達への支援を推進します。

基本目標3 児童・青少年の健全育成及び若者への支援

全ての子どもや若者が心身ともに健やかに成長でき、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、放課後児童クラブの充実や放課後子ども教室との連携を推進します。

また、不登校の子どもへの支援として、早期の対応、集団生活への適応や自立に向けた取り組みを進めるとともに、就労や結婚などに悩みや不安を抱えている若者やその家族へ相談の対応や伴走型の支援の実施等、継続的なサポートに取り組みます。

基本目標4 配慮等が必要な家庭や子どもへの支援

貧困と格差の解消を図ることを目的とした良好な成育環境を確保するため、子どもの貧困対策や児童虐待防止対策を推進するとともに、ひとり親家庭への支援の充実を図ります。

また、障害のある児童等、配慮が必要な子どもや保護者を対象に、関係機関等が連携を図りながら、子どもの特性に合わせた継続的な支援の充実を図ります。

基本目標5 子育てしやすい環境の整備

子育てしやすい環境を整備するため、親子が地域と関わりを持ち、子育てにおける不安及び悩みに対する相談対応、子育て支援サービスを提供するとともに、子育てにおける経済的負担の軽減を図るために、応援金の支給や医療費助成を実施します。また、安心して仕事と子育てを両立できるよう、ワーク・ライフ・バランスの理解や促進に努め、男女共同参画による子育てを促進し、保護者が安心して子育てができる環境の確保に係る取組を推進します。

3 施策の体系

〔 基本理念 〕

〔 基本目標 〕

〔 施策の推進 〕

はばたけ 未来へ 豊川っ子！

1 「こどもまんなか社会」の構築

(1) 「こどもまんなか社会」づくりの推進

2 安心して子どもを
み育てることができる
環境づくり

(1) 子どもと母親の健康の確保

(2) 幼児教育・保育サービスの充実

3 児童・青少年の健
全育成及び若者へ
の支援

(1) 児童・青少年の健全育成

(2) 若者への支援

4 配慮等が必要な家
庭や子どもへの支
援

(1) こどもの貧困対策・ひとり親家庭への支援

(2) 障害児・医療的ケア児等への支援

(3) 児童虐待防止対策・ヤングケアラーへの支援

5 子育てしやすい環境の
整備

(1) 子育て支援サービスの充実・環境整備

(2) 経済的支援の実施

(3) 仕事と子育ての両立の推進

[事業一覧]

- 法定事業
- 法定外事業
- 【新規追加】 新たに開始する事業
- ▲ 【新規掲載】 既に実施されており、新たに計画に掲載する事業

基本目標1 「こどもまんなか社会」の構築

(1) 「こどもまんなか社会」づくりの推進

- 子どもや若者の意見を聞く取組の実施（子育て支援課）
- ▲ こどもまんなか社会の推進に向けた周知及び啓発の実施（子育て支援課）
- ふれあい体験の実施（保健センター）
- ▲ 人権尊重意識の啓発（人権生活安全課）
- 子育てサポーターの養成事業（子育て支援課）
- 公共施設の子育て世帯にやさしいまちづくり（子育て支援課）
- 赤ちゃんの駅事業（子育て支援課）

事業数	7
法定事業	0
法定外事業	7
新規追加	1
新規掲載	2

基本目標2 安心して子どもを生み育てることができる環境づくり

(1) 子どもと母親の健康の確保

- 妊婦健康診査事業（保健センター）
- 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）（保健センター）
- ▲ こども家庭センター（母子保健機能）の運営（利用者支援事業：こども家庭センター型）（保健センター）
- ▲ 妊婦等包括相談支援事業（出産・子育て応援事業）（保健センター）
- ▲ 妊婦のための支援給付（出産・子育て応援事業）（保健センター）
- 産後ケア事業（保健センター）
- 母子健康手帳の交付時の相談・指導及びパパママ教室の実施（保健センター）
- 乳幼児健康診査・子育て教室の実施（保健センター）
- 産婦健康診査事業（保健センター）
- 産前・産後ヘルパー利用費補助事業（保健センター）
- ▲ 育児相談（保健センター）
- ▲ 産前産後サポート事業（保健センター）
- ▲ 豊川市総合保健センター（仮称）の供用開始（保健センター）

事業数	13
法定事業	5
法定外事業	8
新規追加	0
新規掲載	6

(2) 幼児教育・保育サービスの充実

- 認可保育所等における通常保育の充実（保育課）
- 時間外保育事業（延長保育）（保育課）
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（保育課）
- 保育所その他の場所での一時預かり事業（保育課・子育て支援課）
- 幼稚園における一時預かり事業（保育課）
- 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（保育課）
- 認定こども園への移行促進（保育課）
- 小規模保育事業等の整備促進（保育課）
- 相互連携の充実（保育課）
- 保育所等利用料等減免（保育課）
- ▲ 保育所等における給食費の無料化（保育課）
- 私立幼稚園入園応援金支給事業（保育課）

事業数	12
法定事業	6
法定外事業	6
新規追加	2
新規掲載	1

基本目標3 児童・青少年の健全育成及び若者への支援

(1) 児童・青少年の健全育成

- 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の運営（子育て支援課）
- 放課後居場所緊急対策事業の実施（子育て支援課）
- 心理教育相談事業（学校教育課）
- ▲ いじめや不登校などの早期発見・早期対応に向けた取組の推進（学校教育課）
- ▲ 豊川市不登校対策委員会の取組の推進（学校教育課）
- ▲ 適応指導教室「さくらんぼ」における支援（学校教育課）
- 放課後子ども教室（生涯学習課）
- 定住外国人の子どもの就学支援事業（市民協働国際課）
- ▲ 社会教育関係団体等活動費補助（生涯学習課）

事業数	9
法定事業	1
法定外事業	8
新規追加	1
新規掲載	4

(2) 若者への支援

- 少年愛護センター相談事業（生涯学習課）
- 少年愛護センター心理相談（生涯学習課）
- ▲若年者就労支援事業（商工観光課）
- ▲地域技能者活用事業（商工観光課）
- ▲創業教室（商工観光課）
- ▲子ども・若者支援地域協議会の開催（生涯学習課）
- ▲結婚支援事業（子育て支援課）

事業数	7
法定事業	0
法定外事業	7
新規追加	0
新規掲載	5

基本目標4 配慮等が必要な家庭や子どもへの支援

(1) こどもの貧困対策・ひとり親家庭への支援

- 実費徴収に係る補足給付を行う事業（保育課）
- 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保（保育課）
- 子どもの学習・生活支援事業（地域福祉課）
- 要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業（学校教育課）
- 子ども食堂支援事業（子育て支援課）
- ひとり親家庭等の自立支援（母子家庭等相談）（子育て支援課）
- ▲ひとり親家庭等の自立支援（母子生活支援施設実施委託事業）（子育て支援課）
- ▲ひとり親家庭等の自立支援（ひとり親家庭日常生活支援事業）（子育て支援課）
- ひとり親家庭等の自立支援（ひとり親家庭に対する生活支援事業）（子育て支援課）
- ひとり親家庭等の自立支援（ひとり親家庭に対するこどもの学習支援）（子育て支援課）
- ひとり親家庭等の自立支援（自立支援教育訓練給付金支給）（子育て支援課）
- ひとり親家庭等の自立支援（高等職業訓練促進給付金支給）（子育て支援課）
- ひとり親家庭等の自立支援（高等職業訓練修了支援給付金支給）（子育て支援課）
- ひとり親家庭等の自立支援（高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給）（子育て支援課）
- ひとり親家庭等の自立支援（児童扶養手当支給）（子育て支援課）
- ひとり親家庭等の自立支援（遺児の育成をはかる手当支給）（子育て支援課）
- ひとり親家庭等の自立支援（児童クラブ利用者負担額減免）（子育て支援課）
- ひとり親家庭等の自立支援（母子・父子家庭医療費の助成）（保険年金課）
- ▲ひとり親家庭等の自立支援（養育費確保支援）（子育て支援課）

事業数	19
法定事業	2
法定外事業	17
新規追加	2
新規掲載	3

(2) 障害児・医療的ケア児等への支援

- 児童発達支援センターの設置（子育て支援課・障害福祉課）
- ▲児童発達相談事業（子育て支援課）
- ▲巡回訪問支援事業（地域における障害児支援対策の強化とインクルージョンの推進）（子育て支援課）
- ▲家族支援プログラム講座（家族支援の充実）（子育て支援課）
- ▲支援者への研修（専門的支援が必要な障害児の支援の強化）（子育て支援課）
- ▲医療的ケア児等総合支援事業（障害福祉課）
- ペアレントメンターの養成（障害福祉課）
- 加配保育の充実（保育課）
- 学級運営支援員配置（学校教育課）
- 特別支援教育支援員派遣事業（学校教育課）
- 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築（障害福祉課）
- 地域生活支援の充実（障害福祉課）

事業数	12
法定事業	0
法定外事業	12
新規追加	3
新規掲載	5

(3) 児童虐待防止対策・ヤングケアラーへの支援

- 子育て短期支援事業（ショートステイ）（子育て支援課）
- 養育支援訪問事業（子育て支援課）
- 親子関係形成支援事業（子育て支援課）
- ▲子育て世帯訪問支援事業（子育て支援課）
- ▲こども家庭センター（児童福祉機能）の運営（利用者支援事業：こども家庭センター型）（子育て支援課）
- 要保護児童対策地域協議会の実施（子育て支援課）
- ▲ヤングケアラー対策事業（子育て支援課）
- 家庭児童相談室の設置（子育て支援課）

事業数	8
法定事業	5
法定外事業	3
新規追加	1
新規掲載	3

- 法定事業
- 法定外事業
- 【新規追加】新たに開始する事業
- ▲ 【新規掲載】既に実施されており、新たに計画に掲載する事業

基本目標5 子育てしやすい環境の整備

(1) 子育て支援サービスの充実・環境整備

- 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター等）（子育て支援課）
- 利用者支援事業（基本型Ⅰ型・特定型）（子育て支援課・保育課）
- 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター：就学児童のみ）（子育て支援課）
- 地域子育て相談機関の設置（利用者支援事業：基本型Ⅲ型）（子育て支援課）
- ▲ 子育て支援センター実施事業の充実（子育て支援課）
- 児童館事業（子育て支援課）
- 主任児童委員、民生・児童委員活動との連携（子育て支援課）
- ▲ 大学との連携（子育て支援課）
- ▲ 多言語対応の充実（市民協働国際課）
- ▲ 児童福祉施設における長寿命化等（子育て支援課）
- 食育の推進（学校給食課）
- 食に関する指導の充実（保育課・学校給食課）

事業数	12
法定事業	4
法定外事業	8
新規追加	1
新規掲載	4

(2) 経済的支援の実施

- ▲ 子育て応援金支給事業（ファーストバースデー祝い金支給事業）（子育て支援課）
- ▲ 児童手当の支給（子育て支援課）
- 拠点地区定住促進事業（都市計画課）
- 子ども医療費支給事業（保険年金課）
- 保育所等利用料等減免（再掲）（保育課）
- ▲ 保育所等における給食費の無料化（再掲）（保育課）
- 私立幼稚園入園応援金支給事業（再掲）（保育課）
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業（再掲）（保育課）
- ひとり親家庭等の自立支援（児童扶養手当支給）（再掲）（子育て支援課）
- ひとり親家庭等の自立支援（遺児の育成をはかる手当支給）（再掲）（子育て支援課）
- ひとり親家庭等の自立支援（高等職業訓練促進給付金支給）（再掲）（子育て支援課）
- ひとり親家庭等の自立支援（高等職業訓練修了支援給付金支給）（再掲）（子育て支援課）
- ひとり親家庭等の自立支援（高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給）（再掲）（子育て支援課）
- ひとり親家庭等の自立支援（児童クラブ利用者負担額減免）（再掲）（子育て支援課）
- ひとり親家庭等の自立支援（母子・父子家庭医療費の助成）（再掲）（保険年金課）

事業数	15
（うち再掲）	11
法定事業	1
（うち再掲）	1
法定外事業	14
（うち再掲）	10
新規追加	1
（うち再掲）	1
新規掲載	3
（うち再掲）	1

(3) 仕事と子育ての両立の推進

- 病児・病後児保育事業（保育課）
- 育児休業明け保護者の職場復帰への支援（保育課）
- 休日保育事業（保育課）
- ▲ ハッピー☆パパ育プロジェクト！！の実施（子育て支援課）
- ワーク・ライフ・バランスに関する推進・啓発（人権生活安全課）
- ▲ 男女共同参画に関する推進・啓発（人権生活安全課）

事業数	6
法定事業	1
法定外事業	5
新規追加	0
新規掲載	2

事業数の推移

	第1期計画	第2期計画	第3期計画
法定事業	13	16	24（再掲除く）
法定外事業	22	36	85（再掲除く）
事業数	35	52	109（再掲除く）
うち新規追加	—	1	11
うち新規掲載	—	16	37

4 子どもの成長に合わせた切れ目のない支援

基本理念の実現に向け、第5章に記載している子ども・子育て支援法に定められた事業を中心に施策を展開するとともに、子ども・子育てを取り巻く現状と課題を踏まえながら、子どもの成長に合わせた切れ目のない支援を行います。

法定事業－＜法＞ 新規追加事業－【新】 新規掲載事業－【新】

妊娠期	産後期	乳児期	幼児期	小学生	中学生	高校生	青年期	子育て家庭全般
基本目標 1		赤ちゃんの駅事業 P76	子育てサポーターの養成事業 P76	ふれあい体験の実施 P75				【新】子どもや若者の意見を聞く取組の実施 P75
								【新】こどもまんなか社会の推進に向けた周知及び啓発の実施 P75
								【新】人権尊重意識の啓発 P75
								公共施設の子育て世帯にやさしいまちづくり P76
基本目標 2	母子健康手帳の交付時の相談・指導及びパパママ教室の実施 P78							＜法＞多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 P81
	＜法＞妊婦健康診査事業 P77	産婦健康診査事業 P79	＜法＞乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問） P77					認定こども園への移行促進 P81
	＜法＞【新】妊婦等包括相談支援事業 P77							
	【新】妊婦のための支援給付 P77							
	産前・産後ヘルパー利用費補助事業 P79							
	＜法＞【新】こども家庭センター（母子保健機能）の運営（利用者支援事業：こども家庭センター型） P77							小規模保育事業等の整備促進 P81
	【新】産前産後サポート事業 P79	乳幼児健康診査・子育て教室の実施 P78						【新】豊川市総合保健センター（仮称）の供用開始 P79
	【新】育児相談 P79							
	＜法＞産後ケア事業 P77	＜法＞認可保育所等における通常保育の充実 P80						
		＜法＞時間外保育事業（延長保育） P80						
		＜法＞【新】乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） P80						
		＜法＞保育所その他の場所での一時預かり事業 P80						
			＜法＞幼稚園における一時預かり事業 P81					
		【新】保育所等における給食費の無料化 P81		相互連携の充実 P81				
			保育所等利用料等減免 P81					
			【新】私立幼稚園入園応援金支給事業 P81					
基本目標 3				＜法＞放課後児童健全育成事業の運営 P82				
				【新】放課後居場所緊急対策事業の実施 P82				
				心理教育相談事業 P82				
				【新】いじめや不登校などの早期発見・早期対応に向けた取組の推進 P82				
				【新】豊川市不登校対策委員会の取り組みの推進 P83				
				【新】適応指導教室「さくらんぼ」における支援 P83				
				放課後子ども教室 P83				
				定住外国人の子どもの就学支援事業 P83				
				少年愛護センター相談事業、少年愛護センター心理相談 P84		【新】若年者就労支援事業 P84		
						【新】創業教室 P84		
						【新】地域技能者活用事業 P84	【新】結婚支援事業 P84	
		【新】子ども・若者支援地域協議会の開催 P84						
				【新】社会教育関係団体等活動費補助事業 P83				

第4章

子育て支援施策の推進

基本目標1 「こどもまんなか社会」の構築

施策の方向（1）「こどもまんなか社会」づくりの推進

「こどもまんなか社会」の構築に向けて、啓発や体験事業の実施、人材育成及び環境整備に取り組みます。

事業・施策	事業内容 指標及び計画期間内の目標			担当課
【新規追加】 子どもや若者の意見を 聞く取組の実施	・子どもや若者を権利の主体として尊重することにより、子どもや若者による意見表明の機会の充実や社会参画を促進します。 ・ニーズを的確に踏まえ、より実効性のある施策にしていいため、環境整備と機運の醸成に取り組みます。			子育て支援課
	○子どもの意見の反映に向けたガイドラインの作成、新たな手法の検討・実施	実績値 —	目標値 方向性 	
【新規掲載】 こどもまんなか社会 づくりの推進に向けた 周知及び啓発の実施	・こども家庭庁から示されている「こどもまんなか社会」の実現に向けて理解の促進に努めます。 ・こども・子育てにやさしい社会づくりの意識改革を図るため、周知及び啓発を実施します。			子育て支援課
	○広報等の各種媒体や啓発物資の配布等による周知及び啓発の推進	実績値 —	目標値 方向性 	
ふれあい体験の実施	・小中学生が乳児や産婦と交流することで、自分の育ちを見つめ、命の大切さや家族の絆等を学ぶため、引き続き学校と地域で連携を図りながら、今後もこの取り組みを継続して実施します。			保健センター
	○実施小中学校数及び延べ参加人数 (実績：令和5年度)	実績値 9	目標値 方向性 	
		実施校数		
		737		
		延べ参加人数		
【新規掲載】 人権尊重意識の啓発	・差別や偏見のない暮らしを実現できるよう、イベントや人権週間など、様々な機会を活用した啓発活動に取り組みます。 ・小中学校が実施する人権啓発活動における講師派遣を支援し、将来を担う子どもたちに、相手を思いやる心を育て、人権尊重の意識の啓発に取り組みます。			人権生活安全課
	○小中学校人権啓発推進事業実施校数 (実績：令和5年度)	実績値 8	目標値 方向性 	

事業・施策	事業内容 指標及び計画期間内の目標			担当課
子育てサポーターの 養成事業	・身近な地域における子育て支援の実施に向けて子育てサポーターを養成、確保していくため、実践的な講座を実施します。 ・参加者の増加が図られるよう周知を実施します。			子育て支援課
	○子育てサポーター養成講座受講者数 (実績：令和5年度)	参加延 べ人数	目標値 方向性	
		223		
公共施設の子育て世帯 にやさしいまちづくり	・公共施設の新築、改築の際において、多数の妊娠中、乳幼児連れ親子の利用が想定される施設には、ベビーシートや授乳室などを設置します。 ・より子育て世帯に配慮した設備・施設機能を確保するように新たな取り組みを調査・検討します。			子育て支援課
	○ベビーシート及び授乳室設置箇所数 (実績：令和5年度)	実績値	目標値 方向性	
		85		
		ベビーシート 設置箇所数		
赤ちゃんの駅事業	○赤ちゃんの駅事業の登録施設数及び 移動式赤ちゃんの駅貸出し回数 (実績：令和5年度)	73		子育て支援課
		授乳室設置箇所数		
		実績値	目標値 方向性	
		155		
		登録施設数		
		6		
		移動式赤ちゃんの駅 貸出し回数		

基本目標 2

安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

施策の方向（１）子どもと母親の健康の確保

妊娠期から乳幼児期における子どもと母親の健康を確保するため、育児に係る相談や健診を実施するとともに、家事の支援等に係るサポートに取り組みます。

事業・施策	事業内容 指標及び計画期間内の目標			担当課
妊婦健康診査事業 ＜法定事業＞	・妊娠の届け出があった妊婦に対して妊婦健康診査受診票を交付し、医療機関や助産所で実施する健診に対し、14回までの妊婦健康診査について助成します。			保健センター
	○妊婦健康診査の受診回数 (実績：令和5年度)	実績値	目標値 方向性	
		16,037	14,596	
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問) ＜法定事業＞	・生後4ヶ月までの乳児がいる全ての家庭へ、保健師、助産師、看護師が訪問し相談に応じます。			保健センター
	○乳児家庭全戸訪問事業の訪問者数 (実績：令和5年度)	実績値	目標値 方向性	
		1,201	1,214	
〔新規掲載〕 こども家庭センター (母子保健機能)の運営 (利用者支援事業： こども家庭センター型) ＜法定事業＞	・母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として「こども家庭センター」を設置していますが、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目なく妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援を行います。			保健センター
	○こども家庭センター設置件数	実績値	目標値 方向性	
		1	1	
〔新規掲載〕 妊婦等包括相談支援事業 ＜法定事業＞ (出産・子育て応援事業)	・妊娠の届け出があった妊婦に対し、面談等の措置を講じ、妊婦の心身の状況、その置かれている環境の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談及び子育て支援サービスの利用につなげます。			保健センター
	○出産・子育て応援事業利用者数 (妊娠時、出産時における面談延べ件数) (実績：令和5年度)	実績値	目標値 方向性	
		3,894	3,642	
〔新規掲載〕 妊婦のための支援給付 (出産・子育て応援事業)	・妊娠の届け出があった妊婦に対し、認定後と出産後に、給付金を支給します。妊婦等包括相談支援事業を組み合わせ、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施します。			保健センター
	○出産・子育て応援事業経済的支援数 (妊娠時、出産時における支給件数) (実績：令和5年度)	実績値	目標値 方向性	
		2,641	2,800	
産後ケア事業 ＜法定事業＞	・生後1年未満の身内の支援が受けられない母子に対し、産科医療機関等で母親の心身の回復のための支援を行います。 ・助産師等からの指導・助言によりセルフケア能力を育み、前向きに育児に取り組めるよう支援します。 ・支援が必要な産婦の把握に努め、必要な支援内容に応じた利用勧奨を行います。			保健センター
	○産後ケア事業の利用件数 (実績：令和5年度)	実績値	目標値 方向性	
		294	616	
	利用件数			

事業・施策	事業内容 指標及び計画期間内の目標			担当課
母子健康手帳の交付時の相談・指導及びパパママ教室の実施	・母子健康手帳の交付時に専門職が面接し、教室などの母子保健事業につなげるとともに相談、指導を実施します。 ・妊娠中に母親が自身で健康管理ができ、安全・安心して出産を迎えることができるよう、切れ目ない支援を実施します。 ・パパママ教室では、パパとママが育児に対するイメージを持ち、父親支援の一環として交流時間を設けるとともに父親も育児に前向きに取り組むための支援を行います。			保健センター
	○母子健康手帳の交付数（交付時の相談・指導数）（実績：令和5年度）	実績値	目標値 方向性	
		1,376	➡	
	○パパママ教室の開催回数及び参加人数 （実績：令和5年度）	実績値	目標値 方向性	
		20	➡	
		開催回数		
乳幼児健康診査・子育て教室の実施	・乳幼児期の発達の節目に合わせ、乳幼児健康診査、幼児歯科健康診査を通して、病気の発見や発達の確認を行います。 ・子育ての基盤となる養育力や健やかな子どもの成長・発達を促すため、相談・指導を実施します。また親同士の交流の場としても活用することで前向きに育児に取り組めるよう支援します。 ・乳幼児健康診査については、保護者が安心して受診できるよう環境整備に努め、未受診児については、効果的な勧奨の時期、方法を検討し、受診率の向上を目指していきます。			保健センター
	○乳幼児健康診査受診率及び子育て教室開催回数・参加延べ人数 （実績：令和5年度）	実績値	目標値 方向性	
		97.3%	➡	
		受診率 乳児健康診査 受診券1回目		
		74.0%	➡	
		受診率 乳児健康診査 受診券2回目		
		99.5%	99.6%	
		受診率 4ヶ月児健康診査		
		99.0%	99.6%	
		受診率 1歳6ヶ月児健康診査		
		97.5%	99.6%	
		受診率 3歳児健康診査		
		85	➡	
		開催回数（定例的なもの）		
		74	➡	
		開催回数（不定期なもの）		
		159	➡	
		合計開催回数		
		2,043	➡	
		延べ参加人数 定例的なもの		
		3,106	➡	
		延べ参加人数 不定期なもの		
		5,149	➡	
		合計延べ参加人数		

事業・施策	事業内容 指標及び計画期間内の目標			担当課
産婦健康診査事業	・産後うつ及び虐待予防の視点から、エジンバラ産後うつ病質問票を使用したスクリーニングを実施し、出産後の母体の健康診査2回を助成します。 ・出産後の母体の健康管理を図るとともに支援の必要なケースについては関係機関と連携を図り支援します。 ・効果的な産後の健康管理ができるよう、受診勧奨に努め、支援が必要なケースは産後早期に支援を開始し、関係機関と綿密な連携を行います。			保健センター
	○産婦健康診査事業の受診者数 (実績：令和5年度)	実績値	目標値 方向性	
		1,255		
産前・産後ヘルパー 利用費補助事業	・妊娠中または産後に身内の支援が受けられない妊産婦に対し、家事支援等のヘルパーを利用した場合、利用費の一部を補助し、母親の心身の負担を軽減します。 ・事業の周知、啓発に努め、個別相談など家庭環境等を把握する機会を捉え、必要な妊産婦に事業の利用を推奨していきます。 ・他のサービスとの組み合わせにより、家族がより安心して生活できるようサポートしていきます。			保健センター
	○産前・産後ヘルパー利用費補助事業の 利用申請数及び補助申請数 (実績：令和5年度)	実績値	目標値 方向性	
		50		
		利用申請数		
		7		
補助申請数				
[新規掲載] 育児相談	・保健センターにおける各種事業の利用者より、子どもの成長・発達や育児に不安が寄せられた際において、保健師、管理栄養士、歯科衛生士、臨床心理士等が、保護者一人ひとりに合わせた相談対応を行います。			保健センター
	○育児相談の開催回数及び延べ参加人数 (実績：令和5年度)	実績値	目標値 方向性	
		231		
		開催回数		
		2,185		
延べ参加人数				
[新規掲載] 産前産後 サポート事業	・妊産婦支援の拡充を目的に助産師を配置し、妊娠・出産・子育てに関する悩み等について相談支援や孤立感の解消に向け、交流会等を実施します。 ・助産師が妊娠期から産後に関する悩み等について、相談支援や仲間づくりを行い、安心して子育てができるように、家庭や地域での孤立感の解消を図っていきます。			保健センター
	○産前産後サポート事業の延べ利用者数 (実績：令和5年度)	実績値	目標値 方向性	
		321		
[新規掲載] 豊川市総合保健 センター（仮称） の供用開始	・市民の健康にかかわる課題を解消し、まちづくりの目標である「誰もが健やかに生き生きと暮らしているまち」を目指すため、豊川市総合保健センター（仮称）を整備します。 ・令和6年6月から整備工事に着手し、令和7年度中の完了、令和8年度中の供用開始を予定しています。			保健センター
	○豊川市総合保健センター（仮称）の整備	実績値	目標値 方向性	
		—	供用開始	

施策の方向（２）幼児教育・保育サービスの充実



幼児教育・保育ニーズの多様化に応えるため、提供体制の拡充に努めるとともに、幼稚園や保育所、小学校との相互連携の強化や研修の実施、保育料の軽減や、乳幼児の保護者への相談事業に取り組みます。

事業・施策	事業内容 指標及び計画期間内の目標			担当課
認可保育所等における 通常保育の充実 ＜法定事業＞	1号認定（認定こども園及び幼稚園）の提供体制については、量の見込みの算定結果から、若干の上昇傾向が見込まれるため、今後5年間に おいては実績を踏まえつつ、提供体制を見直していくことで必要量を確 保します。			保育課
	2号認定（認定こども園及び保育所）の提供体制については、量の見 込みの算定結果から施設面では充足しており、今後5年間に於いて2号 認定は減少する見込みのため、増加傾向の3号認定の確保方策と調整を 図ります。			
	3号認定（認定こども園及び保育所等）の提供体制については、令 和5年度の実績値と量の見込みとの差に対し、施設面では、園舎建替 え時には3歳未満児の受入れを拡充し、また、既存の保育室を乳児室 に改修するなどして3歳未満児の受入れを強化します。			
		実績値	目標値 方向性	
	○通常保育の利用者数（実績：令和5年度）	1,088	1,138	
	実際のニーズ量を踏まえた提供体制の維持及び継続ができるよう、認定こども園及び幼稚園と調整を図っていきます。	3,320	3,015	
		2号認定利用者数		
	1,491	1,686		
	3号認定利用者数			
時間外保育事業 （延長保育） ＜法定事業＞	・保護者の勤務時間や通勤時間の都合等により、通常の保育時間では対応できないニーズに対応するため、保育時間の延長を行います。			保育課
	・実際のニーズ量を踏まえた提供体制の維持及び継続に努めます。			
	○時間外保育事業（延長保育）の利用者数 （実績：令和5年度）	実績値	目標値 方向性	
		128	161	
【新規追加】 乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園 制度） ＜法定事業＞	・全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度」）を実施します。			保育課
	・令和7年度においては試行的に実施し、令和8年度からの本格実施に向けて、事業内容の検討をすすめます。			
	○乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の整備	実績値	目標値 方向性	
		—	検討の 実施	
保育所その他の場所での一時預かり事業 ＜法定事業＞	・保護者のパート就労や病気等により家庭での保育が一時的に困難となる場合や保護者の育児の負担軽減、冠婚葬祭への出席、出産のため、主として昼間、子どもを預かります。			保育課 子育て支援課
	・市内12箇所の保育所及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター・就学前児童対象）にて、実施しています。			
	・利用者の動向に則した提供体制の維持に努め、継続して事業の周知を図るとともに、援助会員の登録を増やし円滑な事業の実施に努めます。			
	○保育所その他の場所での一時預かり事業の利用者数（実績：令和5年度）	実績値	目標値 方向性	
		7,144	7,560	

事業・施策	事業内容 指標及び計画期間内の目標			担当課
幼稚園における 一時預かり事業 ＜法定事業＞	・幼稚園及び認定こども園（１号認定）の在園児を対象として、教育標準時間の開始前や終了後、夏休みなどの長期休業期間中に園児を預かります。（幼稚園５園、認定こども園２園の計７園で実施） ・実際のニーズ量を踏まえた提供体制の維持及び継続ができるよう、認定こども園及び幼稚園と調整を図ります。			保育課
	○幼稚園における一時預かり事業の利用者数 （実績：令和５年度）	実績値	目標値 方向性	
		25,039	25,946	
多様な主体が本制度に 参入することを促進す るための事業 ＜法定事業＞	・小規模保育事業等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した事業の参入または運営を促進します。			保育課
認定こども園への 移行促進	・多様化する教育・保育ニーズに応えるため、市内の幼稚園をはじめ、関係団体等への働きかけを行い、認定こども園への移行促進を図ります。 ・市内幼稚園等との意見交換を密に図り、それぞれの状況を踏まえうえで、認定こども園への移行を促します。			保育課
	○市内の認定こども園数 （実績：令和５年度）	実績値	目標値 方向性	
		2	➡	
小規模保育事業等の 整備促進	・増加傾向が続く、３歳未満児の保育需要に対し、引き続き、関係団体等への働きかけを行い、小規模保育事業等への参入を促します。 ・今後の児童数及び３歳未満児の保育需要の動向を見据え、小規模保育事業等への参入、既存の保育施設の定員見直し等を行います。			保育課
	○市内の小規模事業等の認可定員 （実績：令和５年度）	実績値	目標値 方向性	
		53	➡	
相互連携の充実	・切れ目なく質の高い教育・保育サービスを提供していくために、市内の幼稚園や認定こども園、保育所、小学校等が組織する既存の協議会等を活用し、相互の連携が図られるよう必要な情報等を提供します。 ・保育者の資質の向上を図り、質の高い幼児教育が提供できるよう、幼稚園教諭と保育士の合同研修などの取組を行います。			保育課
	○幼児教育研究会の開催数 （実績：令和５年度）	実績値	目標値 方向性	
		3	➡	
保育所等利用料等 減免	・保育所等に通う、多子世帯・ひとり親世帯等の児童の保育料の軽減、生活保護世帯等の児童の時間外保育利用料、一時預かり事業利用料等の免除を行い、実際のニーズに即して事業を実施します。			保育課
	○保育所等の利用料減免世帯人数 （実績：令和５年度）	実績値	目標値 方向性	
		886	➡	
【新規掲載】 保育所等における給食 費の無料化	・保育所、認定こども園、私立幼稚園の給食費を無料化することで、子育て世帯の経済的な負担軽減を図ります。			保育課
	○保育所等における園児の給食費無料化の実施 （実績：令和５年度）	実績値	目標値 方向性	
		減免	無料化	
【新規追加】 私立幼稚園入園応援金 支給事業	・保護者負担の大きい幼稚園の入園にかかる費用を軽減するため、令和７年度から市内の幼稚園に入園する子どもの保護者へ私立幼稚園入園応援金の支給を検討します。			保育課
	○私立幼稚園入園応援金支給事業の実施件数	実績値	目標値 方向性	
		—	10	

基本目標3 児童・青少年の健全育成及び若者への支援

施策の方向（1）児童・青少年の健全育成

児童・青少年の健全育成のため、放課後における居場所の確保に努めるとともに、不登校やいじめ対応、外国人児童の学習支援に取り組みます。

事業・施策	事業内容 指標及び計画期間内の目標			担当課
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の運営 ＜法定事業＞	・保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校就学児童の健全な育成を図るため、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を提供します。 ・利用希望に係るニーズを踏まえながら施設の拡充と職員の確保を推進します。			子育て支援課
	○放課後児童健全育成事業の利用者数 （実績：令和5年度）	実績値	目標値 方向性	
		1,769	1,979	
【新規追加】 放課後居場所緊急対策事業の実施	・放課後児童クラブの待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、児童館等の既存の社会資源を活用することにより、放課後に子どもの安全・安心な居場所を提供します。			子育て支援課
	○放課後居場所緊急対策事業の実施件数	実績値	目標値 方向性	
		—		
心理教育相談事業	・心理教育相談室「ゆずりは」において、市内の小中学生及びその保護者、小中学校教諭、就学前の児童の保護者、保育士等からの心理教育相談等に5人の臨床心理士で対応します。			学校教育課
	○ゆずりは巡回相談件数及び来談者相談件数（実績：令和5年度）	実績値	目標値 方向性	
		116		
		巡回相談件数		
		1,823		
来談者相談件数				
【新規掲載】 いじめや不登校などの早期発見・早期対応に向けた取組の推進	・いじめや不登校に関する早期の対応を図るため、「いじめ相談窓口」において子どもや保護者からの電話相談に対応します。 ・「いじめ相談窓口」の設置や各小中学校のいじめ・不登校傾向の状況を月別調査等から把握し、早期発見・早期対応に努めます。			学校教育課
	○いじめ相談窓口における相談対応件数（実績：令和5年度）	実績値	目標値 方向性	
		1		

事業・施策	事業内容 指標及び計画期間内の目標			担当課
[新規掲載] 豊川市不登校対策 委員会の取組の推進	・豊川市不登校対策委員会が中心となり、すべての小中学校の不登校対策委員や臨床心理士、適応指導教室指導員、ＳＳＷ等の連携を強化します。 ・教職員の全体研修会や中学校区ごとの研修会を企画運営し、不登校対策委員会が提案する「不登校小中連携支援シート」を活用し、早期対応、未然防止などに取り組みます。			学校教育課
	○不登校への対応に係る研修開催件数 (実績：令和５年度)	実績値	目標値 方向性	
		11	➡	
[新規掲載] 適応指導教室「さくらんぼ」における支援	・不登校、又は、その傾向にある児童生徒が学校生活になじめるよう、学校や保護者、関係機関と連携し、集団生活への適応や自立に向けた支援を行います。 ・児童生徒が自分の居場所を見つけたり自己肯定感を高めたりできるような取り組みを実施し、社会的な自立を目指した支援を行います。			学校教育課
	○適応指導教室「さくらんぼ」における支援件数 (実績：令和５年度)	実績値	目標値 方向性	
		33	➡	
放課後子ども教室	・小中学生の安心・安全な居場所として、放課後や週末等に公共施設等を活用し、地域住民の参画を得て、交流活動等の実施及び放課後児童クラブとの連携を推進します。 ・学校や地域の講師となる方々と協力しながら、市内全小学校区での実施を継続していきます。 ・放課後児童クラブとの連携実施箇所数については、意見・情報交換を図りながら、連携を実施していきます。			生涯学習課
	○放課後子ども教室の実施箇所数及び児童クラブ連携実施箇所数 (実績：令和５年度)	実績値	目標値 方向性	
		26	➡	
		実施箇所数		
		8	➡	
		連携実施箇所数		
定住外国人の子どもの 就学支援事業	・日本語が十分でない外国籍の子どもの対象に、日本語教室「こぎつね教室」を開設し、日常生活や学校での学習に必要な日本語と、学校生活におけるルールを学ぶことができる場所を提供し、定住外国人の子どもの就学支援を行います。 ・学校と連携し、就学にあたり日本語能力に課題のある児童生徒を積極的に受け入れ指導していきます。 ・オンライン授業を活用し、継続した学習支援を行うとともに、親子プレスクールの受け入れを拡大することで、より多くの児童生徒の日本語学習支援を行います。			市民協働国際課
	○「こぎつね教室」入室者数 (実績：令和５年度)	実績値	目標値 方向性	
		64	➡	
[新規掲載] 社会教育関係団体等 活動費補助	・社会教育活動の振興を図ることにより、明るく健やかな子どもの育成や次代を担う青少年の心身の健全育成を図るため、要件に該当する団体が実施する社会教育活動事業に支援を実施します。			生涯学習課
	○支援を実施する社会教育活動団体数 (実績：令和５年度)	実績値	目標値 方向性	
		5	➡	

施策の方向（２）若者への支援

思春期及び青年期における若者特有の悩みや課題に対応するため、不登校やニート、ひきこもり、学業や就業に関する相談や結婚に向けた支援に取り組みます。

事業・施策	事業内容 指標及び計画期間内の目標			担当課
少年愛護センター 相談事業	・非行問題、不登校、ニート、引きこもりや家族・友人関係などの悩みを抱える子ども・若者やその関係者を対象に、電話や面接による相談を実施します。			生涯学習課
	○少年愛護センター相談事業の件数 (実績：令和５年度)	実績値 137	目標値 方向性 ➡	
少年愛護センター 心理相談	・少年愛護センター相談員との相談において、支援を行う上で、心理カウンセラーによる相談が必要と判断された子ども・若者やその関係者に対して、心理相談員による面接相談を実施します。			生涯学習課
	○少年愛護センター心理相談の件数 (実績：令和５年度)	実績値 148	目標値 方向性 ➡	
〔新規掲載〕 若年者就労支援事業	・就業生活設計等で悩みを抱える、または、就労・就学できずにいる15歳から49歳の若者、家族に対して、セミナー・相談等による就労支援を実施します。また、就労に関する心理相談に応じます。			商工観光課
	○セミナー等延べ参加者数 (実績：令和５年度)	実績値 92	目標値 方向性 ➡	
〔新規掲載〕 地域技能者活用事業	・高校生に実践的な技術・知識を伝え、ものづくり産業を担う人材を育成するため、地域の優れた熟練技能者を工科高校へ派遣し、溶接、旋盤、電子組立について技能検定のための講義を行い、資格取得を目指します。			商工観光課
	○地域技能者活用事業受講者数 (実績：令和５年度)	実績値 21	目標値 方向性 ➡	
〔新規掲載〕 創業教室	・市内の高校生に対し、創業者と交流する機会の提供やビジネスアイデアを企画・立案する事業を実施し、人生の選択肢として、創業を想像することができる起業家マインドを醸成します。			商工観光課
	○創業教室実施回数 (実績：令和５年度)	実績値 4	目標値 方向性 ➡	
〔新規掲載〕 子ども・若者支援地域 協議会の開催	年1回の代表者会議で協議会の基本的な運営方針を決定し、関係者の共通認識を醸成するとともに、年2回の実務者会議で各構成機関の役割分担や活動状況について情報交換を行っています。			生涯学習課
	○子ども・若者支援地域協議会における代表者会議及び実務者会議の開催回数 (実績：令和５年度)	実績値 3	目標値 方向性 ➡	
〔新規掲載〕 結婚支援事業	・若者の結婚に対する悩みに寄り添い、セミナーやイベントの開催等により成婚に向けた準備支援及び出会いの場を提供するとともに、個別のフォローによる支援を実施します。			子育て支援課
	○結婚支援イベント等の参加者数 (実績：令和５年度)	実績値 90	目標値 方向性 ➡	

基本目標4 配慮等が必要な家庭や子どもへの支援

施策の方向（１）こどもの貧困対策・ひとり親家庭への支援

貧困の連鎖を防ぐため、生活保護受給世帯を含む困窮世帯やひとり親家庭に対して、生活の安定と児童の健全な育成を図るために、学習支援や生活習慣の改善、進路選択の情報提供、居場所の提供等とともに、家庭の自立を目的とした各種手当の支給等、経済的支援に取り組めます。

事業・施策	事業内容 指標及び計画期間内の目標			担当課
実費徴収に係る補足給付を行う事業 ＜法定事業＞	・保護者の世帯所得の状況等を勘案して、幼稚園または特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき給食費（副食材料費）または教材費、行事費等を助成し、実際のニーズ量に即した支援を実施します。			保育課
	○実費徴収に係る補足給付を行う事業の利用者数（実績：令和5年度）	実績値 207	目標値 方向性 ➡	
子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 ＜法定事業＞	・子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給、保護者の経済的負担の軽減や利便性の増進等を勘案して給付を行うものとします。 ・また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監査等・法に基づく事務の執行や権限の行使について、県に対し、情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、県との連携を図ります。			保育課
子どもの学習・生活支援事業	・貧困の連鎖を防止するため、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもを対象に、①学習支援、②生活習慣・育成環境の改善に関する助言、③居場所の提供、④進路選択に関する相談に対する情報提供等を実施します。 ・支援が必要な世帯への効果的な周知方法や関係機関との連携方法を検討し、継続的に学習支援事業を実施します。			地域福祉課
		実績値 102	目標値 方向性 ➡	
	○子どもの学習・生活支援事業の開催回数及び参加申込者数・延べ参加生徒数（実績：令和5年度）	開催回数 30	➡	
		参加申込者数 1,133	➡	
		延べ参加生徒数		
要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業	・経済的な理由によって就学困難な児童または、生徒の保護者に対し、学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費、医療費を援助することにより義務教育の円滑な実施を図ります。 ・援助を必要とする児童または生徒の保護者に支援が届くように啓発に努めます。			学校教育課
	○就学援助事業の認定者数（小学生・中学生の合計数）（実績：令和5年度）	実績値 1,358	目標値 方向性 —	
子ども食堂支援事業	・家庭や学校とは別に、子どもの孤立を防止し、子どもに安心して過ごしてもらえる居場所として、孤独・孤食の防止、地域の大人や同世代の子どもとの交流、食育の推進を図ることが期待できる子ども食堂について、市内で運営している団体に対し、より安定して継続運営できるよう、補助金の交付による支援を実施します。			子育て支援課
	○子ども食堂支援事業の補助事業者数（実績：令和5年度）	実績値 11	目標値 方向性 ➡	

事業・施策	事業内容 指標及び計画期間内の目標			担当課
ひとり親家庭等の自立支援	・ひとり親家庭等の生活の安定と児童の健全育成のため、適切に手当を支給するとともに、母子・父子自立支援員が、就職や経済上の問題など様々な相談に日頃から応じ、生活の安定や自立に向けた支援を行います。 ・ひとり親家庭の母または父が、就職に役立つ技能や資格取得のための講座等を受講した際や、各種学校等の養成機関で就業する際には給付金を支給し、自立を促進します。 ・継続して母子家庭等の相談や児童扶養手当の現況届等の際に各制度の周知を行い、利用の促進を図ります。			子育て支援課
母子家庭等相談	・母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭等の親の悩みに関する相談に応じるとともに、自立に必要な情報提供及び指導を行います。 ○母子家庭等相談件数 (実績：令和5年度)	実績値	目標値 方向性	
		588	—	
【新規掲載】 母子生活支援施設 実施委託事業	・配偶者のいない女子、またはこれに準じる事情にある女子とその監護すべき児童を母子生活支援施設で保護し、生活の自立を支援します。 ○支援実施世帯件数	実績値	目標値 方向性	
		—	—	
【新規掲載】 ひとり親家庭日常生活支援事業	・疾病等の事由により、一時的に生活援助のサービスが必要な場合、または、生活環境等の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合に、その家庭に対して生活支援を行います。 ○生活支援家庭件数	実績値	目標値 方向性	
		—	2	
【新規追加】 ひとり親家庭に対する生活支援事業	・困窮するひとり親家庭に、食料をはじめとした生活面における支援を行うため、フードバンクを活用し、ひとり親家庭への食糧支援の実施に加え、生活用品の配布についても検討を進めます。 ○学校給食のない長期休みにフードバンクを活用するなど、食糧支援等の令和7年度以降の実施を検討します。	実績値	目標値 方向性	
		—	食糧支援の実施	
		—	生活用品配布に係る検討	
【新規追加】 ひとり親家庭に対するこどもの学習支援	・貧困の連鎖を防止するため、ひとり親家庭の子どもを対象に学習支援を行うことを検討します。 ○令和6年8月の児童扶養手当現況時、中学生のいる受給者に無料勉強会のアンケートを行い、要望が高かったため、令和8年度以降の実施に向けて検討します。	実績値	目標値 方向性	
		—	検討の実施	
自立支援教育訓練給付金支給	・母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組みを支援し、経済的自立のために雇用保険法の一般・特定一般・専門実践教育訓練給付の指定講座を受講し、修了した場合に自立支援教育訓練給付金を支給します。 ○自立支援教育訓練給付金件数及び給付金額 (実績：令和5年度)	実績値	目標値 方向性	
		2	—	
		件数		
		205	—	
		金額(千円)		

事業・施策	事業内容 指標及び計画期間内の目標			担当課	
高等職業訓練促進 給付金支給	・母子家庭の母又は父子家庭の父が就職に有利な資格取得と経済的自立のために6カ月以上養成機関で修業する場合、修業期間中の生活費の負担軽減のために支給します。 ○高等職業訓練促進給付金件数及び 給付金額 (実績：令和5年度)	実績値	目標値 方向性	子育て支援課	
		11	—		
		件数			
		12,078	—		
		金額(千円)			
高等職業訓練修了 支援給付金支給	・母子家庭の母又は父子家庭の父が就職に有利な資格取得と経済的自立のために6カ月以上養成機関で就業する場合、養成機関の卒業時における負担軽減のために支給します。 ○高等職業訓練修了支援給付金件数 及び金額 (実績：令和5年度)	実績値	目標値 方向性		
		5	—		
		件数			
		225	—		
		金額(千円)			
高等学校卒業程度 認定試験合格支援 給付金支給	・高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合において、民間事業者などが実施する講座の受講を開始、修了したとき及び合格したときに給付金を支給します。 ○高等学校卒業程度認定試験合格支援 給付金件数及び給付金額 (実績：令和5年度)	実績値	目標値 方向性		
		0	—		
		件数			
		0	—		
		金額(千円)			
児童扶養手当支給	・父母が婚姻を解消した児童、父または母が死亡した児童や父または母が市長の定める程度の障害の状態にある児童等、一定の要件を満たす児童を監護している父、母又は養育者に支給されます。 ○児童扶養手当受給者数及び対象児童数 (実績：令和5年度)	実績値	目標値 方向性		
		1,043	—		
		受給者数			
		1,594	—		
		受給対象児童数			
遺児の育成をはかる 手当支給	・父母が婚姻を解消した児童、父または母が死亡した児童や父または母が市長の定める程度の障害の状態にある児童等、一定の要件を満たす、遺児を監護または養育する方に遺児の福祉の増進のため支給されます。 ○遺児の育成をはかる手当受給者数及び 受給対象児童数 (実績：令和5年度)	実績値	目標値 方向性		
		1,060	—		
		受給者数			
		1,704	—		
		受給対象児童数			
児童クラブ利用者 負担額減免	○生活保護世帯または、入所児童と同一住所に居住する保護者全員が市民税非課税のひとり親家庭に該当する場合は負担金の一部を減免します。また、きょうだい同時入所している世帯の2人目以降の児童の負担金の一部を減免します。 ○児童クラブ利用者負担額減免対象児童数 (実績：令和5年度)	実績値	目標値 方向性		
		264	—		
		減免対象児童数			

事業・施策	事業内容 指標及び計画期間内の目標		
母子・父子家庭 医療費の助成	・母子・父子家庭の母（父）子、父母のいない児童を対象に医療費保険診療分の自己負担額を全額支給することで、経済的な負担の軽減を図ります。 ・愛知県による補助制度を踏まえ、継続して適正な助成を行います。	保険年金課	○母子・父子家庭医療費の受給者数及び年間延べ受診件数 （実績：令和5年度）
			実績値 2,820
			目標値 方向性 ➡
			受給者数 ➡ 年間延べ受診件数
[新規掲載] 養育費確保支援	・養育費の確保を促進し、ひとり親家庭の生活の安定と子どもの健全な成長を図るため、養育費の取決めを行うひとり親の支援をします。 ・離婚相談や児童扶養手当の申請時に養育費確保支援の案内をし、養育費確保の促進に努めます。	子育て支援課	○養育費の取決めに係る支援を行ったひとり親の人数
			実績値 —
			目標値 方向性 15

施策の方向（２）障害児・医療的ケア児等への支援



障害児への支援体制の整備を図るため、障害児及びその家族に対し、相談や巡回支援及び研修等を実施するとともに、地域における障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターを豊川市総合保健センター（仮称）と一体的に設置します。

事業・施策	事業内容 指標及び計画期間内の目標			担当課
児童発達支援センターの設置	・障害や発達に課題のある児童とその保護者に対して、児童の就園・就学等の節目において切れ目のない一貫した総合的な支援として、相談・療育等を包括的かつ継続的に行う体制の充実を図るため、児童発達支援センターを設置します。			障害福祉課 子育て支援課
	○児童発達支援センターの設置 (令和5年度実績)	実績値 1	目標値 方向性 2	
〔新規掲載〕 児童発達相談事業	・発達に心配のある18歳未満の子どもと保護者を対象に、発達に関する相談に応じ、支援方法や関わり方の助言を行います。 ・地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能として母子保健や一般子育て相談との連携を図ります。			子育て支援課
	○発達に関する延べ相談件数 (実績：令和5年度)	実績値 862	目標値 方向性 ➡	
〔新規掲載〕 巡回訪問支援事業 (地域における障害児 支援対策の強化とイン クルージョンの推進)	・発達障害等に関する知識を有する専門員が保育所や放課後児童クラブ等に巡回し、支援を担当する職員や保護者に対し助言等を行います。 ・巡回が必要な施設等の現状を把握し、実施機関数の拡充に努めます。また、専門的支援を行うことが適切な場合は、専門機関につなぐなどの対応を行います。			子育て支援課
	○巡回訪問支援実施機関数 (実績：令和5年度)	実績値 19	目標値 方向性 ➡	
〔新規掲載〕 家族支援プログラム講座 (家族支援の充実)	・子どもの行動変容を目的として、親がほめ方や指示などの具体的な養育スキルを身につけるための講座を開催します。 ・支援が必要な保護者の把握、講座受講後のフォローアップ、事業周知等、効果的な実施に努めます。			子育て支援課
	○家族支援プログラム講座実受講者数 (実績：令和5年度)	実績値 14	目標値 方向性 ➡	
〔新規掲載〕 支援者への研修 (専門的支援が必要な 障害児の支援の強化)	・地域全体の支援の質の向上を図るとともに、適切な支援を行うことが困難な事例に事業所が対応できるよう地域の支援機関の従事者を対象とした、障害児支援に関する専門的研修を開催します。			子育て支援課
	○専門的研修の開催回数 (実績：令和5年度)	実績値 1	目標値 方向性 2	
〔新規掲載〕 医療的ケア児等総合 支援事業	・保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整する医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。 ・常にコーディネーターを有する専門性のある事業所への委託とコーディネーターの育成を計画的に進めることで、継続して配置ができるよう努めます。			障害福祉課
	○医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置 (実績：令和5年度)	実績値 配置	目標値 方向性 配置	

事業・施策	事業内容 指標及び計画期間内の目標			担当課
【新規追加】 ペアレントメンターの 養成	・自らも発達障害のある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親であるペアレントメンターを養成し、発達障害者等及び家族等への支援体制を確保します。 ・対象者の選定と養成方法の検討を進めるとともに、当事者団体や保護者等に必要性の周知を図ります。			障害福祉課
	○ ペアレントメンターの人数 (実績：令和5年度)	実績値	目標値 方向性	
		—	1	
加配保育の充実	・発達の気になる子どもについて、指定する保育所等において加配保育を実施します。現在 27 箇所の指定園を設け、保育のサービスを提供しています。 ・加配保育のニーズが高まっているため、各小学校区で1園を目標とし、身近な地域でサービスが受けられるよう整備を進め、必要に応じて2園目を検討します。			保育課
	○加配保育の指定園数(実績：令和5年度)	実績値	目標値 方向性	
		27		
学級運営支援員配置	・安定した学級運営を支えるため、個別の支援を必要とする児童生徒がいる学級へ学級運営支援員を配置し、個別的な指導やチームティーチング指導を実施します。 ・支援の必要な児童生徒は多いため、今後も増員しながら、継続配置を行い、早期に対応を行うため、4月任用を拡充します。			学校教育課
	○ 非常勤講師の派遣人数 (実績：令和5年度)	実績値	目標値 方向性	
		95		
特別支援教育支援員 派遣事業	・様々な理由で特別な支援を必要とする子どもに対して、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、家庭環境や学習能力、心身の状況等に応じた教育を受けることができる支援体制の充実を図ります。 ・身辺自立が確立していない児童生徒への介助を行う特別支援教育支援員を配置し、児童生徒を支えます。			学校教育課
	○パート職員配置数(実績：令和5年度)	実績値	目標値 方向性	
		13		
【新規追加】 障害児の地域社会への 参加・包容 (インクルージョン) の推進体制の構築	・中核機関となる児童発達相談センター（令和8年度から児童発達支援センターへ移行予定）や、地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援を活用しながら、学校、保育所等と連携・協力し、支援を行う体制の構築を進めます。 ・サービス提供事業所連絡会と連携し、庁内では学校、保育部門を含めた関係部署で協議の場を設けるとともに、引き続き、連携・協力体制の強化を図ります。			障害福祉課
	○ 連携・協力体制の構築	実績値	目標値 方向性	
		—	構築	
【新規追加】 地域生活支援の充実	・強度行動障害を有する人に関する状況や支援ニーズの把握、地域の関係機関が連携した支援体制を整備します。 ・障害者地域自立支援協議会において、協議の場を設けるとともに、支援体制の中核的人材の育成等、支援体制の整備を図ります。			障害福祉課
	○ 支援体制の整備	実績値	目標値 方向性	
		—	整備	

施策の方向（３）児童虐待防止対策・ヤングケアラーへの支援



児童虐待等の予防や、ヤングケアラーへの支援を図るため、関係者との情報共有やこども家庭センターの体制強化、各取組事業の充実に取り組みます。

事業・施策	事業内容 指標及び計画期間内の目標			担当課
子育て短期支援事業 (ショートステイ) ＜法定事業＞	・保護者が疾病等により、子どもの養育が一時的に困難となった場合などに、児童福祉施設等において短期間（１週間程度）子ども又は親子を養育・保護します。 ・市が指定する乳児院（１箇所）、児童養護施設（３箇所）及び母子生活支援施設（１箇所）において実施しています。			子育て支援課
	○ 子育て短期支援事業利用人数 (実績：令和５年度)	実績値	目標値 方向性	
		40	98	
養育支援訪問事業 ＜法定事業＞	・養育支援が必要な家庭を訪問し、養育に関する相談を受け、支援、助言等を行うことにより虐待に至ることを防ぎます。 ・子育て支援課において、対象家庭を訪問し、必要な相談、指導、支援等を実施し、必要があれば１歳到達後も継続的な訪問を行います。			子育て支援課
	○ 養育支援訪問事業の利用回数 (実績：令和５年度)	実績値	目標値 方向性	
		364	400	
【新規追加】 親子関係形成支援事業 ＜法定事業＞	・児童との関わり方や、子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、親子間における適切な関係性の構築を図るための支援を実施します。			子育て支援課
	○ 親子関係形成相談対応件数	実績値	目標値 方向性	
		—	1	
【新規掲載】 子育て世帯訪問 支援事業 ＜法定事業＞	・家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、若しくはヤングケアラー等がいる家庭に対し、訪問支援員を派遣し、当該対象家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施します。			子育て支援課
	○ 訪問支援員による訪問世帯数	実績値	目標値 方向性	
		—	260	
【新規掲載】 こども家庭センター (児童福祉機能) の運営 (利用者支援事業： こども家庭センター型) ＜法定事業＞	・母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として「こども家庭センター」を設置していますが、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目なく妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援を行います。			子育て支援課
	○ こども家庭センター設置件数	実績値	目標値 方向性	
		1	1	

事業・施策	事業内容 指標及び計画期間内の目標		担当課
要保護児童対策 地域協議会の実施	・児童虐待や非行・犯罪の未然防止、早期発見、早期対応を図るため、要保護児童対策地域協議会実務者会議を毎月1回開催します。 ・情報管理の徹底や児童相談所をはじめとする関係機関との連携の強化を図ります。 ・関係機関との連携を最大限に活用しながら、要保護児童、要支援児童及び特定妊婦の早期発見、適切な支援及び児童虐待防止に努めます。		子育て支援課
	○ 各機関等で相談を受けた件数及び協議会等開催回数 (実績：令和5年度)	実績値	目標値 方向性
		308	➡
		相談対応件数	
		2	1
		協議会開催回数 (回/年)	
		12	➡
		実務者会議開催 回数(回/年)	
[新規掲載] ヤングケアラー 対策事業	・子育て家庭、ひとり親家庭などにおいてヤングケアラーを発見・把握した場合に、家庭の状況に応じ、適切な福祉サービスにつなげられるよう、関係機関、団体等と連携して相談・支援、適切な機関へのつなぎを行う専門職を配置します。 ・ヤングケアラーの早期発見、支援及び適切な機関へのつなぎに努めるとともに、支援機関等への啓発・研修や居場所づくりを検討・実施します。		子育て支援課
	○ ヤングケアラー相談世帯数及び研修の実施 (実績：令和5年度)	実績値	目標値 方向性
		—	25
		延べ相談世帯件数	
		—	1
		研修の実施回数	
家庭児童相談室の設置	・家庭内関係や登校拒否など、家庭における児童の養育上の諸問題やさまざまな悩みについて、家庭児童相談員が相談による支援を行います。		子育て支援課
	○ 家庭児童相談実相談対応件数 (実績：令和5年度)	実績値	目標値 方向性
		170	➡

基本目標5 子育てしやすい環境の整備

施策の方向（１）子育て支援サービスの充実・環境整備

子育て支援サービスの充実に向け、各種ハード・ソフト事業の充実化を図り、市内に設置されている児童館について、子育て支援拠点のサテライト施設としての機能を充実するとともに食に関する教育に取り組みます。

事業・施策	事業内容 指標及び計画期間内の目標			担当課
地域子育て支援拠点事業 （子育て支援センター等） ＜法定事業＞	・子育て支援センター（1箇所）、つどいの広場（1箇所）、児童館（11箇所）など親子が気軽に集まることができる地域の拠点となる事業・施設において、子育て不安に対する相談や子育てサークルへの支援等、地域の子育て家庭に対する支援を行います。 ・現在のニーズにあわせて、子育て支援センターにおけるオンライン相談の実施等、地域子育て支援拠点としてあるべき姿を見極めながら、運営内容を検討・実施していきます。			子育て支援課
	○地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター等）の利用者数 （実績：令和5年度）	実績値	目標値 方向性	
		46,169	44,322	
利用者支援事業 （基本Ⅰ型・特定型） ＜法定事業＞	・教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用について情報集約を行い、子どもや保護者からの利用にあたっての相談に応じ、必要な情報提供・助言をし、関係機関との連絡調整等を行います。 ・今後も基本型、こども家庭センター型、特定型、妊婦等包括相談支援事業型との連携を図り、情報提供や相談等をより効果的にを行います。			子育て支援課 保育課
	○利用者支援事業（基本Ⅰ型・特定型）の設置件数 （実績：令和5年度）	実績値	目標値 方向性	
		1	2	
		基本Ⅰ型		
		1	1	
		特定型		
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター：就学児童のみ） ＜法定事業＞	・保護者の外出時の一時預かりなどの子育てに関する援助を、受けたい人（依頼会員）と行いたい人（援助会員）が相互に会員となり、助け合う会員組織で、会員間のコーディネート（紹介など）やサポートなどを通して相互援助活動を支援します。 ・多様な保育ニーズに対応するため、継続して事業の周知を図るとともに、援助会員及び両方会員の登録を増やすよう周知に努めます。			子育て支援課
	○ファミリーサポートセンター事業の利用者数 （実績：令和5年度）	実績値	目標値 方向性	
		590	900	

事業・施策	事業内容 指標及び計画期間内の目標			担当課
【新規追加】 地域子育て相談機関 の設置 (利用者支援事業： 基本Ⅲ型) ＜法定事業＞	・保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点事業の実施場所や児童館等を、すべての妊産婦及び子どもとその家庭等に対して、気軽に立ち寄って子育てに関する疑問や悩み等を相談する事ができる場所として整備します。 ・相談支援や子育てに関する情報発信、子育て世帯とつながる場の提供や関係機関との連携を実施し、虐待発生の未然予防に努めます。 ・地域子育て相談機関の設置にあたって、「子育て支援員研修」を受講するなど、専門的知識を有した職員を配置することとされていますが、研修の受講を進めるなど、資格を有する職員の充実に図ります。			子育て支援課
	○地域子育て相談機関（基本Ⅲ型）の設置 件数	実績値	目標値 方向性	
		—	43	
[新規掲載] 子育て支援センター 実施事業の充実	・子育て支援センターで実施している「あおぞら教室」、「ママも1歳おめでとう！誕生会!」、「ハピハピ教室」、「ブーフーウー教室」等、子育て中の母親・父親と子どもと一緒に楽しく遊ぶ場所の提供やイベント開催の充実に図ります。 ・子育て情報ガイドブック「つながるノート じゃん・けん・ぽん」等、子育て支援に係る事業の情報提供や周知を実施します。			子育て支援課
	○子育て支援に係るイベント等の事業の実 施回数	実績値	目標値 方向性	
		78		
児童館事業	・身近な児童健全育成の拠点として、乳幼児から中・高生までの居場所としての機能の充実に図り、乳幼児親子向けの教室や趣向を凝らしたイベントを開催するとともに、子どもが安心して過ごし、子育てや子ども自身の悩みを共有できるような環境を整え、子育て支援拠点施設のサテライト施設としての機能を充実します。			子育て支援課
	○児童館延べ利用者数、各種イベント実施 回数 (実績：令和5年度)	実績値	目標値 方向性	
		185,279		
		延べ利用者数		
		806		
		各種イベント 実施回数		
主任児童委員 民生・児童委員活動 との連携	・主任児童委員連絡会との連携により、地域での子育てに関する問題等の情報の共有化を図ります。また、研修会を開催し、活動に必要な知識の取得を支援します。			子育て支援課
	○主任児童委員連絡会及び研修会開催回数 (令和5年度実績)	実績値	目標値 方向性	
		10		
		連絡会開催回数		
		2		
		研修会開催回数		
[新規掲載] 大学との連携	・これまで以上に専門化、高度化した対応が求められる子どもに係る施策に対応していくため、また、さらなる保育士配置の充実や質の向上、保育サービスの拡充に対応していくため、施策に精通し、高度な専門知識を有するとともに、保育人材の育成を担う、岡崎女子大学・岡崎女子短期大学と連携を図ります。			子育て支援課
	○岡崎女子大学・岡崎女子短期大学との連携 取組の件数 (令和5年度実績)	実績値	目標値 方向性	
		10		

事業・施策	事業内容 指標及び計画期間内の目標			担当課
[新規掲載] 多言語対応の充実	市において実施している、妊娠期からの子育て支援に係る情報を網羅した「子育て情報ガイドブック」、外国人児童が多く在籍する放課後児童クラブの周知、入所関係書類等を多言語で作成するなど、多言語化への対応を進めていきます。			市民協働国際課
[新規掲載] 児童福祉施設における長寿命化等	・児童館及び児童クラブ等における児童福祉施設において、豊川市公共施設適正配置計画及び豊川市児童福祉施設長寿命化計画等に基づき、適正な配置、管理及び運営を実施します。 ・複合化等を進めるとともに、予防保全を図る施設については長寿命化を図り、小中学校等の余剰スペース等を活用して適正な配置を進めます。			子育て支援課
	○児童福祉施設における長寿命化など、適正な配置、管理及び運営の実施	実績値 こざかい児童館の複合化	目標値 方向性 いちのみや児童館の複合化など	
食育の推進	・豊川市食育推進計画に基づき、市民一人ひとりが食の大切さを理解し、家庭を基本とした「食育」に取り組み、健康で心豊かな人間性を育む「食育」を市民とともに推進するための啓発を行います。 ・献立表を利用して、児童生徒の朝食の喫食状況や朝ご飯の重要性を掲載し、各家庭へ食育に関する啓発を実施します。			学校給食課
	○献立表による啓発の年間回数 (実績：令和5年度)	実績値 11	目標値 方向性 ➡	
食に関する指導 の充実	・幼稚園・保育所等において、食に関する教育・保育実践のほか、保護者に対して食のあり方（離乳食、幼児食、アレルギー対応等）の情報を提供します。 ・市内の全小中学校を対象に、栄養教諭による食に関する指導を実施します。			保育課 学校給食課
	○幼稚園・保育所等及び小中学校での食に関する教育実施数 (実績：令和5年度)	実績値	目標値 方向性	
		59	➡	
		幼稚園・保育所等での食に関する教育	36	
	小中学校での食に関する教育			

施策の方向（２）経済的支援の実施

子育てにおける経済負担の軽減を図るために、各種手当等の支給や、医療費の助成に取り組めます。

事業・施策	事業内容 指標及び計画期間内の目標			担当課
[新規掲載] 子育て応援金支給事業 (ファーストバースデー祝い金支給事業)	・子育てを行っている母親や父親及び保護者の、経済的な負担の軽減を図ることにより、生活の安定に寄与し、子どもの健やかな成長に資することを目的として、満1歳のお誕生日を迎える乳児に、子育て応援金を支給します。			子育て支援課
	○子育て応援金（ファーストバースデー祝い金）支給件数 (実績：令和5年度)	実績値	目標値 方向性	
		1,308		
[新規掲載] 児童手当の支給	・高校生年代までの児童を養育している者に手当を支給することで、家庭生活の安定と児童の健全育成及び資質の向上を図ります。			子育て支援課
	○児童手当受給者数及び児童数 (実績：令和5年度)	実績値	目標値 方向性	
		12,496		
		受給者数		
		20,702		
児童数				
拠点地区定住促進事業	・まちなかにおける人口の割合を増加させ、定住促進による地域の活性化のため、対象区域内に家屋を取得し転入された方等の世帯の中学生以下の子に対して、子育て奨励金を交付します。			都市計画課
	○まちなか居住補助事業における子育て奨励金交付者数（実績：令和5年度）	実績値	目標値 方向性	
		83		
子ども医療費支給事業	・出生から高校3年生世代（18歳年度末）まで医療費保険診療分の自己負担額を全額支給することで、子育て支援の一助として経済的な負担の軽減を図ります。			保険年金課
	○子ども医療費支給事業の受給者数及び年間延べ受診件数 (実績:令和5年度　なお令和6年度から高校3年生世代の通院費も支給対象となったため受給者等は増加の見込みです)	実績値	目標値 方向性	
		29,299		
		受給者数		
		412,882		
年間延べ受診件数				

事業・施策	事業内容 指標及び計画期間内の目標	担当課
保育所等利用料等 減免 《再掲》	○保育所等の利用料減免世帯人数	保育課
〔新規掲載〕 保育所等における 給食費の無料化 《再掲》	○保育所等における園児の給食費無料化の実施	
【新規追加】 私立幼稚園入園応援金 支給事業 《再掲》	○私立幼稚園入園応援金支給事業の実施	
実費徴収に係る補足給 付を行う事業 ＜法定事業＞ 《再掲》	○実費徴収に係る補足給付を行う事業の利用者数	
児童扶養手当支給 《再掲》	○児童扶養手当受給者数	子育て支援課
遺児の育成をはかる 手当支給 《再掲》	○遺児の育成をはかる手当受給者数	
高等職業訓練促進 給付金支給 《再掲》	○高等職業訓練促進給付金件数及び給付金額	
高等職業訓練修了支援 給付金支給 《再掲》	○高等職業訓練修了支援給付金件数及び金額	
高等学校卒業程度 認定試験合格支援 給付金支給 《再掲》	○高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金件数 及び給付金額	
児童クラブ利用者 負担額減免 《再掲》	○児童クラブ利用者負担額減免対象児童数	
母子・父子家庭医療費 の助成 《再掲》	○ 母子・父子家庭の母（父）子、父母のいない児童を対象に 医療費保険診療分の自己負担額を全額支給することで、経 済的な負担の軽減を図ります。	保険年金課

施策の方向（３）仕事と子育ての両立の推進

仕事と子育ての両立を推進するため、各保育サービスの提供とともに、啓発に係る取り組みを実施します。

事業・施策	事業内容 指標及び計画期間内の目標			担当課
病児・病後児保育事業 ＜法定事業＞	・病氣中または病氣の回復期にあり、普段通っている保育所などに通うことができない子どもを、保育施設や病院に付設された施設で一時的に預かります。 ・令和５年度において１か所増設し、市内２箇所において実施されており、引き続き事業周知の実施等、効果的な実施に努めます。			保育課
	○病児・病後児保育事業の利用者数 (実績：令和５年度)	実績値	目標値 方向性	
		228		
育児休業明け保護者の職場復帰への支援	・早い段階で保育所等への入所決定を行うことで、育児休業明けの保護者が安心して年度途中でも職場に復帰できるよう、育児休業明け保育所等入所予約事業を実施します。			保育課
	○育児休業明け保育所等入所予約事業の募集人数 (実績：令和５年度)	実績値	目標値 方向性	
		50		
休日保育事業	・保護者の就労形態の変化による多様な保育ニーズに対応するため、的確なニーズを把握し、事業の充実を図ります。			保育課
	○休日保育事業の実施園数及び延利用者 (実績：令和５年度)	実績値	目標値 方向性	
		1	2	
		実施園数		
		476	513	
延べ利用者数				
〔新規掲載〕 ハッピー☆パパ育児プロジェクト！！ の実施	・父親の育児参加を促進し、子育てに係る悩みの解消や、子どもとの触れ合い方を身に着けるために、男性保育士による講話・パパ同士の交流会とふれあい遊びを実施します。			子育て支援課
	○ハッピー☆パパ育児プロジェクト！！の参加者	実績値	目標値 方向性	
		—		
ワーク・ライフ・バランスに関する 推進・啓発	・男女共同参画に関する講座（エンパワーメント講座、男女共生セミナー等）を活用し、働き方の見直しやワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。 ・「あいち女性輝きカンパニー」企業の紹介や講座参加者の所感等を情報紙「ゆい」へ掲載し、定期的に市で開催されるイベントや講演会・講座等での配布、各種施設への設置を行い、ワーク・ライフ・バランスの周知と啓発を図ります。			人権生活安全課
	○講座開催回数及び情報誌「ゆい」での啓発記事掲載 (実績：令和５年度)	実績値	目標値 方向性	
		2		
		講座開催回数		
		7,000		
情報誌「ゆい」による啓発				
〔新規掲載〕 男女共同参画に関する推進・啓発	・社会のあらゆる場面で男女が対等なパートナーとして、ともに活躍し、喜びや責任を分かち合える社会づくりにつなげるため、さまざまな職業や世代の人を対象に、出前講座を活用して、啓発を行います。			人権生活安全課
	○男女共同参画推進出前講座受講者 (実績：令和５年度)	実績値	目標値 方向性	
		100		

第5章

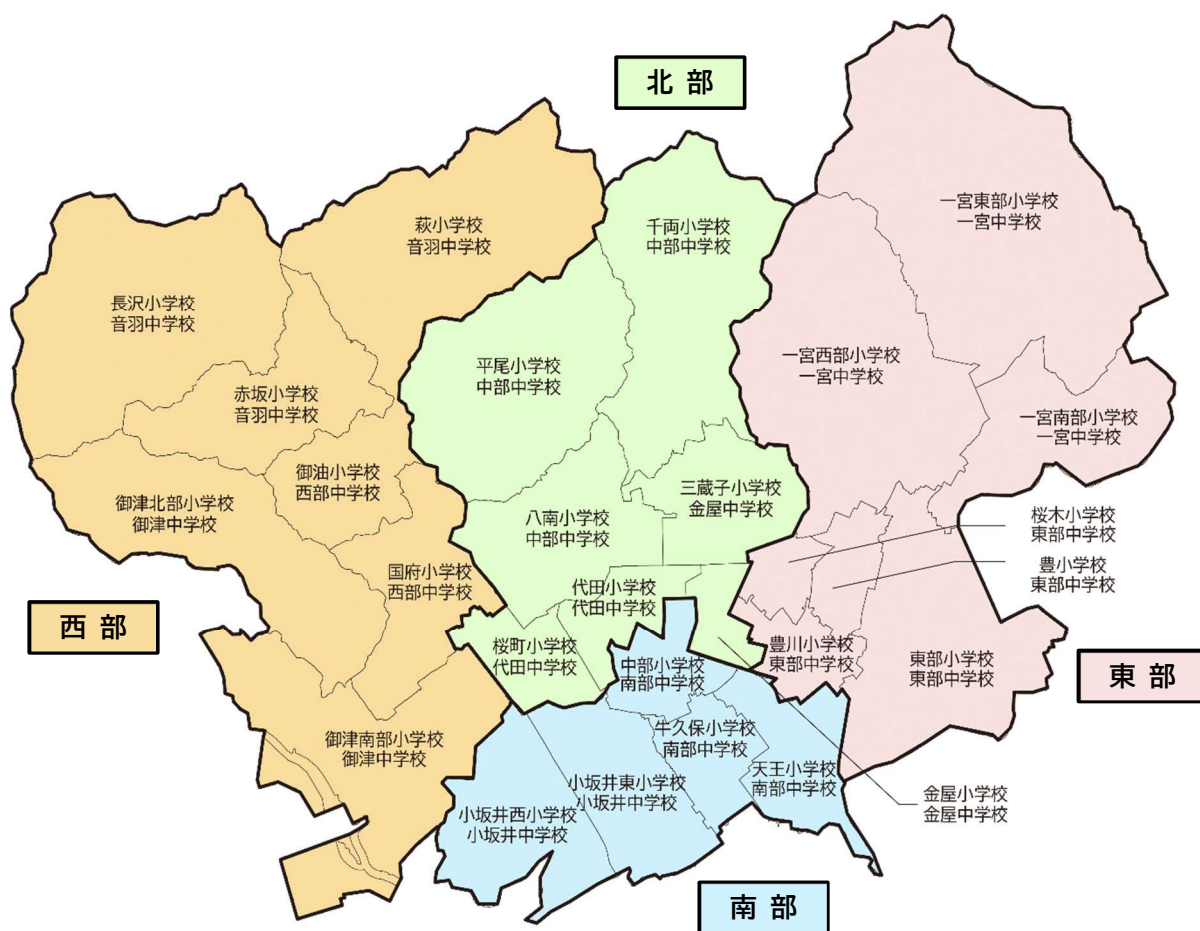
量の見込みと確保方策（法定事業）

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条第2項第1号の規定において、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、「教育・保育提供区域」を設定することとされています。

本市においては、豊川市子ども・子育て会議の意見を踏まえ、教育・保育提供区域を4つの区域（東部・南部・西部・北部）とし、需給調整等を勘案して「認定区分」「地域子ども・子育て支援事業」ごとに、市域全体を1つの区域とするものと4つの区域とするものに分けて設定します。

■教育・保育提供区域



■校区別一覧

教育・保育 提供区域	該当地域	
	中学校区	小学校区
東部地区	東部中学校/一宮中学校	豊川小学校/東部小学校/桜木小学校/豊小学校/ 一宮東部小学校/一宮西部小学校/一宮南部小学校
南部地区	南部中学校/小坂井中学校	牛久保小学校/中部小学校/天王小学校/ 小坂井東小学校/小坂井西小学校
西部地区	西部中学校/音羽中学校/御津中学校	国府小学校/御油小学校/萩小学校/長沢小学校/ 赤坂小学校/御津北部小学校/御津南部小学校
北部地区	金屋中学校/中部中学校/代田中学校	三蔵子小学校/金屋小学校/千両小学校/八南小学校/ 平尾小学校/桜町小学校/代田小学校

■事業別一覧

①教育・保育

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設	区域設定	
			市域全体 (1区域)	4つの 区域
1号認定	満3歳以上の就学前の子ども (2号認定を除く)	幼稚園・認定こども園 (幼稚園部分)	○	
2号認定	満3歳以上の就学前の子どもで、保護者の就 労や疾病等により、保育を必要とする子ども	保育所・認定こども園 (保育所部分)		○
3号認定	満3歳未満の就学前の子どもで、保護者の就 労や疾病等により、保育を必要とする子ども	保育所・認定こども園 (保育所部分)・小規模 保育事業等		○

②地域子ども・子育て支援事業

対象事業	区域設定	
	市域全体 (1区域)	4つの区域
時間外保育事業 (延長保育)		○
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)		○
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	○	
地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター等)		○
幼稚園における一時預かり事業	○	
保育所その他の場所での一時預かり事業	○	
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度) (新規)	○	
病児・病後児保育事業	○	
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	○	
利用者支援事業	○	
妊婦健康診査事業	○	
妊婦等包括相談支援事業 (新規)	○	
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問)	○	
産後ケア事業	○	
養育支援訪問事業	○	
実費徴収に係る補足給付を行う事業	○	
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	○	
子育て世帯訪問支援事業 (新規)	○	
親子関係形成支援事業 (新規)	○	

2 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方

(1) 「量の見込み」等を算出する項目・・・・・・・・

次の1～20の事業について、アンケート調査結果を踏まえ、教育・保育提供区域における量の見込み（需要）と確保の状況（供給）、確保の方策（整備目標）を定めます。

【 教育・保育の量の項目 】

	認定区分	対象事業	事業の調査対象家庭	調査対象年齢
1	1号認定	教育標準時間認定	幼稚園 認定こども園	3～5歳
	2号認定	保育認定	幼稚園	
		保育認定	認定こども園 保育所	
	3号認定	保育認定	認定こども園 保育所 小規模保育事業等	0～2歳

【 地域子ども・子育て支援事業の項目 】

	対象事業	事業の調査対象家庭	調査対象年齢
2	時間外保育事業（延長保育）	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5歳
3	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	ひとり親家庭 共働き家庭	5歳 1～6年生
4	子育て短期支援事業（ショートステイ）	全ての家庭	0～5歳
5	地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター等）	全ての家庭	0～2歳
6	幼稚園における一時預かり事業	専業主婦（夫）家庭	3～5歳
7	保育所その他の場所での一時預かり事業	ひとり親家庭・共働き家庭	0～5歳
8	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（新規）	専業主婦（夫）家庭及び就労 時間短家庭	0～2歳
9	病児・病後児保育事業	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5歳
10	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター）	全ての家庭	0～5歳 1～6年生
11	利用者支援事業	全ての家庭	
12	妊婦健康診査事業	全ての妊婦	
13	妊婦等包括相談支援事業（新規）	全ての妊産婦	
14	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）	生後4か月までの乳児が いる全ての家庭	
15	産後ケア事業	生後12か月までの乳児が いる全ての家庭	
16	養育支援訪問事業	養育支援訪問事業を必要と する家庭	
17	実費徴収に係る補足給付を行う事業	新制度に移行していない 幼稚園の利用者	
18	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業		
19	子育て世帯訪問支援事業（新規）	支援の必要があると認めた 家庭	
20	親子関係形成支援事業（新規）	支援の必要があると認めた 家庭	

(2)「量の見込み」の算出方法・・・・・・・・

「量の見込み」等を算出する項目ごとに、アンケート調査結果から“利用意向率”を算出し、将来の児童数を掛け合わせることで「ニーズ量」が算出されます。

ステップ1

～家庭タイプの算出～

アンケート回答者を両親の就労状況でタイプを分類します。

タイプAからタイプFの8つの家庭類型があります。

ステップ2

～潜在家庭タイプの算出～

ステップ1の家庭類型からさらに、両親の今後1年以内の就労意向を反映させてタイプを分類します。

市民ニーズに対応できるよう、潜在家庭類型でアンケート回答者の教育・保育のニーズを把握します。

○現在パートタイムで就労している母親のフルタイムへの転換希望

○現在就労していない母親の就労希望

ステップ3

～潜在家庭類型別の将来児童数の算出～

人口推計を算出し、各年の将来児童数と潜在家庭類型を掛け合わせます。

ステップ4

～利用意向率の算出～

事業やサービス別に、回答者数を利用希望者数で割ります。

例えば、病児・病後児保育事業や放課後児童クラブ等は保育を必要とする家庭に限定されています。

ステップ5

～事業やサービス別の対象となる児童数の算出～

事業やサービス別に定められた家庭類型等に潜在家庭類型別の将来児童数を掛け合わせます。

本当に利用したい真のニーズの見極めが重要です。

ステップ6

～ニーズ量の算出～

事業やサービス別に、対象となる児童数に利用意向率を掛け合わせます。

将来児童数を掛け合わせることで、令和7年度から11年度まで各年度のニーズ量が算出されます。

～量の見込みの決定～

ステップ1～6で求めたニーズ量を、本市の実績に踏まえ、子ども・子育て会議の審議を経て、ニーズ量の算出を行い、各項目の「量の見込み」として決定しました。

【 家庭類型 】

特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を把握するためには、1・2・3号の認定区分にそれぞれどれだけの家庭が該当するか想定することが必要です。

そのためにアンケート調査結果から、対象となる子どもの父母の有無、就労状況から下表のとおりタイプAからタイプFの8種類の類型化を行います。

類型化した区分を「家庭類型」と言い、“現在の家庭類型”と、母親の就労希望を反映させた“潜在的な家庭類型”の種類ごとに算出します。

父親 \ 母親		ひとり親	フルタイム 就労 (産休・育 休含む)	パートタイム就労 (産休・育休含む)			未就労	
				120 時間 以上	120 時間未 満 60 時間以上	60 時間 未満		
ひとり親			タイプA					
フルタイム就労 (産休・育休含む)		タイプA	タイプB	タイプC		タイプC'	タイプD	
パートタ イム就労 (産休・ 育休含 む)	120 時間以上		《保育の必要性あり》		タイプE'			
	120 時間未満 60 時間以上		タイプC	タイプE				
	60 時間未満		タイプC'	《保育の必要性なし》				
未就労			タイプD				タイプF	

タイプA : フルタイム・パートタイムひとり親家庭 (母子または父子家庭) (就労時間: 月 120 時間以上 + 月 60 時間 ~ 120 時間)

タイプB : フルタイム共働き家庭 (両親ともフルタイムで就労している家庭)

タイプC : フルタイム・パートタイム共働き家庭 (就労時間: 月 120 時間以上 + 月 60 時間 ~ 120 時間)

タイプC' : フルタイム・パートタイム共働き家庭 (就労時間: 月 60 時間未満)

タイプD : 専業主婦 (夫) 家庭

タイプE : パートタイム共働き家庭 (就労時間: 双方が月 120 時間以上 + 月 60 時間 ~ 120 時間)

タイプE' : パートタイム共働き家庭 (就労時間: いずれかが月 60 時間未満)

タイプF : 無業の家庭 (両親とも無職の家庭)

※育児・介護休業中の方もフルタイムで就労しているとみなして分類しています。

3 教育・保育の量の見込みと確保の内容

① 1号認定（認定こども園及び幼稚園）（2号認定の幼稚園の利用希望を含む）

過去の利用実績（参考）

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定	1,259	1,203	1,168	1,088	1,072
3・4・5歳児童数	5,005	4,879	4,743	4,576	4,545

【1号認定（認定こども園及び幼稚園）（2号認定の幼稚園の利用希望を含む）の量の見込み（市全体）】

アンケート調査結果では、1号認定（認定こども園及び幼稚園）（2号認定の幼稚園の利用希望を含む）の確保見込みが、近年の実績値を上回っていたため、ニーズ及び実情を踏まえ量的見込みを行いました。

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）		1,098	1,108	1,118	1,128	1,138
内訳	1号認定	903	911	920	928	936
	2号認定（幼稚園希望）	195	197	198	200	202
確保方策（B）		1,412	1,412	1,412	1,412	1,412
内訳	特定教育・保育施設	45	45	45	45	45
	確認を受けない幼稚園	1,367	1,367	1,367	1,367	1,367
差引（B）－（A）		314	304	294	284	274

【確保の内容】

1号認定（認定こども園及び幼稚園）の提供体制については、量の見込みの算定結果から、若干の上昇傾向が見込まれるため、今後5年間においては現在の提供体制を維持していくことで必要量を確保します。

② 2号認定（認定こども園及び保育所）

過去の利用実績（利用希望者数）（参考）

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
2号認定	3,524	3,460	3,367	3,281	3,282
3・4・5歳児童数	5,005	4,879	4,743	4,576	4,545

【2号認定（認定こども園及び保育所）の量の見込み（市全体）】

アンケート調査においては減少傾向となっており、また、過去5年間の実績についても減少傾向となっている点を考慮し、量の見込みを行いました。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	3,227	3,173	3,120	3,067	3,015
確保方策（B）	3,634	3,632	3,644	3,629	3,608
差引（B）－（A）	407	459	524	562	593

2号認定（認定こども園及び保育所）の量の見込み（区域別）

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
東部	量の見込み	668	657	646	635	624
	確保方策	775	773	785	785	785
南部	量の見込み	841	827	813	799	786
	確保方策	941	941	941	941	941
西部	量の見込み	729	717	705	693	681
	確保方策	847	847	847	847	847
北部	量の見込み	989	972	956	940	924
	確保方策	1,071	1,071	1,071	1,056	1,035

【確保の内容】

2号認定（認定こども園及び保育所）の提供体制については、量の見込みの算定結果から施設面では充足しており、今後5年間に於いて2号認定は減少する見込みのため、増加傾向が見込まれる3号認定の確保方策と調整を図ります。

③ 3号認定（認定こども園及び保育所＋小規模保育事業等）

過去の利用実績（利用希望者数）（参考）

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	140	134	117	119	120
1歳児	540	559	591	595	575
2歳児	729	732	736	777	764
合 計	1,405	1,425	1,444	1,491	1,459

【3号認定の量の見込み（市全体）】

アンケート調査結果による、教育・保育事業を利用したいと回答している割合、実際に利用したいと考えている年齢及び実情を踏まえ量の見込みを行いました。

3号認定（0歳児）の量の見込み（市全体）

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	122	124	126	128	130
確保方策（B）	226	229	229	232	235
内訳	特定教育・ 保育施設	209	212	212	215
	特定地域型 保育事業	14	14	14	14
	企業主導型 保育事業	3	3	3	3
差引（B）－（A）	104	105	103	104	105

3号認定（1歳児）の量の見込み（市全体）

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	592	610	629	648	668
確保方策（B）	659	662	666	673	683
内訳	特定教育・ 保育施設	621	624	628	635
	特定地域型 保育事業	18	18	18	18
	企業主導型 保育事業	20	20	20	20
差引（B）－（A）	67	52	37	25	15

3号認定（2歳児）の量の見込み（市全体）

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）		789	813	837	862	888
確保方策（B）		876	882	886	896	909
内訳	特定教育・ 保育施設	846	852	856	866	879
	特定地域型 保育事業	20	20	20	20	20
	企業主導型 保育事業	10	10	10	10	10
差引（B）－（A）		87	69	49	34	21

3号認定（0歳児）の量の見込み（区域別）

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
東部	量の見込み	23	24	24	25	25
	確保方策	38	38	38	39	39
南部	量の見込み	25	25	25	26	26
	確保方策	57	57	57	58	59
西部	量の見込み	28	28	29	29	30
	確保方策	44	45	45	45	46
北部	量の見込み	46	47	48	48	49
	確保方策	87	89	89	90	91

3号認定（1歳児）の量の見込み（区域別）

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
東部	量の見込み	107	110	113	117	120
	確保方策	128	129	130	131	133
南部	量の見込み	152	157	162	166	172
	確保方策	176	177	178	180	182
西部	量の見込み	135	139	143	148	152
	確保方策	144	144	145	147	149
北部	量の見込み	198	204	211	217	224
	確保方策	211	212	213	215	219

3号認定（2歳児）の量の見込み（区域別）

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
東部	量の見込み	142	146	151	155	160
	確保方策	171	172	173	175	177
南部	量の見込み	203	209	215	221	228
	確保方策	234	236	237	239	243
西部	量の見込み	180	185	191	197	202
	確保方策	191	192	193	195	198
北部	量の見込み	264	273	280	289	298
	確保方策	280	282	283	287	291

【確保の内容】

3歳未満児に対する教育・保育の提供体制の確保については、令和5年度の実績値と量の見込みとの差に対し、施設面では、園舎建替え時には3歳未満児の受入設備を拡充し、また、既存の保育室を乳児室に改修するなどして3歳未満児の受入を強化します。

保育士の確保については、処遇・職場環境の改善を図るとともに、ハローワークを活用した一般募集、保育士養成校との連携などを通じて必要な人材確保に努めます。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

① 時間外保育事業（延長保育）

【事業概要】

保護者の勤務時間や通勤時間の都合等により、通常の保育時間では対応できないニーズに対応するため、保育時間の延長を行う事業です。

過去の利用実績（参考）

単位：人

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
125	123	138	128

※実績値は 18:31～19:30 の時間外保育実利用児童数

【量の見込み（市全体）】

アンケート調査結果では、「日常的に子どもをみてもらえる親族がいる」家庭など、実際には利用しない家庭も多く、実情を踏まえ量の見込みを行いました。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	161	161	161	161	161
確保方策（B）	161	161	161	161	161
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

時間外保育事業（延長保育）の量の見込み（区域別）

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
東部	量の見込み	30	30	30	30	30
	確保方策	30	30	30	30	30
南部	量の見込み	55	55	55	55	55
	確保方策	55	55	55	55	55
西部	量の見込み	31	31	31	31	31
	確保方策	31	31	31	31	31
北部	量の見込み	45	45	45	45	45
	確保方策	45	45	45	45	45

【確保の内容】

令和6年4月1日現在19時30分まで延長を実施している保育所が17園あり、ニーズ量としては充足しています。今後は必要に応じて実施園を拡充し必要量を確保します。

② 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）◆

【事業概要】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校就学児童の健全な育成を図るため、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を提供する事業です。

市内26小学校区全てで実施しており、令和6年4月1日現在、51箇所（保護者会含む）となっています。

過去の利用実績（利用希望者数）（参考）

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学1年生	512	486	531	511	525
小学2年生	437	469	467	486	492
小学3年生	393	345	383	394	392
小学4年生	207	210	221	269	280
小学5年生	105	90	124	106	144
小学6年生	28	44	47	62	53
合 計	1,682	1,644	1,773	1,828	1,886

【量の見込み（市全体）】

アンケート調査結果と実際の利用率については、やや乖離が見られるものの、児童の減少傾向、近年のニーズの高まり及び実情を踏まえ量の見込みを行いました。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	1,905	1,921	1,942	1,961	1,979
小学1年生	557	530	563	537	532
小学2年生	490	517	483	524	505
小学3年生	401	409	427	406	447
小学4年生	248	260	266	277	273
小学5年生	150	138	147	148	155
小学6年生	59	67	56	69	67
確保方策（B）	2,167	2,291	2,296	2,311	2,316
小学1年生	636	634	669	633	628
小学2年生	559	620	573	624	591
小学3年生	456	489	506	480	526
小学4年生	282	308	313	325	317
小学5年生	169	163	171	172	179
小学6年生	65	77	64	77	75
差引（B）－（A）	262	370	354	350	337

量の見込み（区域別）

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
東部	量の見込み	424	427	446	441	451
	小学1年生	130	115	139	112	129
	小学2年生	107	121	109	138	107
	小学3年生	91	93	100	90	115
	小学4年生	57	60	59	62	57
	小学5年生	29	26	27	28	33
	小学6年生	10	12	12	11	10
	確保方策	519	574	579	580	579
	小学1年生	159	155	180	147	166
	小学2年生	131	163	142	182	137
	小学3年生	111	125	130	118	148
	小学4年生	70	81	77	81	73
	小学5年生	35	35	35	37	42
	小学6年生	13	15	15	15	13
南部	量の見込み	545	549	551	568	574
	小学1年生	138	130	141	145	128
	小学2年生	126	125	119	126	138
	小学3年生	116	109	110	104	115
	小学4年生	68	91	89	90	89
	小学5年生	60	52	61	60	62
	小学6年生	37	42	31	43	42
	確保方策	579	595	595	599	600
	小学1年生	148	141	152	153	134
	小学2年生	134	135	129	133	144
	小学3年生	123	118	119	110	120
	小学4年生	72	97	96	96	93
	小学5年生	64	57	66	63	65
	小学6年生	38	47	33	44	44

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
西部	量の見込み	432	440	439	444	437
	小学1年生	133	131	132	125	118
	小学2年生	115	122	110	118	112
	小学3年生	86	98	103	103	107
	小学4年生	64	55	58	62	64
	小学5年生	26	26	28	25	26
	小学6年生	8	8	8	11	10
	確保方策	479	509	509	519	519
	小学1年生	147	152	153	146	140
	小学2年生	128	141	128	138	133
	小学3年生	95	113	119	120	127
	小学4年生	71	64	67	72	76
	小学5年生	29	30	32	30	31
	小学6年生	9	9	10	13	12
北部	量の見込み	504	505	506	508	517
	小学1年生	156	154	151	155	157
	小学2年生	142	149	145	142	148
	小学3年生	108	109	114	109	110
	小学4年生	59	54	60	63	63
	小学5年生	35	34	31	35	34
	小学6年生	4	5	5	4	5
	確保方策	590	613	613	613	618
	小学1年生	182	186	184	187	188
	小学2年生	166	181	174	171	177
	小学3年生	127	133	138	132	131
	小学4年生	69	66	73	76	75
	小学5年生	41	41	38	42	41
	小学6年生	5	6	6	5	6

【確保の内容】

令和11年度までの量の見込みに対して、施設及び人材の確保に努めます。

施設については、公共施設適正配置計画に基づく学校施設をはじめ既存の公有施設を有効活用するとともに、必要となるクラブ室の建設により確保を図ります。

放課後児童支援員及び補助員については、国の確保方策の積極的な活用や広報による周知等に

より必要な人材の確保を図るとともに、市や県等が実施する研修への参加を促進し、放課後児童クラブの質をさらに向上させます。

放課後児童クラブについて、利用する保護者のニーズに合った運営に努め、夏休みの短期利用ニーズに対しては、校区を跨いで利用可能な拠点施設の開設等により、必要な量の確保を図り、運営に関しては、今後民間活力の活用を検討します。

引き続き、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の連携を推進するとともに、放課後児童クラブについて、現行の障害児受入推進事業を継続し、必要に応じて加配支援員を配置します。

市ホームページや広報紙、放課後児童クラブからの直接の発信による、放課後児童クラブの情報周知を実施します。

③ 子育て短期支援事業（ショートステイ）◆

【事業概要】

保護者が疾病等により、子どもの養育が一時的に困難となった場合に、児童福祉施設等において短期間（１週間程度）子どもを養育・保護する事業です。

市が指定する乳児院（１箇所）、児童養護施設（３箇所）及び母子生活支援施設（１箇所）において実施しています。

過去の利用実績（参考）

単位：人日

令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
53	67	34	40

【量の見込み（市全体）】

過去の実績値から量の見込みを行いました。

単位：人日

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
量の見込み（Ａ）	98	98	98	98	98
確保方策（Ｂ）	98	98	98	98	98
差引（Ｂ）－（Ａ）	0	0	0	0	0

【確保の内容】

保護者の疾病等による一時的な養育困難者に対するサービスとして、現在の提供体制を維持、継続します。

④ 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター等）

【事業概要】

子育て支援センター、つどいの広場、児童館など親子が気軽に集まることができる地域の拠点となる事業・施設において、子育て不安に対する相談や子育てサークルへの支援等、地域の子育て家庭に対する支援を行う事業です。

子育て支援センター（1箇所）、つどいの広場（1箇所）及び児童館（11箇所）において実施しています。

過去の利用実績（参考）

単位：人回

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
20,555	31,200	39,257	46,169

【量の見込み（市全体）】

アンケート調査結果及び、実情を踏まえ量の見込みを行いました。

単位：人回

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	45,799	45,429	45,069	44,699	44,322
確保方策（B）	45,799	45,429	45,069	44,699	44,322
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【確保の内容】

施設面においては、現在はつどいの広場と各中学校区に展開している児童館でも量的充足は可能となっています。施設の複合化に伴う児童館のリニューアルや周知等による潜在的なニーズの掘り起しを図るとともに、乳幼児親子向けの教室やイベントをさらに充実させるなど、より集しやすい環境を整備します。なお児童館に関しては、御津地区の整理統合により、9箇所となる予定です。

量の見込み（区域別）

単位：人回

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
東部	量の見込み	4,397	4,362	4,327	4,291	4,255
	確保方策	4,397	4,362	4,327	4,291	4,255
南部	量の見込み	13,785	13,674	13,565	13,454	13,341
	確保方策	13,785	13,674	13,565	13,454	13,341
西部	量の見込み	6,962	6,905	6,851	6,795	6,737
	確保方策	6,962	6,905	6,851	6,795	6,737
北部	量の見込み	20,655	20,488	20,326	20,159	19,989
	確保方策	20,655	20,488	20,326	20,159	19,989

⑤ 幼稚園における一時預かり事業

【事業概要】

幼稚園及び認定こども園（１号認定）の在園児を対象として、教育標準時間の開始前や終了後、夏休みなどの長期休業期間中に園児を預かる事業です。

令和元年度より、新たに認定こども園１園で預かり保育を開始しており、幼稚園５園、認定こども園２園の計７園で実施しています。

過去の利用実績（参考）

単位：人日

令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
29,931	32,876	32,668	25,039

【量の見込み（市全体）】

アンケート調査結果による算出見込みと、実情を踏まえた量の見込みを行いました。

単位：人日

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
量の見込み（Ａ）		25,034	25,262	25,490	25,718	25,946
内訳	１号認定	20,597	20,657	21,098	20,997	21,500
	２号認定	4,437	4,605	4,392	4,721	4,446
確保方策（Ｂ）		25,034	25,262	25,490	25,718	25,946
差引（Ｂ）－（Ａ）		0	0	0	0	0

【確保の内容】

量の見込みに対して、市内の５幼稚園及び２認定こども園（１号認定）で実施している預かり保育の提供体制で充足しており、現在の提供体制を維持、継続します。

⑥ 保育所その他の場所での一時預かり事業◆

【事業概要】

保護者のパート就労や病気等により家庭での保育が一時的に困難となる場合や保護者の育児の負担軽減、冠婚葬祭への出席、出産のため、主として昼間、子どもを預かる事業です。

市内12箇所の保育所及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター・就学前児童対象）にて、実施しています。

過去の利用実績（参考）

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所	4,899	5,872	6,146	5,954
子育て援助活動支援事業	1,641	1,234	1,203	1,190
計	6,540	7,106	7,349	7,144

【量の見込み（市全体）】

アンケート調査結果及び、実情を踏まえ量の見込みを行いました。

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	7,560	7,560	7,560	7,560	7,560
内訳	保育所	6,310	6,310	6,310	6,310
	子育て援助活動支援事業	1,250	1,250	1,250	1,250
確保方策（B）	7,560	7,560	7,560	7,560	7,560
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【確保の内容】

保育所における一時預かりについては、必要に応じて、実施園や受入れクラス数を拡充し、必要量を確保します。

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業・就学前児童対象）における一時預かり事業においては、現在の体制を維持し、援助会員及び両方会員の確保に努め必要量を確保します。

⑦ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（新規）.....◆

【事業概要】

全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度」）を実施します。

過去の利用実績（参考）

単位：人日

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
—	—	—	—

【量の見込み（市全体）】

国から示されている方法に基づき、量の見込みを算出しました。

※乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の対象者（0歳6か月から満3歳未満の未就園児数）に、現時点において国から示されている「月一定時間（月10時間）」を乗じ、定員一人1月当たりの受け入れ可能時間数を除する。

単位：人日/月

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	62	62	62	62	62
確保方策（B）	62	62	62	62	62
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

単位：人日/月

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	22	22	22	22	22
1歳児	19	19	19	19	19
2歳児	21	21	21	21	21

【確保の内容】

事業の利用状況等を踏まえ、ニーズを把握するとともに、適切な体制確保に努めます。

⑧ 病児・病後児保育事業◆

【事業概要】

病氣中または病気の回復期にあり、普段通っている保育所などに通うことができない子どもを、保育施設や病院に付設された施設で一時的に預かる事業です。

市内2箇所の医療機関付施設で実施しています。平成30年度までは病後児のみを対象としていましたが、令和元年度からは病児も対象として実施しています。

過去の利用実績（利用希望者数）（参考）

単位：人日

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
9	130	118	228

【量の見込み（市全体）】

アンケート調査結果による算出見込みと、過去の実績との乖離が大きいため、実情を踏まえ量の見込みを行いました。

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	400	500	600	700	800
確保方策（B）	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
差引（B）－（A）	800	700	600	500	400

【確保の内容】

令和5年度に新たに1か所開設されたことにより、量の見込みに対する確保が可能となりました。引き続き今後の実績の推移を踏まえ、量の見込みについて注視していきます。

⑨ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

＜就学児童のみ＞

【事業概要】

保護者の外出時等の一時預かりなどの子育てに関する援助を、受たい人（依頼会員）と行いたい人（援助会員）が相互に会員となり、助け合う会員組織で、会員間のコーディネート（紹介など）やサポートなどを通して相互援助活動を支援する事業です。

過去の利用実績（参考）

単位：人日

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
833	857	1,084	590

【量の見込み（市全体）】

アンケート調査においては利用に係る回答が少数であったため、主に過去の実績値から量の見込みを行いました。

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	900	900	900	900	900
確保方策（B）	900	900	900	900	900
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【確保の内容】

現在のセンター体制を維持し、援助会員及び両方会員の確保に努めるとともに、事業の活用が図られるよう周知を行います。

⑩ 利用者支援事業

【事業概要】

教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用について情報集約を行い、子どもや保護者からのそれらの利用にあたっての相談に応じ、必要な情報提供・助言をし、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

過去の利用実績（参考）

単位：人

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
4,257	4,361	3,781	4,057

【量の見込み（市全体）】

基本Ⅰ型、特定型の実施に加え、令和6年度より母子保健型に代えて、こども家庭センター型を実施していますが、令和7年度より基本Ⅲ型及び妊婦等包括相談支援事業型が始まります。そのため、量の見込みは箇所数とし、特に基本Ⅲ型については、児童館や保育所等での実施要件が整備されたところから順次増設していく予定です。

単位：箇所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	14	26	33	42	48
基本Ⅰ型	1	2	2	2	2
基本Ⅲ型（新規）	10	21	28	37	43
特定型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型（母子保健機能）	1	1	1	1	1
こども家庭センター型（児童福祉機能）	1	1	1	1	1
確保方策（B）	14	26	33	42	48
基本Ⅰ型	1	2	2	2	2
基本Ⅲ型（新規）	10	21	28	37	43
特定型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型（母子保健機能）	1	1	1	1	1
こども家庭センター型（児童福祉機能）	1	1	1	1	1
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【確保の内容】

子育て支援センター（基本Ⅰ型）、保健センター（「母子保健型」から「こども家庭センター型（母子保健機能）」に変更）、保育課（特定型）で引き続き利用者支援事業を行うことに加え、令和6年4月に設置した「豊川市こども家庭センター」で新たに「こども家庭センター型（児童福祉機能）」、児童館等に設置する地域子育て相談機関で「基本Ⅲ型」及び保健センターで「妊婦等包括相談支援事業型」を行います。

また、関係機関と情報共有し、連携して支援をするネットワーク体制の強化を図るとともに、令和8年度に開設を予定している「豊川市総合保健センター（仮称）」で「基本Ⅰ型」、「こども家庭センター型（児童福祉機能）」、「こども家庭センター型（母子保健機能）」、「妊婦等包括相談支援事業型」を一体的に行う予定です。

⑪ 妊婦健康診査事業

【事業概要】

妊娠の届け出があった妊婦に対し、妊婦健康診査受診票を交付し、妊娠期間中14回までの妊婦健康診査を助成します。

過去の利用実績（参考）

単位：回

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
17,952	16,853	15,988	16,037

【量の見込み（市全体）】

0歳児の推計児童数を対象者とし、受診券交付数（14回）を乗じた数値（延受診券者数）を量の見込みとしました。

単位：回

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	15,020	14,875	14,778	14,681	14,596
確保方策（B）	15,020	14,875	14,778	14,681	14,596
	実施場所 愛知県内の産科医療機関等				
	※県外で受診した方は後日還付手続き				
	実施時期 通年実施				
	健診回数 14回				
	検査項目 国が定める基本的な妊婦健康診査項目				

【確保の内容】

医療機関や助産所で実施する健診に対し、14回分の受診券を交付する現在の体制を維持、継続します。

⑫ 妊婦等包括相談支援事業（出産・子育て応援事業）……………◆

【事業概要】

妊娠の届け出があった妊婦に対し、面談等の措置を講じ、妊婦の心身の状況、その置かれている環境の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談及び子育て支援サービスの利用につなげます。

過去の面接実績（参考）

単位：回

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
—	—	3,122	3,894

【量の見込み（市全体）】

0歳児の推計児童数を対象者とし、1人あたり3回以上の面談の実施を乗じた数値を量の見込みとしました。

単位：回

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	3,762	3,726	3,690	3,666	3,642
確保方策（B）	3,762	3,726	3,690	3,666	3,642

【確保の内容】

保健センターの保健師や助産師、看護師により、妊婦等包括相談支援事業を行います。

また、関係機関と情報共有し、連携して支援をするネットワーク体制の強化を図るとともに、令和8年度に開設を予定している総合保健センター（仮称）で「基本型（Ⅰ型）」、「こども家庭センター型（児童福祉機能）」、「こども家庭センター型（母子保健機能）」と一体的に行う予定です。

⑬ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）◆

【事業概要】

生後4ヶ月までの乳児がいる全ての家庭へ、保健師、助産師、看護師が訪問し相談に応じる事業です。

保健センターにおいて、「こんにちは赤ちゃん訪問事業」として乳児のいる全ての家庭を対象に実施しています。

過去の利用実績（参考）

単位：人

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1,386	1,304	1,244	1,201

【量の見込み（市全体）】

過去の実績と0歳児の推計児童数を踏まえ、量の見込みを算出しました。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	1,254	1,242	1,230	1,222	1,214
確保方策（B）	1,254	1,242	1,230	1,222	1,214
	実施体制 保健師、看護師、助産師 実施機関 豊川市（保健センター） 対象年齢 生後4か月まで				

【確保の内容】

保健センターの保健師や助産師、看護師により「こんにちは赤ちゃん訪問事業」として現在の体制で実施します。

⑭ 産後ケア事業◆

【事業概要】

産後1年未満の身内の支援が受けられない母子に対し、産科医療機関等で母親の心身の回復のための支援を行うとともに、助産師等からの指導・助言によりセルフケア能力を育み、前向きに育児に取り組めるよう支援します。

過去の利用実績（参考）

単位：人日

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
130	217	226	294

【量の見込み（市全体）】

利用可能期間を産後1年未満までとし、産後の支援を必要とする産婦の体調回復及び育児負担軽減を図ります。過去の実績及び利用者の実情を踏まえるとともに、量の見込みを行いました。

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	616	616	616	616	616
確保方策（B）	実施場所 豊川市と委託契約している産科医療機関または助産所 対象年齢 産後1年未満 利用日数 宿泊型・デイサービス型・アウトリーチ型（自宅訪問型）を合わせて最大7日間				

【確保の内容】

引き続き支援が必要な産婦の把握に努め、必要な支援内容に応じた利用勧奨を行っていきます。

⑮ 養育支援訪問事業

【事業概要】

養育支援が必要な家庭を訪問し、養育に関する相談を受け、支援、助言等を行うことにより虐待に至ることを防ぎます。

子育て支援課において、対象家庭を訪問し、必要な相談、指導、支援等を実施しています。

過去の利用実績（参考）

単位：人回

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
716	429	415	364

【量の見込み（市全体）】

過去の実績を踏まえ、量の見込みを算出しました。

単位：人回

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	400	400	400	400	400
確保方策（B）	400	400	400	400	400
	実施体制 保健師、助産師等 実施機関 豊川市（子育て支援課） 対象者 要支援児童、特定妊婦				

【確保の内容】

保健師等により、関係機関と連携しながら対象家庭の支援を実施します。

⑩ 実費徴収に係る補足給付を行う事業◆

【事業概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、幼稚園または特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき給食費（副食材料費）または教材費、行事費等を助成する事業です。

【量の見込み（市全体）】

幼稚園等利用者の実情を踏まえ量の見込みを行いました。

幼稚園の給食費（副食材料費）に係る補足給付事業の量の見込み

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	207	207	207	207	207
確保方策（B）	207	207	207	207	207
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【確保の内容】

認定世帯について、必要量を確保し支援を実施します。給食費（副食材料費）は、新制度に移行していない幼稚園の利用者を対象として、令和元年10月1日の幼児教育・保育の無償化を機に実施しています。日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品教材費は、特定教育・保育施設などの利用者を対象として、低所得者の負担軽減を図るために実施しています。

⑪ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業◆

【事業概要】

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

【今後の方向性】

住民ニーズに沿った多様な保育を提供していく上で、多様な事業者の能力を活用するため、新規参入事業者に対する相談・助言等の巡回支援の実施に向けた調査研究を進めます。また、特別な支援が必要な子どもの受け入れができるようニーズ調査を行い、該当する認定こども園との調整等を進めます。

⑱ 子育て世帯訪問支援事業（新規）

【事業概要】

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、若しくはヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

過去の利用実績（参考）

単位：人日

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
—	—	—	—

【量の見込み（市全体）】

本事業による支援を必要とすることが見込まれる世帯数として、実情を踏まえ量の見込みを行いました。

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	260	260	260	260	260
確保方策（B）	260	260	260	260	260
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【確保の内容】

支援対象者との「協働・共有」を前提にサポートプランを作成し、関係機関等と連携し支援を進めます。

⑱ 親子関係形成支援事業（新規）

【事業概要】

児童との関わり方や、子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、親子間における適切な関係性の構築を図るための支援を実施します。

過去の利用実績（参考）

単位：人

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
—	—	—	—

【量の見込み（市全体）】

本事業の利用に望ましいと考えられる家庭について、実情を踏まえ、量の見込みを行います。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	0	0	1	1	1
確保方策（B）	0	0	1	1	1
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【確保の内容】

令和7年度以降、職員（心理職）が親子関係形成支援プログラムの実施資格取得のための研修を受講し、事業実施に向け準備を進めます。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保



令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度に移行していない幼稚園の利用料、幼稚園・認定こども園の預かり保育利用料、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給、保護者の経済的負担の軽減や利便性の増進等を勘案して給付を行うものとします。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監査等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、県に対し、情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、県との連携を図ります。

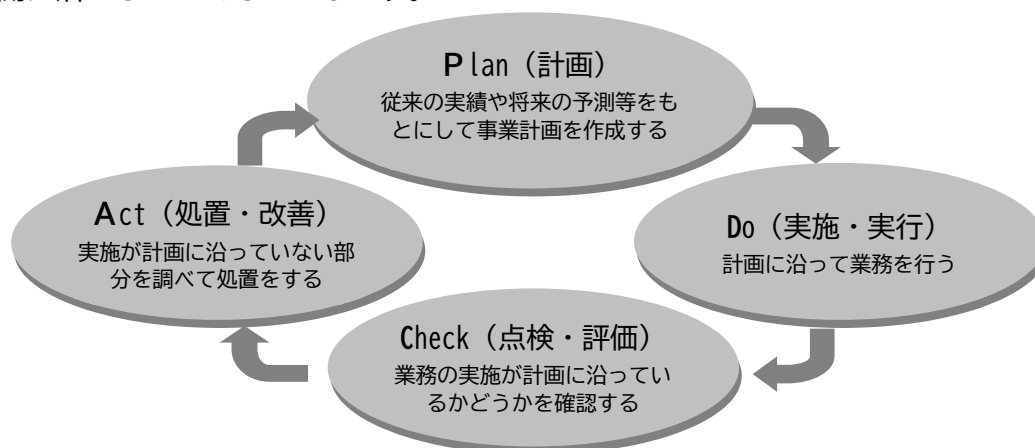
第6章

計画の進行管理

1 施策の実施状況の点検

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「豊川市子ども・子育て会議」にて、施策の実施状況について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づき必要に応じて対策を講じるものとします。

なお、第5章の「量の見込みと確保方策（法定事業）」の内容については、年度ごとにニーズ量と確保方策を示していることから、PDCAサイクルにより実施状況について年度ごとに進捗状況を管理し、利用者の動向等を鑑みながら、翌年度の事業展開に活かしていくものとします。



2 国・県等との連携

計画に掲げる取組については、市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣市との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

具体的には、子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策との連携、労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携、児童虐待防止・社会的養護体制・ひとり親家庭の自立支援等において、専門的かつ広域的な観点から、県と連携し、推進するとともに、県を通じ、産業界や事業者に対する雇用環境の整備に向けた働きかけを要請していきます。

・ 資料編

1 策定経過

開催日時	検討内容
令和5年6月26日	令和5年度第1回 豊川市子ども・子育て会議 (1) 子ども・子育て支援事業の進捗状況について (令和4年度実績) (報告) (2) 令和5年度保育所整備事業について (報告)
令和5年10月23日	令和5年度第2回 豊川市子ども・子育て会議 (1) 第3期豊川市子ども・子育て支援事業計画の策定について (審議)
令和5年11月15日 ～令和5年11月22日	「子ども・子育てに関するアンケート調査」に係る調査票の修正及び確認の実施
令和5年12月23日 ～令和6年1月19日	「子ども・子育てに関するアンケート調査」の実施 ・就学前児童(0歳～5歳)の保護者アンケート 配布数 2,000通 有効回答数 903通 有効回答率45.2% ・小学生児童(6歳～11歳)の保護者アンケート 配布数 2,000通 有効回答数 945通 有効回答率47.3%
令和6年3月25日	令和5年度第3回 豊川市子ども・子育て会議 (1) 子ども・子育て支援事業に係る令和6年度予算について (報告) (2) 子ども・子育てに関するアンケート調査について (報告) (3) 総合保健センターの事業進捗状況について (報告)
令和6年6月28日	令和6年度第1回 豊川市子ども・子育て会議 (1) 子ども・子育て支援事業の進捗状況について (令和5年度実績) (報告) (2) 次期計画策定方針、骨子(案)及びスケジュールについて (審議) (3) 令和6年度保育所整備事業について (報告)
令和6年10月24日	令和6年度第2回 豊川市子ども・子育て会議 (1) 第3期豊川市子ども・子育て支援事業計画素案について (審議)
令和7年1月10日 ～2月9日	第3期豊川市子ども・子育て支援事業計画策定に係る意見募集 (パブリックコメント) 実施
令和7年3月6日	令和6年度第3回 豊川市子ども・子育て会議 (1) 第3期豊川市子ども・子育て支援事業計画案策定について (審議) (2) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る意見聴取について (審議) (3) 子ども・子育て支援事業に係る令和7年度予算について (報告)

2 豊川市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、豊川市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。次号において同じ。）に関し学識経験を有する者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 法第6条第2項に規定する保護者
- (4) 公募による市民
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱した委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則（令和5年3月13日条例第1号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

3 豊川市子ども・子育て会議委員名簿

令和5年度

区 分	団体名等	氏 名	備 考
学識経験者	学識経験者 (岡崎女子大学准教授)	白垣 潤	会長
法7条第1項に 規定する子ども・子育て支援 に関する事業に 従事する者	豊川市私立幼稚園協会 (愛知双葉幼稚園長)	阿部 康幸	
	豊川市小中学校長会 (平尾小校長)	加藤 雪絵	
	豊川市保育連絡協議会 (三蔵子保育園長)	安田 益代	
	NPO法人とよかわ子育てネット (代表理事)	豊田 恵子	副会長
法6条第2項に 規定する保護者	豊川市内私立幼稚園母の会 (愛知双葉幼稚園父母の会)	稲田 彩子	
	豊川市内保育園保護者会 (御油保育園保護者会)	木本 智美	
	豊川市小中学校PTA連絡協議会 (会計)	太田 実希	
公募による市民		柳瀬 ひろみ	
		森元 陽美	
その他市長が必要と認める者	主任児童委員	鈴木 多美	

令和6年度

区 分	団体名等	氏 名	備 考
学識経験者	学識経験者 (岡崎女子大学教授)	白垣 潤	会長
法7条第1項に 規定する子ども・子育て支援 に関する事業に 従事する者	豊川市私立幼稚園協会 (愛知双葉幼稚園長)	阿部 康幸	
	豊川市小中学校長会 (国府小学校長)	竹本 智	
	豊川市保育連絡協議会 (中部保育園長)	鈴木 勝代	
	NPO法人とよかわ子育てネット (代表理事)	豊田 恵子	副会長
法6条第2項に 規定する保護者	豊川市内私立幼稚園母の会 (愛知双葉幼稚園父母の会)	小澤 泉名	
	豊川市内保育園保護者会 (大木保育園保護者会)	渥美 奈緒美	
	豊川市小中学校PTA連絡協議会 (家庭教育委員)	赤松 渚	
公募による市民		井上 亜里沙	
		廣川 和美	
その他市長が必要と認める者	主任児童委員	鈴木 多美	～R6.11.30
		鈴木 多美	R6.12.1～

4 用語解説

【あ行】

育児休業制度

労働者の申し出により、養育のため、一定期間休業することができる制度。

NPO

Non Profit Organization（非営利活動組織）の略称で、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を非営利で行う組織・団体。

【か行】

確保方策

市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて、潜在ニーズを含めて量の見込みを把握し、それに対応する「確保方策」を定めることとなっている。

家庭児童相談室

18歳までの子どもたちとその家族に関する様々な悩みや心配ごとの相談相手となり、家庭児童相談員や主任児童委員が問題解決の支援を行う場。

加配保育

発達の気になる子ども（3歳児から5歳児）について、集団の中で日々穏やかに充実した生活を送れるよう、保育士の配慮を手厚くして保育を行うもの。

協働

市民をはじめ自治会・町内会、団体・NPO、事業者及び市が共通の目的を持って、相互に自主性を考慮しつつ、それぞれが持つ知識、技術などの資源を提供し合い、協力して取り組むこと。

こども家庭センター

子育てに困難を抱える家庭に対して、切れ目なく、漏れなく対応することを目的として、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施する組織。

こども家庭庁

こども及びこどものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援並びにこどもの権利利益の擁護に関する事務を行うとともに、当該任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。

こども基本法

「こどもまんなか社会」の実現を目指し制定された法律。令和5年4月に施行され、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めており、「こども計画」の策定が努力義務とされた。

こども未来戦略

若い世代の将来展望を描けない状況や、子育て世帯の生活や子育ての悩みを踏まえ、若者・子育て世代の所得を増やす、社会全体の構造や意識を変える、すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していくことを戦略の基本理念として掲げ、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指し、令和5年12月に策定。

こどもまんなか社会

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

こども大綱

こども基本法第9条に基づき、こども施策の推進を目的として策定され、こども施策に関する基本的な方針、こども施策に関する重要事項及びこども施策を推進するために必要な事項に加え、こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る等の基本方針が示されている。

こどもまんなか実行計画

こども基本法に基づくこども大綱に示された6つの基本的な方針及び重要事項の下で進めていく、幅広いこども政策の具体的な取組を一元的に示した初めてのアクションプラン。こどもや若者の権利の保障に関する取組や、「加速化プラン」等の少子化対策、こどもの貧困対策をはじめとする困難な状況にあるこどもや若者・家族への支援に係る施策など、387の項目を提示。

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

こども大綱において、「こどもの貧困の解消」が明記されたことを踏まえ、法律の題名を「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」とし、目的や・基本理念の充実に加え、こども貧困大綱に「ひとり親世帯の養育費受領率」の指標の追加や貧困の状況にあるこども及びその家族等関係者の意見反映が盛り込まれた。

子ども・子育て支援新制度

就学前の子どもを対象とした幼稚園・保育所等や、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるための制度。

子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育や、地域の子育て支援等についての需給計画。

子ども・子育て支援法

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための法律。

子ども食堂

地域の住民・企業・団体がボランティアで運営する、無料や低額で食事をするすることができる食堂。

【さ行】

次世代育成支援対策推進法

将来、社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を目的として、平成15年に制定された法律。

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

平成2年11月20日、国連総会において採択され、日本は平成6年4月22日に批准を行った。

児童の権利に関する条約は、子ども（18歳未満の人）が守られる対象であるだけでなく、権利をもつ主体であることを明確にし、子どもがおとなと同じように、ひとりの人間としてもつ様々な権利を認めるとともに、成長の過程にあって保護や配慮が必要な、子どもならではの権利も定めている。

子どもの権利条約の基本的な考え方は、次の4つで表され、それぞれ、条文に書かれている権利であるとともに、あらゆる子どもの権利の実現を考える時に合わせて考えることが大切な「原則」であるとされており、これらの原則は、日本の子どもに関する基本的な法律である「こども基本法」にも取り入れられている。

1 差別の禁止（差別のないこと）

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障される。

2 子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考える。

3 生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障される。

4 子どもの意見の尊重（子どもが意味のある参加ができること）

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮する。

児童福祉法

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うため、「こども家庭センター」の設置等、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充等が盛り込まれた。

主任児童委員

民生委員・児童委員のうち、児童福祉に関する事項を専門に担当し、地域を担当する民生委員・児童委員と一体となって、児童福祉を推進する活動を実施している。

小規模保育事業

主に満3歳未満の乳幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。乳幼児の保育に直接従事する職員を保育士に限るA型、保育に従事する職員の半数以上を保育士とするB型、現行のグループ型小規模保育事業からの移行を前提としたC型の3つの事業類型がある。

食育

様々な経験を通じ、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践する

ことができる人間を育てること。

新・子育て安心プラン

国における子育て支援策として、待機児童解消に向け、令和3年度から令和6年度末までの4年間で、令和7年度における女性就業率82%に対応できるよう、約14万人分の保育の受け皿を整備すると示された。

新・放課後子ども総合プラン

放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施の推進等により、全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を目標とし、放課後児童対策の取組をさらに推進する対策。

総合計画

総合的、計画的な行政運営やまちづくりのための市の長期計画で、現在の計画は、平成28年3月に策定した第6次計画。

【た行】

特定教育・保育施設

県が認可し、市町村による確認を受けた施設型給付の対象となった施設。

特定地域型保育事業

市町村による認可・確認を受け地域型保育給付の対象となった事業。

特別支援教育

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

【な行】

認可保育所

国が定めた設置基準を満たし県に認可された保育所で、保護者が仕事や病気等の理由で小学校就学前の子どもの保育の必要性がある場合に、子どもを預かって保育する。

認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持つほか、認定こども園法に基づく地域の子育て支援を行う。認定こども園では満3歳以上の子どもについて保護者の就労状況に関わらず利用できる。

【は行】

ファミリー・サポート・センター

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

放課後児童クラブ

児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校の子どもたち（放課後児童）に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図るもの。

【ま行】

民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき、社会福祉に熱意のある人が地域の推薦を受け、厚生労働大臣から委嘱され、地域での生活上の問題、家族の問題、高齢者福祉、児童福祉などあらゆる分野の相談に応じ、助言や調査などを行う者で、児童委員は児童福祉法により民生委員が兼務。

【や行】

ヤングケアラー

子ども・若者育成支援推進法の改正において、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象に「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として明記した。

幼稚園

満3歳から小学校入学までの幼児の教育を行う教育機関。学校教育法第22条によれば「幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする」。

要保護児童対策地域協議会

要保護児童（虐待を受けた児童等）の適切な保護を図るため、関係機関等により構成される組織で、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う。

【ら行】

量の見込み

市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の「見込み」を推計することとなっている。

臨床心理士

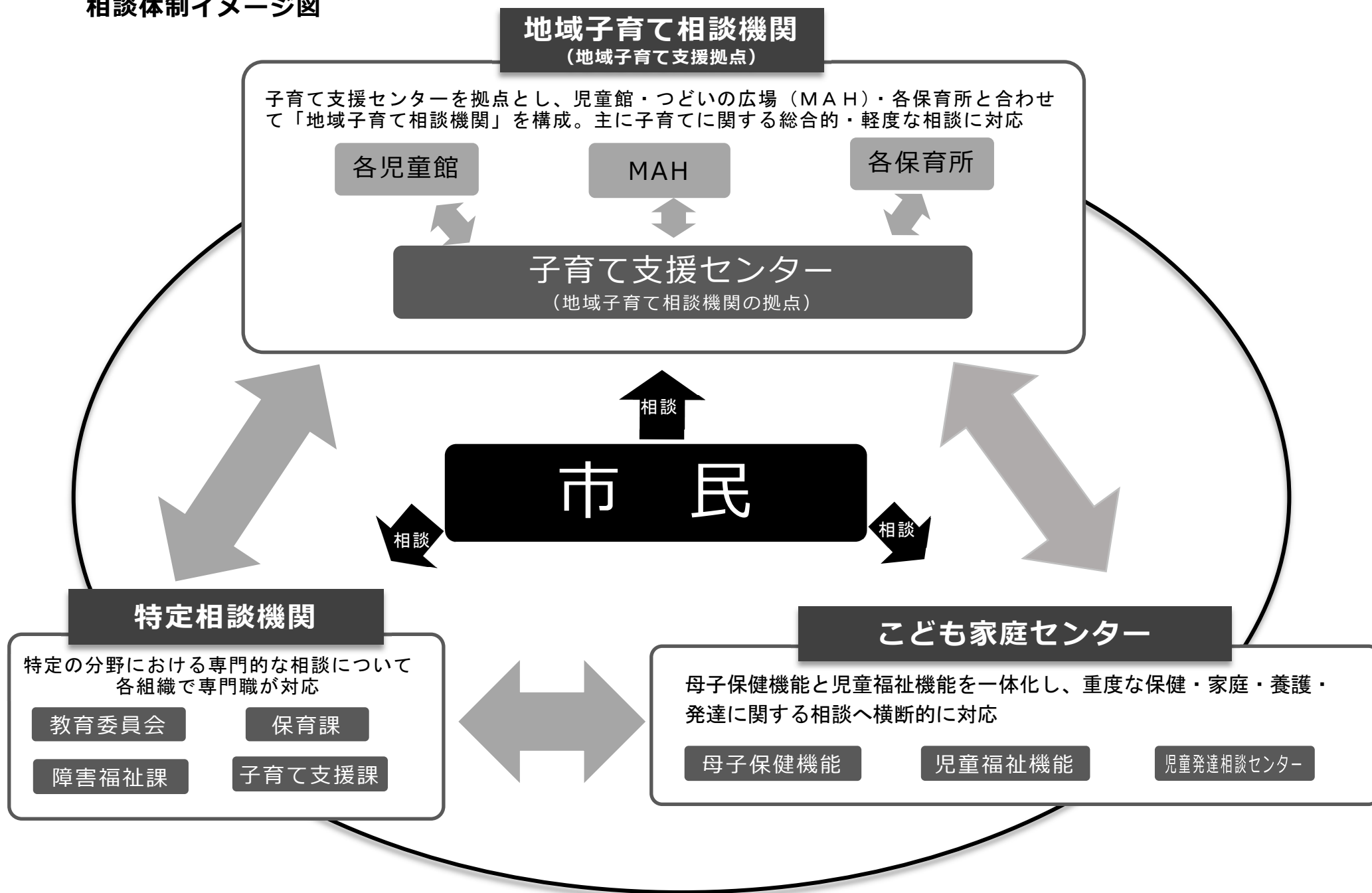
カウンセラー、セラピスト、心理職など様々に呼ばれている心理学の専門家で、財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する資格の所持者。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス

働く人が仕事とそれ以外の生活を自身が望む調和のとれた状態にできること。

相談体制イメージ図



第3期豊川市子ども・子育て支援事業計画

令和7年 月

発行：豊川市

編集：子ども健康部 子育て支援課

〒442-8601 愛知県豊川市諏訪1丁目1番地

TEL 0533-95-0250 FAX 0533-89-2137
